

参議院公害対策特別委員会会議録第六号

昭和四十五年十二月十七日(木曜日)

午前十時六分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

占部 秀男君

鬼丸 勝之君

久次米健太郎君

杉原 一雄君

内田 善利君

委員

長田 裕二君

川上 為治君

古池 信三君

矢野 登君

渡辺 太郎君

小野 明君

田中寿美子君

竹田 四郎君

小平 芳平君

田淵 哲也君

須藤 五郎君

国務大臣

山中 貞則君

政府委員

城戸 謙次君

西川 喬君

宮崎 仁君

橋本龍太郎君

中村 一成君

厚生大臣官房國
立公園部長

厚生大臣官房國
立公園部長

厚生省環境衛生
局長

曾根田郁夫君

通商産業省公害
保安局長 莊 清君

通商産業省公害
保安局公害部長 柴崎 芳三君

通商産業省公益
事業局長 長橋 尚君

運輸省自動車局
長 野村 一彦君

事務局長 野村 一彦君

常任委員会専門
員 中原 武夫君

中小企業庁指導
部長 西田 彰君

運輸省港湾局技
術参事官 竹内 良夫君

運輸省自動車局
整備部長 隅田 豊君

運輸省航空局飛
行場部長 丸居 幹一君

建設省都市局参
事官 石川 邦夫君

自治大臣官房調
査官 富崎 逸夫君

説明員

本日の会議に付した案件

○公害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出、衆
議院送付)

○騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○委員長(占部秀男君) ただいまから公害対策特
別委員会を開会いたします。

公害対策基本法の一部を改正する法律案、公害

防止事業費事業者負担法案、騒音規制法の一部を改
正する法律案及び大気汚染防止法の一部を改正す
る法律案、以上四件を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある
方は、順次御発言を願います。

○小野明君 総務長官が三十分だそうですから、
十時半までということのようでございますから、
最初に長官にお尋ねする分だけとめてやりたい
と思います。

それで、基本法の十九条によりまして、汚染の
きびしい地区に対しましては基本方針を示して公
害防止計画をつくらう、こういうことに規定をさ
れております。それで簡略にお尋ねをいたした
いと思ひますが、北九州市の汚染の状況がきわめて
ひどい状況にあるということは御承知だと思ひま
すが、この北九州市に対しましてはいつ基本方針
を示されるのか、それをお尋ねをいたしたい。

○国務大臣(山中貞則君) 北九州市は四十六年度
に基本方針を指示することをめどにしていま作業
を進めておりますが、それと一緒に進められる予
定のものが鹿島、名古屋、尼崎、大分の鶴崎とい
うところで予定しております。

○小野明君 四十六年度、明年示すということ
ですね。そういたしますと、これが具体化されてく
るのはいつになるわけですか。

○国務大臣(山中貞則君) 先般三地区について指
定をいたしました際は、昨年の五月の指示がよう
やく本年の終わりにころになつてきまつたという初
めのケースでもございまして、財源担当の大
蔵省としても地域ごとに先取りと申しますか、公
共事業の中の下水道算等が固定されて五年間先
取りという感じになるものですから、それらの基
本的な姿勢の問題で少し議論を交換いたしました
ので、おそきに失した感じがございします。しかし、
これは一つのルールができたということになりま

したので、これから先は、規模の大小その他は別
にいたしましたも作業は相当スムーズに進むと思
いますから、これは指示をいたしますと、そう遠
くない間に県側との間に意見の調整をはかつて最
終的な総理大臣の承認行為というものができれば
同じ年度内に行なわれるようにしたいものだと私
は考えております。

○小野明君 同じく福岡の県内でございしますが、
大牟田市も最近非常に汚染がひどい状況になつて
おりますが、同時に大牟田市に対しても基本方針
を示されるお考えであるかどうか。それはいつこ
ろになるかお尋ねをいたしたい。

○国務大臣(山中貞則君) これは来年度から始ま
るわけでございます。一応その次のランクとして
大牟田市が入っております。それについては大
牟田地区であります。八戸、木更津、君津、富
士、瀬戸内海沿岸等と一緒にランクでいただいた
北九州の次には大牟田ということで作業がいま進
められておるわけでございます。

○小野明君 そうしますと、年度が一年おくれ
くるわけですね。

それから、これは厚生省にちよつとお尋ねをい
たしておきますが、この前から何度もお尋ねをし
ておりますが、そのたびに資料がそろわないとい
うことで明確な答弁があつておりませんが、最近
の調査によりますと、尿検査もかなり高い数値が
出ておりますが、例の要観察地域の指定の問題で
ございしますが、これはどうなのか、ひとつ明確な
お答えをいたしたいと思ひます。

○政府委員(曾根田郁夫君) ただいまお尋ねの大
牟田市の要観察地域の指定の件でございますが、
先般県の健康調査の結果が発表になりました。第
一次検診二千五百四十人のうちで尿のたん白ブラ
スにあらわれた者が百四十人ございました。この
百四十名について第二次検診を実施いたしました

ところ全体の平均が一リットル当たり一〇・三マイクログラムというふうに要観察地域のいわば九マイクログラムをこえておりますし、また、暫定対策要領による第二次検診のスクリーニングの基準になっております三〇マイクログラムをこえる者が五名というふうに非常に高い数値が出てまいりました。その他の米等の資料も全部出そろいましたので、できるだけ早く、もうすでに県から指定申請書が出ておりましたので、来週早々県の係官が上京するという事になっておりますので、そこでいま残っておりますのは具体的な線引きの作業だけでございますから、そこでできるだけ早く話をまとめまして年内に指定を終わりたいというふうに考えております。

○委員長(占部秀男君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(占部秀男君) 速記を起こしてください。

○小野明君 それじゃ一体この基本方針を示して、公害防止計画といいますが、その地域、圏内というものが一貫してスムーズな計画のもとに公害防止計画が立てられるように思います。それで問題の北九州市における洞海湾というものは国が基本方針を示して公害防止計画の中に入れるべきものかどうか、その辺の考えについてはいかがなものでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) 長年にわたって海底に堆積しております有毒物質等も含んでおられるといわれておりますヘドロ、こういうものは公害防止事業費事業者負担法案の仕様の内容で処理できるのではないかと思います、ただいま北九州市、福岡県あたりが計画をしております埋め立て緑地、公園等の造成、こういうもの等は基本法の問題でなむ範囲と、場合によっては公害防止の事業計画、公害地域ごとの計画の中に入っていく部分もあるいは出てくるかもしれないと考えておるわけでございます。

○小野明君 そうすると、全体として入れるという事ではなくて、部分的には入ってくるという事のようにですが、一体どういうふうになるんですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは地元の御希望にもありますが、公害防止事業費事業者負担法案でやったほうが早いんじゃないでしょうか、防止法のほうが五年ですからね。いま緊急調査は、この前、一千万と小野委員の質問に対して私が明らかにいたしました、それによってどのようにやるかは、調査は緊急調査として始まっておりますので、これが行きますと関係事業場の負担の金額が定まると、国が四分の三から十分の十という範囲内において負担がされるものと思っておりますけれども、それに伴って行なわれる事業としての、埋め立てた上に対して何をやるかという問題、これ等がまあどちらの分野に属するかという問題、これです、少なくともしゅんせつで、そのしゅんせつしたヘドロを捨てる場所として埋め立てをはかっているという事は公害防止事業費事業者負担法案の中で処理していったほうが早きはあるように思います。その感念としては思っておりますが、関係地方公共団体の方々の御意見を聞いて最終的には処理したいと考えております。

○小野明君 負担の問題が出ましたから、洞海湾についても続けてお尋ねをいたしたいと思えます。ヘドロですね、この負担率というのは一体どういうふうになるのか、これをお尋ねしておきます。

○国務大臣(山中貞則君) 費用負担法の第七条第二号、「たい積物中に人の健康に有害な物質が相当量含まれ、又は汚れてその他公害の原因となる物質が著しくたい積し、若しくは水質が著しく汚濁している場合四分の三以上十分の十以下の割合」と、このイの条項にはば水の色といひ——今回は色も言うことになりましたから、色はすなわち著しく汚濁しているという事の中に含まれるわけでございますから、中には、堆積物中に人の健康に有害な物質も相当含まれているやの、これは

データを分析しないとわかりませんが、そういうこと等もうたわれておりますので、おそらくこのケースの中に入っていくであろうと考えられますが、しかし、その場合に、ある特定企業は専用埠頭を持っておりまして、その専用埠頭をつぶしてそこを使わないこともこれはデメリットのひとつでありまして、あるいは社会奉仕の一つでありまして、そういう専用埠頭等が埋め立てられる場合に同意をいたす場合なんかについては、これらの負担について、負担額そのものについて、あるいは率について都道府県知事のもとに置かれる審議会等を通じてその議論がなされた結果、その減額その他をばはかれる余地は、場所によってはあるのではないかと気がいたしているわけでございます。

○小野明君 七条二号のイの項が適用されて、四分の三以上十分の十以下、これになるだろうという御答弁であります。そこでこの条文を見ますと、非常に判断の基準が立たないことばがあるわけですね。たとえば「人の健康に有害な物質が相当量」と、こういうことばがあります。「有害な物質」とは何かという問題もありますし、「相当量」とはどういう分量なのか、あるいは「原因となる物質が著しくたい積し」という「著しく」についてもわかりませんし、あるいは「水質が著しく汚濁している」、こういうふうな判断基準に苦しむことばが多いのですが、これらは一体どういうことになるわけですか。

○国務大臣(山中貞則君) 「人の健康に有害な物質」と言えは、洞海湾では砒素と水銀等がすでに検出をされているということも報告がありますし、この「相当量」というのは、やはり「人の健康に有害な物質」というものが含まれることについて相対的な意味の「相当量」ということであらうと思えます。また、これらが判断に苦しむような表現がしてあるという事は、ここにかきつりと書き分けるといふには非常にむずかしい微妙なケースが多い。そこでやっぱりその地方の実情に一番ふさわしい判断が最終的な判断とし

て選択されることが必要だろう。こういうことで、ある程度の解釈のしようがありそうな表現にはなっておりますけれども、たとえば、「著しくたい積」という場合に、洞海湾の場合は海底上に二メートルほど積もっておる、しかし、それは港則法違反に問われるような、航行に障害を来たすところまでいっておるかどうか。これらのところは、地域の場所が別にして、大体はそういうふうにはなっていないだろう。だから、このところなどは、あるいは田子の浦のように一律には読めないという感じがしておりますし、「水質が著しく汚濁している場合」は、先ほど申し上げましたように、もう汚濁は当然なことであるし、色そのものまで今回は考えるわけでありまして、明らかにそういう該当になる。判断は、このようなものさしを示しておきまして、そして大体地方において施行者である都道府県知事が最終的に判断をするということになるわけでありまして。ただし、このイとロに分けてありますのは、イの場合は、これは別に緊急にやらなければならないものという性格も持っておるわけでありまして。でありますから、洞海湾の場合は緊急調査費というものを政府が支出いたしました、したがって、これはもう明らかに初めから緊急を要すると見て、このイの条項に該当するものとしての調査費が支出されておるわけでございますから、これはイの範疇に属することは間違いない。あとのこまかな判断はそれぞれ都道府県がなさるであらうという感触でございます。

○小野明君 この二のイの条項については、おっしゃる通りに、洞海湾とか田子の浦といった場合には明らかにこれはこのことばで該当するわけですね。しかし、これから日本全国、公害がますますひどくなると、こういう場合に、この条項に該当するかどうかということについては、いま私が指摘をいたしましたことばにつきましては、当然一つの判断基準というものが政府から示されてしかるべきではないか。地方の審議会ままたちの判断になるおそれもありますし、そういう基準と

いうものが示されてしかるべきではないかと思ひます。この点はいかがでしよう。

○国務大臣(山中貞則君) 私たちは、これは法律によつておおむねよるべき基準を定めておけば、大気や水質のように、知事さんの当てはめという

こととおおむねその付近の県民が納得する線に落ちつくだろうと。一応の良識は持つておりますし、しかし、知事によつては、特定のまた企業ないし企業に対する考え方というものにおいてそれ

ぞれの開きのある知事さん等、これは千差万別だと思わざるを得ません。そういうことで、もし地方の知事の判断が大きく基準を狂わせるといふうなことでもある場合はこれは困りますので、それらの点は、今後この法律を施行いたしまして、

具体的に本部のほうでも関係各省と相談をしながら、大体このイのカテゴリーに入るであらうと思はれる地域とか、あるいはロの範囲でやらなければしようがないであらうと思はれる地域とかといふもの等についての判断の基準とか、中央の考え方というものは何らかの形において——これは押

えつける形じゃなくて、よるべき解釈の、中央の見方というふうなもの等は参考にしていただくような措置をとる必要があるかと考えております。

○小野明君 私は、一応判断基準を示すべきであると、このように思ひます。まあ長官はそのように御答弁なさるわけですが、今後検討願ひたいと思ひます。

次に、先般の質問から——調査費が一千万円、本年度繰り上げられてつけられました。いま調査をされておると思ひますが、年度内にされたいと思ひますが、これらについては——大体汚染状況の調査は、昨年でありましたが、一応やつておるわけですね。今後の調査というものは、どういふ項目にわたつて調査をなさる計画であるのか、それをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 具体的には港湾地域が主でございますから、運輸省において答弁をしてみたいと思ひますので、要するに、た

だいま北九州市並びに福岡県からあげられております計画、その計画を具体的に実施するために、はたしてできるかできないかも含めて、その地方で予定された計画の実施のための調査ということが重点にならうかと思ひます。

○小野明君 そこで港湾局にお尋ねをいたしたいと思ひますが、一体、どのような調査になるのか。

もう一つ重ねてお尋ねをいたしておきますが、すでにしゅんせつが行なわれておるわけですね。これは公害防止ということではなくて、航路、港湾機能維持という目的のこともありますが、すでにしゅんせつ事業が始まつておる。この費用総額あるいは負担区分、公害防止の観点というものは、あるのかないのかお尋ねをいたしたいと思ひます。

○説明員(竹内良夫君) まず、調査でございますが、長官からお答えいたしましたとおり、国費といたしまして本年約一千万円程度、一千一六六千円という、調整費から支出をしております。そのほかに、一般的な港湾調査といたしまして、いわゆる洞海湾と申しますのは、洞海湾と小倉、門司等を含めまして、運輸省の国費分といたしまして、百二十四万五千円の金額で調査を実施しております。これはほかに、港湾管理者がみずからこれとタイアップして行なうのが一千万円でございます。それから運輸省分の百二十四万円に対応して行なうものが約二百万円ございまして、運輸省と地元港湾管理者と一緒に進めていきたいというふうに考えております。

じゃあ、どのような調査をするかということになりますと、先ほど長官のお答えいたしました一千万円のいわゆる調整費のほうの調査は、洞海湾が非常に汚染形になつておまして、これは海の潮汐が非常にきかないわけでありまして、どちらかといひますとデッドウォーターになつておりまして、水が死んでゐるわけでございます。このよう

なところに悪い水が入つてきたときに、一体どのようにに拡散していくかとか、そういうような一つの汚濁機構といひますか、汚濁のメカニズムを研究していきたい。そして、それをむしろ洞海湾を一つのモデルとして、全国的な将来のこれからの港湾をどうやつていくかといふ、一つの参考にもしたいといふのが主としてこの一千万円の調査でございます。そのほかの残りの調査とか、あるいは港湾管理者が行なう調査は、現在の洞海湾がどのように汚れておるか、たとえば流量がどういふふうになつておるか、あるいは水質がどういふふうにとつておるか、あるいは海底の堆積物はどうか、底質がどうかであるとか、現在の具体的な洞海湾の汚染の状況を調査していきたい、こういう調査でございます。

それから二番目の御質問の、しゅんせつがすでに行なわれてゐるという状況でございますが、これは相当昔からしゅんせつが行なわれております。で、現在関門海峡から洞海湾のほうへ、ずっとこう奥深く航路を掘つておりますが、これが関門海峡から若戸大橋まで、この間の航路を大体三百五十メートルから二百五十メートルの幅、水深が九メートルの航路にこれを整備しつつあります。それからまた、奥洞海湾から奥のほうに至りますと、大体八メートル五十から九メートル、幅も二百メートル程度に狭くなりますが、このような航路に整備をしていく。大体におきまして、この整備は国がみずから直接で行なつております。

それから、それに付属いたしまして、いろいろな泊地といふのがございまして、泊地と申しますのは、例の船がとまつていくところでございますが、これは補助事業で行なう。補助事業と申しますのは、港湾管理者が実際に実施するわけでありまして、これに対して国が補助をしていくというたてまえをとつております。

それからもう一つ、機能を維持するための事業は、港湾管理者みずからの費用で毎年維持のしゅんせつを行なつております。これははずいぶん昔からあるわけでございますが、第三次五カ年計画といふ昭和四十三年から昭和四十七年度までの一応

の洞海湾だけの計画を申し上げますと、直轄、補助、維持合わせまして約六百五十万立米をしゅんせつしたいといふように考えています。そのうち、四十五年、本年度までに完成する予定のものは約三百五十万立米でございますので、四十六年と四十七年、来年度と再来年度でやるのは約三百万立米残つてゐるという形でございます。このうち直轄と補助につきましては、いわゆる改修事業でございますので、たまたまものじゃございませぬ。要するに地盤を掘つていきます。維持のほうになりますと、これはたまたまものでございませぬ。したがしまして、維持のほうにむしろ、たとえば毒素が入つてゐるとすれば沈んでしまつたものでございまして、維持事業のほうにあるわけでございます。いまして、地盤のほうにはどれだけ入つておるかをまたよくわからないわけでございます。しかし、いままでの工事に関しましては確かに公害面からの調査はしてございせんが、土砂を捨てますと漁業の問題に非常に関係がございまして、そこで従来は、甘り土砂を掘つて捨てるわけでございますが、捨てたときの土砂が漁業に支障のないように、拡散しないように、たとえば埋め立て地を利用してそこに捨てていくとか、あるいは現在では、特にヘドロが外に飛び出さないようにワクをつくりまして、そのワクの内側にビニールを張りましてその中に捨てていくといふようなことを、たまたまといひますか、実施してまいつてきております。今後も、公害防止対策の面から考えましてもその方法が最上ではないかというふうに私は考へております。

○小野明君 六百五十万立米といひますが、このヘドロの量といふのはどれくらいあるわけですか、推定してみますか。

○説明員(竹内良夫君) それはここの調査で当然わかるわけでございますが、陳情書等がございまして、そこら辺のところから見ますと、八百万立米とか何とかといふことで出ております。ただ、その数字は、私どもとしては、あれはたしか二メートルというふうな推定をしてございませ

て、それは明確であるとは断言できないと思っております。

○小野明君 それから、当然これは「四分の三以上十分の十以下」の負担ということになっていますね、費用負担からいいますと。それで、こうなりますと、産業排水の量と一般分の区分とか、これは港湾局になるか公害対策本部になるかわかりませんが、こういう問題、それから過去の堆積を何年前にさかのぼるのか、こういった問題があると思ひますが、これらについてすでにおわかりであつたら答弁をいただきたいと思ひます。

○説明員(竹内良夫君) 先ほど申し忘れたのでございますが、直轄事業と補助事業のような改修事業、すなわち地あまを掘っていくのが現在までの大部分の補助事業でございます。これに對しましては国が二分の一の補助をしております。それから、維持事業につきましては管理者がみずから自分の費用でやっております。今後の問題につきましては、公害対策本部のほうと一緒に考えていくということになります。

○政府委員(城戸謙次君) ただいまの洞海湾につきましては、関係事業者から出てまいりました分とその他の家庭排水等からのヘドロの区分けでございますが、これにつきましては現在調査がございませんで、今後、費用負担が行なわれる時期までに調査をしました上で確定するということにならうかと思ひわけでございます。

それから過去の分をどうするかということでございますが、費用負担法では、当然、過去に堆積しました有害物質のしゅんせつ等の経費も、現に関係事業者がおります限り負担することができるといふようになっております。

○小野明君 通産省お見えですね。一番肝心なのは工場場の排出規制ですね、こういうものがどのようになされておるか、改善をされておるか、それが非常に問題だと思ひます。汚染源ですからね。その辺の規制を強化しておられるならばひとつ簡略に説明をいただきたいし、今後の見通し等についても説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(莊清君) 洞海湾関係では多数の工場がございまして、特に大口の二十数工場がございまして。この二十数工場につきましては、洞海湾の水域指定に備へまして、従来から、行政指導の形で各工場ごとに排水状況を調べまして、設備の取りつけ、改善強化について指導を個別にやつてまいりまして、大体現在のところほぼ基準に合格し得る線までできておる次第でございます。

なお、洞海湾の場合には、特に問題になりましてのがシアンがございまして、シアン関係では、大企業も含めまして六工場ほど、特に排水状況の悪い工場が調査の結果判明いたしましたので、洞海湾については企画庁のほうでもシアンについてはきびしい基準をつくるという大体的御方針もかねがね承つておりましたので、六工場については特に念入りの指導をいたしました。その結果、現在のところ、問題は現在の排水についてはなくなつておるものと判断しておる次第でございます。

○小野明君 六工場のシアンについて、最近の調査のデータがございまして、

○政府委員(莊清君) 手元には持つておりませんが、さつそくに工場ごとに御報告いたします。

○小野明君 次に、総務長官にお尋ねしますが、大牟田川のヘドロというものは問題になつて久しいわけですが、これはしゅんせつがすでに行なわれておるようには聞いておりますが、この負担区分というものはどういふふうになりますか。

○政府委員(城戸謙次君) 大牟田川の場合でございますが、これもまた、主として流域に存在します工場群からの排水によるヘドロという問題が非常に大きくクローズアップしてゐるわけでございます。私の聞いています範囲では、県の単独事業としてしゅんせつのための経費を計上してございまして、実際に、処分場所その他の関係がございまして、まだ実施されていないというところでございまして、実は、費用負担の関係から申し上げますと、負担法に規定がございまして、附則の一項でございまして、「この法律の施行後に実施する事業について適用する。」と、かよつたつてゐるわけ

でございます。まだ実施していませんが、むしろ費用負担をかけていくには都合がよいこととございまして。この費用負担法が施行になりましたあとと実施されました場合の負担割合等でございますが、これは事業者が審議会の意見を聞いてきめるということとございまして、ただ大牟田川の場合、非常に汚染の度合いがひどいということとございまして、おそろく概定割合として先ほどの第七條第二号の「四分の三以上十分の十以下」という基準が適用されることにならうかと思ひます。

○小野明君 負担法の関係で續いてお尋ねをいたしますが、総務長官、先般衆議院で、負担法の関係は住宅と学校移転にも適用するといふふうに御答弁になつたと思ひます。そこで、現に学校がやつております防止施設たとえばエアークリーナーをつけるとか、あるいは防音施設、騒音防止の施設、いろいろの施設がすでに必要としてやられております。また、今後こういうものが実施される可能性も非常に強い。これらも当然にこの負担法が適用されてしかるべきだと思ひますが、これはいかがでしよう。

○國務大臣(山中貞則君) この負担法は、言うまでもなく公共事業として国及び地方公共団体が行なう場合でございます。でありますから、学校の移転等は公共事業で行なうことが当然の自明の理でございますので、一応例示いたしましたわけでございますが、しかし、防音、その他のそれに付帯するさしあたりしておく必要がある工事、これ等については文部省のほうにおいて騒音や、あるいはそういう公害のひどい地域等についての何らかの措置を考へるような意向も聞いております。その際にそれが、やはり学校建築でございまして、公共事業として行なわれる場合はその部分についてもおそろくこの負担法はきいてくるであらうと考へておりますけれども、具体的な文部省の計画基準になると私もちょっとわからない点がござい

○小野明君 そうしますと、これはやはり総務長官の見解では、たぶんこれも適用になるだらう、こういう見解ですね。

○國務大臣(山中貞則君) あくまでも公共事業として行なわれる場合でございますから、したがつて、学校は大体公共事業でやる範囲の中のものだと思ひますが、部分的な改修とか、あるいは設備をちよつと改良するとかいふものを公共事業として文部省が補助もやつてやらせるのかどうか、そこらのところがやはりこの負担法に關係が出てくるか出てこないかの問題点であらうと考へます。

○小野明君 そうすると、かなり多額ののほつてまいる施設、これが公共事業としてやられる場合には、当然この負担法が働いてくる、こういうふう

に理解をしてよろしうございまして。○國務大臣(山中貞則君) 金額じゃないと思ひます。その行なわれる事業の性格が公共事業であるかないかというだけで仕分けるのであつて、金額の大小は關係がないといふふうに私は受けとつております。

○小野明君 そうしますと、学校なんかでやりま

す公害防止の施設というのは、ほとんど公共事業としてやられるのではないのですか、いかがですか。○國務大臣(山中貞則君) 文部省がおりませんから確定的なことは言えませんが、学校、なかんずく小中学校、義務教育については、まさにその範疇に属するものと常識上考へられると思ひます。○小野明君 長官に重ねてお尋ねをいたしますが、今度の法案では調和という条項が削除をされました。ところが、しかし削除されたけれども、一体具体的な効果といふんですか、どうあらわれておるかというところになりますと、環境基準は変えない、あるいは排出基準は変えないといふふうな御答弁がございまして、一向に効果というものがな

○国務大臣(山中貞則君) これは一つは政府の公害に取り組む姿勢の問題に疑問を持たれるような事項はないが当然のことであろうということ、いわゆる政治姿勢論がまず出発点の一つであります。さらに具体的には、たゞいま排出基準も変えないとおっしゃたのですが、これは今回の法律が通りますと、相当きびしい排出基準、しかも全国一律ということになりますので、これはやはり変化が出てくると思いますが、さらに具体的に、法律その他の事項ではどうなっているかと言え、第三条の事業者の責務に産業廃棄物という形で前処理を義務付けておりますし、さらにこの負担法案に踏み切ったということも、法律の要請があつて三年ぐずぐずしていたと言へばそうですが、踏み切るには踏み切るだけの非常なむづかしい議論を克服してこゝまで持ってきたということはそのあらわれの一つだろうと思ひますし、第十七条の二項に自然環境その他の問題について触れたのも、そういう姿勢の一つでございまして、さらに、大気や水質について、全国一律にしてこれの地域指定を廃止する、さらに知事の上乗せ権限を認めているというようなことも、そういう具体的な面のあらわれの一つであると認めていただきたいと私たちは念願しておりますが、さらに、海洋汚染防止法、これを単に油濁防止法としないで普通の廃棄物もこれにとらえていった。さらに、清掃法等の概念も、今日までの市町村固有事務としての単なるいわゆる清掃法であつたものが、これは廃棄物処理法というような名前を一応かぶせて衆議院に出しましたように、広義の広域清掃処理体制、産業廃棄物というものの前処理を義務づけたのも、これらの施設をつくつて、少なくともその使用料を払いながら処理して、第三第二項にいう公害の現状が起らないように事業化するのを余儀なくする体制をつくつた。これらの問題が、私たちとしては、基本法第一条第二項というものを削除したことによって起こつた政府の姿勢の具体的な変化であり、具体的な法律内容の改正であるというふうに考へておるわけでございます。

○小野明君 それでは、大気汚染関係でお尋ねをいたしたいと思ひます。
これによりますと、硫酸酸化物の排出基準については、これは従来どおり地域の汚染の程度に応じて規制をする、これは上乗せは認めないということになっております。ところが、粉じん、カドミウム、弗化水素、これらについては、先回の衆議院のほうで、上乗せを認める、こういう次官の御答弁があつたようであります。それで、肝心の硫酸酸化物の排出基準については上乗せを認めないとするのは、非常にこれは問題ではないかと思ひますが、この辺の御見解をまず承りたい。
○政府委員(橋本龍太郎君) 最初に、小野先生にちよつとお断わりをいたしますが、私の答弁と申しますよりも、上乗せについての申身は、これは政府の統一見解であります。その点だけ最初に申し添へさせていただきます。
確かに硫酸酸化物を除く他のものについては、今回の改正法の中で私どもは、上乗せは都道府県知事の力でやつていただくようにきめました。しかし、硫酸酸化物の場合には、実は二つの問題点がございます。もうすでに先生御承知のことと思ひますから、むしろこまかく申し上げる必要もないかと思ひますが、一つは、それを規制を強めるということと同時に、硫酸酸化物特有の大きな問題として低硫酸の燃料をどこまで確保できるかという大きな実問題があるわけでありまして、世界的に見て、現在の原油供給体制の中でわが国が入手し得る低硫酸原油というものはおのずから一つの制約がございます。各国が同じようにやはり低硫酸原油というものを争つて入手しようとしておる。その中で限られた供給量しか想定し得ない低硫酸原油を実際に最も効果的に必要な場所に必要な量の供給をしていく。野放しの法体制ではかかものと同じように必要以上の上乗せもできないという体制をとつてまいりました場合に、この原油の供給体制そのものにも大きな実問題が出てまいります。硫酸酸化物の場合には、そうした

状況が別にありますために、その限られた低硫酸原油を汚染状況から見て必要とする地域に必要な時期に必要な量を供給するという全国的なたてまえをひとつ考え、国が都道府県知事の意見を聴取しつつ地域の実情に応じて定めていくという考え方をとりました。ただこれは、いづれにいたしましても、国としては燃料の需給状況の中で低硫酸原油というものを量的にも確保しなければならぬと、また、低硫酸原油そのものが入手できない場合には脱硫酸装置等の開発、効果的な操作等を必要とし、その意味での合理的な政策というものがその裏打ちになければなりません。現況において私どもとしては、硫酸酸化物に關してはやはり従来どおりの方式をとることのほうが実情に合うという考え方をとりました。こういう形で御審議を願つておるわけでございます。

○小野明君 次官が率直に言われておりますが、その辺が私は一番盲点であろうと思ひます。現に私は北九州市に住んでおりますが、この公害法案によつて大気の汚染が幾らかでもよくなるかという一向によくならないわけですね。これはデータを基にしても昭和四十三年から北九州においては上が始めておる。これは大牟田市も同様ですが、これは全国同じデータになっておるのではないかと推定がされます。で、四十四年になりましてまたさらに上がつてきております。環境基準を北九州の場合なんかは各区軒並み越しておるという実情でございます。大牟田市のほうも環境基準に不適合という地区がかなりふえてまいりました、四十四年度ですね。
そこで、やっぱり燃料使用実績というのを見てもみますと、北九州の場合は増加率が三二%ぐらになつております。大体四十三年が二百四十五万一千キロリットル、四十四年度で三百二十四万二千キロリットル、三三%の増加率なんです、これに従つて大気汚染というのが現状よりさらに悪くなつておる、こういう実情なんです。ところが、規制のほうは硫酸酸化物の上乗せを認めない現行、まあ特別排出基準はありますけれども、こ

の辺が非常に私は問題点のようであります。で、いま言われたミナスなり低硫酸重油の確保をどうできるのか、あるいは脱硫酸技術ができるのかどうか、この辺が今後の一番のポイントのように思ひます。いま先に答へを次官が言われたわけですが、それではこの問題は放置したままにしてよろしいかどうか、国のエネルギー政策から見しても重大な問題になるわけですが、この辺の問題はそれでは壁に突き当たつたままかと、規制はできないというままでもこれは問題ではないのか、どうひとつこの壁を越えていくかと、この辺の見通しをお聞かせいただきたいと思います、どうにもなりません、お手上げでございますという状況ではこれはちよつと問題ではないかと思ひます。見通しなどについてひとつお答えいただきたいと思います。

○政府委員(橋本龍太郎君) エネルギー政策全体の分野に關しましては、むしろ私がお答へをすべきことではございませんが、私どもの範囲内でお答へできる点だけ申し上げたいと思ひます。
たとえばいま先生が例に引かれた北九州市、これは前に本委員会でお先生に御質問をいただきましたことがございまして、地形的な要因も非常にありまして、非常に複雑な汚染状況を来しております。いまいわゆるラングづけをしていきますと、北九州市の場合第三順位の汚染度になつておりますが、こういう特殊な要因を考へていきますと、そのラングを一つ繰り上げていくというようなこともこれは可能でありましょう。そしてそれと同時に、硫酸酸化物の基準そのものについては、私どもは四十六年度、そして四十八年度、関係の各機関における技術開発その他の状況とにらみ合わせながら規制を強化していく方針を今日持つております。
一応私からそのみお答へをさせていただきます。

○委員長(退席、理事杉原一雄君着席)
○小野明君 これは通産省とも関係があると思ひますが、担当者来ておりますかね、いまの燃料問

題。

○政府委員(莊清君) 現在の硫黄規制につきましては、先ほど厚生政務次官からお答えありましたように、八段階ございます。北九州市につきましては、その他の地域につきましても四十六年度中に大体四割は少なくともK値を切り下げよう、四割以上ということで今後厚生省と御相談いたしまして作業をすることにしております。なお、このK値につきましては、関係の都道府県知事の御意見を聞いて決定をしなければならぬというふうに現行法でもなっております。改正法におきましても同様でございますので、それぞれの地域の実情を工場ごとに詳細に調べてK値を決定するわけでございますけれども、決定前には当然に地元の県知事さんともよく御相談をしてやるという方針でございます。

なお、直接御質問のございました低硫黄の重油の供給体制はどうなっているかという問題でございますが、まず低硫黄の原油を輸入するということが一つの柱でございます。現在、こととしては約三千五百万キロリッターほどの低硫黄の、硫黄分が百分以下の原油を輸入しておりますが、四十八年にはこれをインドネシアその他ふやまして五千五百万キロリッターの線まで持っていく、大体これは見通しを持っております。これを、これから重油をつくり出すと当然に〇・三ないし四〇程度の非常に硫黄含有率の低い重油が出てくるわけでございます。しかし、それでは数量が少なうございします。四十八年度でも、五千五百万キロリッターの約半分の重油でございますから二千六、七百万キロリッターしか供給できない。残りのほうはどうするかということになりますと、結局一〇以上の硫黄含有率のある中硫黄重油とかあるいは高硫黄重油というものをどうしても輸入せざるを得ない実情でございます。これらについては脱硫装置を石油精製業者につけさせまして、この設備も現在のところ約十六基、三十八万バレルくらいは今年度中にできる予定でございますけれども、これを、倍増とまではいきませんけれども、

現在の計画では四十八年度までに約二十七基にふやす、で、日産七十一万バレルの能力のものにしたい。石油業界では、現在までのところ脱硫装置で約八百五十億円くらいに投資しておりますけれども、四十八年度までの総投資額というのはそれを含めまして大体千五百億円程度を予定しております。これは日本開発銀行からの融資も来年度も増額したいと考えているわけでございます。なお、関税還付という制度を脱硫についてことしから採用していただいたわけでありまして、これも来年度以降は脱硫について百億円以上の関税還付を計画している。さらに低硫黄の原油の輸入そのものを促進するという意味で、来年度から新たにこの原油の輸入についても関税の還付をひとつ制度として創設してもらいたいというところとで、現在財政当局と交渉をいたしているところでございます。そのほか重要なものは、やはり火力発電所でございますとか、製鉄所でございますとか、その他大口の排出源に、重油の中の硫黄分を切り下げるが、そこから出てくる煙からもう一度硫黄を取ると、いわゆる排煙脱硫でございます。これは現在技術開発中でございますけれども、電力業界、鉄鋼業界等も、これはぜひ実施しなければならぬというふうな姿勢に立ちまして、相当な資金を投入して鋭意研究を現在始めつつあるところでございます。これが技術のめどが立ちましたならば、その成果も取り入れて、さらにK値を大幅に引き下げることが実にはわれわれ通産省としてこの技術開発にかけておる将来の夢でございます。八〇%ぐらい脱硫率があれば、煙からさらに八割も落とすということができます。これは非常な効果があるわけでございますので、研究費なりあるいは建設の資金なりこういう点でいろいろな助成策を講じておりますし、さらにとりあえず火力発電所につきましては、新設の場合にはそういう排煙脱硫装置を取りつけるだけの将来の用地をあらかじめ確保しておくようにということを条件に発電所の新増設の許可をしておる、こういう努力をいたしております。

○小野明君 大体現状わかりましたが、調和の条項は削除されましたが、一番肝心な硫黄酸化物については上乗せ規制が認められていない、姿勢の問題というのを長官おっしゃるけれども、やっぱりこの辺が大きく抜けているように私は思います。先ほど御答弁もありましたけれども、この硫黄酸化物の上乗せ規制という方向に進まない、この大気汚染の現状というのは救われない、北九州におりますわれわれとしては、不安でたまらぬわけですが、再度政府の姿勢とも言えるような前向きな方向というものを厚生省のほうからひとつ出してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(橋本龍太郎君) おしかりを受けますけれども、率直に申し上げて現実にはできないことを法律に書くこともできません。いまわが国の燃料政策、技術開発その他についての問題点を通産省としてお答えがありました。私どももそれは硫黄酸化物そのものについても上乗せ規制ができるような状況であれば、当然それは取り入れていくべきものだと思います。しかし、現実の問題としてそれが不可能である、実質的に不可能な状況の中で、いまの時点で硫黄酸化物についても上乗せを認めるということをお願いするわけにはまいりません。ただその中で、少なくとも四十六年、四十八年と基準変更をして強化をしていくということも先ほど申し上げましたとおりであります。それと同時に、むしろそのバックグラウンドにある問題点が解決すれば、当然やはりこうしたいものも上乗せ規制の対象として将来考える時期は来るとも思います。ただ今日の時点では、私どももこれまでの、率直に申し上げて責任がとれない燃料供給状況でありますので、今回はお許しをいただきたく、将来においてできる体制になった場合には、はむろん取り入れていくことも考えたいと思っております。

○小野明君 最後に長官に、この国会ではかなり、まあ十四の法律案が出されてきて、いろんな規制というものが行なわれてきた。しかし、あんまり実質的な効果があるというふうなものはない、私

もこれは不勉強かもしれませんが、期待をすることができないように思います。長官の御努力は認めますが、今後調和条項を削除されて新しい取り組みをなさる方向としてはどういったものをお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) 調和条項の点だけに限って言われますと、具体的になかなか申し上げにくい……。

○小野明君 全体的でよろしい。
○国務大臣(山中貞則君) ことになりましたが、私たちは、法律をつくったのみで終わりととしてはならない、つまり公害国会というふうなものをもう一回開いてはならない、開くようになったら私たちはいよいよ敗北である、敗北というのをおかしのですが、挑戦をし得なかつたということになるわけですが、挑戦をし得なかつたということになるわけですが、結果言われてもしかたがないということになるわけですが、総理から、法案を全部閣議で承認を得ましたときに、総理から、法律は全部出そろったようであるが、これでもって実効を期するためには、それぞれの所管大臣が本部を中心に一体となつてその目的達成のための実効をあげる行政努力を展開しろというわけの指示がありました。の、公害国会を終わらしたら公害問題はおしまいではないのだぞ、公害は何をなし得たかということになるのだというのを私は言われたものと考えておりますし、われわれはこの国会を終りまして、引き続き残っております立証責任転換論の各規制法の検討やあるいは学証責任の転換や無過失賠償責任論等にとのように取り組んでいけるか、

〔理事杉原一雄君退席、委員長着席〕

基本的な問題として、これはまさしく経済条項削除の問題を乗り越えて初めて可能な問題でございします。真剣にこれに取り組んでいって、次々と法案を得次第、国会にこれはお許しを得て、法案締め切り日等が過ぎていてもお受け取りを願う、というのは、与野党の同意の上に立って、できたものはほとんど実行に移していくし、法律で制定されたものの実行については責任を

もってわれわれが国民の負託にこたえ得ているかどうかについて絶えず自戒しながら実際の効果をあげていく努力をしたいと考えます。

○小野明君 もう一つ最後に通産省にお尋ねをしておきます。北九州市に戻りますが、ここでは工場立地の規制というものがまだ行なわれておらずに思いますが、この規制は今後どうなりますか。

○政府委員(荏清君) 御案内のとおり、首都圏と近畿圏につきましてはそれぞれ法律がございまして、過密地帯の工場等の新増設の制限といえます。原則禁止ということ京都府知事の権限でやっております。北九州につきましては、私どももずっと地域開発を直接担当いたしておりましたので、包括的な規制の問題でございまして、ちょっと私の立場から現在にお答えする資格がございせんが、首都圏、近畿圏等におかれましては、現行法の運用の強化あるいは制度のあり方等についてもいろいろ御検討なさっておられるという話を実は聞いております。そういうこともありますので、今後政府全体として北九州市のような地帯は日本にも数多くあるかと存じますが、結局それらを通ずる問題でもあり、あるいは全国総合開発計画を今後推進していく上での一つの基本的な重要な非常に大きな問題であるかと考えます。そういうことで、結局政府の関係部局の中で今後検討するべき問題かと思ひます。そういうところにもまた具体的な個別の規制法を首都圏、近畿圏並みにつくるかどうかという点については、残念ながら私共のところ存じておりませんので、ちょっとお答えいたしかねる次第でございします。

○小野明君 終わります。

○田中寿美子君 私、この間の連合審査で質問申し上げましたことをもう少し深く御質問したいと思ひておられるわけですが、山中長官ははかへおいでになるわけですか。

○委員長(占部秀男君) 午前中だいじょうぶです。

○田中寿美子君 それでは質問の順序をひっくり返さないで、いまちょうど小野委員から出ています硫酸黄酸化物の排出基準のことで、せっかくその問題が出ておりますから、私もその問題から入っていきなさいと思ひます。

いまの橋本政務次官のお答えですと、低硫酸の重油が手に入りにくいから、排出基準をきびしくしてもとてもそれは各企業がそういうふうな基準を守れないだろう。だから当分はそこに乗せるといふようなことをしても無理だと、こういうふうなお答えでございしますね。それで、そうじゃないですか。それじゃもう一度はつきり、なぜ上乗せ規定がないのか、上乗せできないのか、ということについてもう一度それじゃおっしゃっていただきたいと思ひます。

○政府委員(橋本龍太郎君) ちょっと小野先生の御質問自身の中に一部が含まれておりましたので、私のほうから答弁の中で申し上げますことを避けました点でございしますが、あらためてその点は申し上げたいと思ひます。

御承知のとおり、硫酸黄酸化物に関しては確かに上乗せを認めておりません。そのかわりに、むしろ、全国を通じて八段階のいわゆる規制を加えております。そして、その中で限られた燃料、低硫酸黄酸化物というものを、その最も必要な時期に必要な場所に必要な量を供給しなければならぬ。そういうことを私は申し上げました。そして、小野先生のお話の中そのものにいわゆる八段階制度というものが含まれておりました。私はその点をわざわざ繰り返す必要もないと思ひまして、小野先生に対する御答弁では申し上げなかつたわけでございますが、その部分と、いわゆる規制の強化、同時に燃料政策と、その両方の要因があるわけでありまして、あらためてその点は申し上げます。

○田中寿美子君 それじゃ、この間私も連合審査のときにお尋ねしたのですけれども、たとえば硫酸黄酸化物の環境基準のほうは〇・〇五PPMです。それじゃ、〇・〇五PPMに合わせるために八段階のK値がある。東京のように非常にたくさん事業場があつて、たくさん煙突から硫酸黄酸化物が出てくるようなところは、この八段階のうちの一番上にランクされているわけですね。それで、このランクされた一番上のK値といふのが一・七ですね。この一・七のK値で東京の排出基準をくくりましても、一万も硫酸黄酸化物を排出する事業場があるわけでしょう、東京には。そうすると、はたして〇・〇五PPMの環境基準になるかという、それはならないでしよう。それはいかがですか。

○政府委員(橋本龍太郎君) 確かに即刻改善されるところは私も申しません。これは環境基準の達成目標期限といふものに一応十年という期限がございします。その間において私どもはその目標を達成しようとしていくわけでございます。

○田中寿美子君 つまり、〇・〇五PPMの環境基準に合わせるために十年の期間がかかるという考え方でございますね。はたしてそれがそうなるかどうかといふことなんです。たとえば東京都市内に次々と高層ビルが建つわけですね。この高層ビルの排出基準も高いと。東京なら高い。高さに応じて基準をきめるようになっております。それで、今度は超高層ビルもできてくるわけですね。そこから出てくる煙が拡散するから着地濃度は基準に合うのだという東京の考え方ですね。そういうふうになりますでしょうか。かえって私は、だからいまの場合、いまの排出基準でやっていると、かえって空はどんどんよごれていくのではないかと、いふふうに思ふのですが、確かに十年以内に下がっていくという見通しを持ていらつしやいますか。

○政府委員(橋本龍太郎君) いまの御質問の中で、問題点として提起されましたものが二つございします。

一つは新設工場群ですが、これは特別排出基準をかかせてまいります。同時に、いまお話しになりましたような人口稠密地帯における高層ビルその他、これに対しては燃料規制をあらわして行なつてまいらなければならない。私どもは実施できると考えております。

○田中寿美子君 その燃料規制ですけれども、「燃料の使用に関する措置」といふところですね。これを見ましても、ちょっとはつきりしないのですがね。「当該ばい煙発生施設で燃料使用基準に適合しない燃料の使用をして」と認めるときは、その者に対し、期間を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告する」と。この「期間を定めて」といふのはどういうことですか。そうして、どういふときに、どういふ燃料を使ふというふうに、どういふ期間にさせるのですか。

○政府委員(橋本龍太郎君) 十五条の燃料の使用に関するところは、条文の一番最初に書かれております。「都道府県知事」の権限の問題であります。しかし、非常に簡単に申し上げてしまえば、大量の燃料を一斉に各ビルその他が必要とする時期というものは、おおむねやはり暖房を必要とする、すなわち冬期間であらうと思ひます。たとえば、その「期間」といふ点には、当然暖房を必要とする期間というものがその目安になるかと思ひます。また私どもは、都道府県知事に与えられた勧告権、命令権といふものを当然駆使してこれには対処していかれる、私どもとしては、これで十分仕事をしていたらと考えております。

○田中寿美子君 その場合に、たとえば北九州とか東京とか大阪とか、たいへん施設が多くて、いまの排出基準、K値でやってもとてもきたなくなりますが、そういうところ、事実非常によごれているわけなんです。そういうところで、都道府県知事が、この法律よりはきびしい排出基準をもし使つたとしたら、つくつたとしたら、それはどういふことになるか。つまり、もつときれいにしたいという考え方なんです。空をきれいにしたいにないけな、だからいまの排出基準ではきれいにない、そう考へて知事がもう少しきびしい排出基準をつくるということだったらどうなんですか。

○政府委員(橋本龍太郎君) もう一つ御質問の趣旨がはつきりしませんのですが、それは硫酸酸化物についてでございますか。

○田中寿美子君 ええそうです、硫酸酸化物。

○政府委員(橋本龍太郎君) 硫酸酸化物についてであれば、先ほどから繰り返し御答弁を申し上げておりますような私どもは考え方をとっております。

それと同時に、もう一つ考え方としてお聞きを願いたいと思ひますのは、おおむね、大気汚染の場合、一つの都道府県それ自体で処置できるのには限界があります。今日の東京の上空の汚染度、これはただ単に東京都内で排出される有害物質のみで汚染をされているわけではない。あるいはその日の風向きによっては神奈川県方面から流れてくるものもあるでしょうし、あるいは日によっては千葉県方面から流れてくるものもあるかもしれない。逆に、東京で排出されたものがそのほかの府県をよこしておる場合もあるかもしれません。そうしてまいりますと、一つの行政目標としてお考えになる場合はともかくとして、その基準は、もしその都道府県そのものだけで御処置にならうとすれば、むしろかえって一つの限界にぶち当たるのではないかという気が私はいたします。

○田中寿美子君 硫酸酸化物の環境基準が○・○五PPM、排出基準のほうは八つの段階がある。東京都内の汚染の状況を見ますと、○・○五PPMの環境基準をこえているところは非常にたくさんありますね。年平均、大田、品川、東京湾寄りの千代田、中央、江東、荒川と、みんな○・○五PPMの環境基準をこえたという非常に汚染された地域なんです。これは、だから人の健康にとつて非常に悪いことであり、そして、環境基準をこえているという意味では、これは直さなければならぬ地域でございますね。それで、東京都条例では、知事が排出基準をつくることできるとなっておりますね。それをどうお考えになりますか。

○政府委員(橋本龍太郎君) 私はその東京都条例の中で「環境上の基準」ということばを使つてこ

ざいますけれども、はたして先ほど申し上げましたことがちょうどそれに当たるわけでありまして、はたして、それなら東京都の汚染を東京都だけで解決なさることができかどうか、それをお考えいただきたいと思ひます。そうしますと、その場合に——私は、ですから行政目標としてお考えになること、それが決まっていけないと申し上げるつもりはございません。しかし、その一つの都道府県のみで大気汚染というやうな広域の被害を及ぼす性格のものを、これを処置することは実質上先生お考えいただいてもよく御承知の困難さがあります。そうしますと、私どもは、むしろ、やはり都条例で使われておる「環境上の基準」ということば、これは一つの東京都としての行政目標というふうには読ましていただいております。それについて私どもはいかぬと申し上げるつもりはございません。ただ、実質上の問題から見て、これは行政目標と解さざるを得ない、私はそのように考えております。

○田中寿美子君 お考えはわかりました。行政目標と考えるからこれを否定する気はないということだろうと思ひます。もちろん東京都だけで東京の空がきれいになるなんてだれも思っていないと思ひますから、それは少し論点をずらしていらつしやると思ひます。それだけ、もしそうであれば、神奈川県ももっと注意しなければいけないし、それから千葉県ももっと注意しなければいけないわけですね。ですから、お互いに非常に亜硫酸ガスを、硫酸酸化物を排出することの多い地域では、努力目標は高く掲げていく。そうして、政府のほうで○・○五PPMの環境基準を達成するのは十年かかるというときに、十年、もっと実は○・○五PPMよりも高いですからね、事実上は。悪いところはもっとたいへん高いですからね。ですから、十年でなくて五年でしたいという、こういう目標を自治体が立てたときには、そのために基準をもっときびしくしていくというこ

とでは、これは、私はけっこういいなと思ひます。そのことを申し上げたかったわけです。法律というものは、みんな最低の基準だと考えていいじゃないか。だから、その法律よりは高く、現実をよくしていこうという努力があったらそれを認めるべきではないかということなんです。

○政府委員(橋本龍太郎君) ただ、現実問題として、たとえば東京都だけが非常にほかの府県のことを抜きにして、低硫黄原油を全量確保されてしまったとしますと、なるほど確かに東京はそれで済むかもしれませんが。しかし、日本の国土全体を考えた場合に、やはりそれでは困る場合もありま

す。そういう点が、現実の問題として先ほどから何回も申し上げておりますように、原料の供給という、低硫黄原油の確保という、また脱硫技術の開発という、こうしたものを背後に控えて実質的に八段階の方式をとってきびしくする。あるいは、汚染の度合いの少ないところは、比較的規制をはずしながら、必要な時期に必要な量を必要場所を送りたいという燃料政策からのからみで先ほどから御答弁を繰り返しているとおりのこと

でございます。

○田中寿美子君 いまの低硫黄原油のことなんですけれども、つまりもっとおそろくはつきり言えば、東京都だけは低硫黄原油を確保しているじゃないか、ほかの県にはそれが行かないようになるじゃないかというやうな言い方だと思ひますけれども、低硫黄原油の問題は、いま中近東から重油を入れておられますが、それも非常にS分の高い重油を入れておられるわけですね。ですから、その辺をもっと考慮できるのではないかと。ミナス原油みたいに非常に低いものでなくてもS分が一・一%以下なんというやうな低いものでなくても、一・五とかあるいは現在使っているものが二・五であればそれよりも少し低いものというふうにすることは可能なんじゃないかというふう

に考えるわけなんです。それはいいがですか。さつきから脱硫装置で排煙から硫黄を取ること、これももちろんしなければなりませんし、いまさつきからおっしゃったことは全部私はそれは必要なことだと思ひている。ぜひその燃料政策を

とつていただかなければいけませんけれども、同時に、もう少しこれは輸送して行く過程で非常に高いS分の石油とそれからこちらの需要に応じてそのS分を重油を混ぜ合わせるというやうなことを聞いております。ですから、こちらからもつと指定したらいけないかしらというふう

に思ひます。その辺はいいがですか。

○政府委員(橋本龍太郎君) 原油の供給体制につきましては、私どもも答えをする資格を持ちませんので、これは通産省から答えていただきたいと思います。ただ、たまたま先生から、先ほどから東京都の例を聞かれましたので東京都と申し上げましたが、私は何も、東京都が低硫黄原油を全部確保しておるといふやうなことを申し上げておりません。それは東京都をほかのいづれの府県に当てはめてお読みかえいただいてもけっこうでございます。

○政府委員(柴崎芳三君) ただいまの低硫黄原油の輸入に関する問題でございますが、われわれ原油を三種類に分けております。低硫黄原油という場合には一・〇%以下、それから中硫黄原油、これが一・〇%から二・〇%の間、それから高硫黄原油、これが二・〇%以上のものを言つておられるわけですが、低硫黄原油の輸入の見通しにつきましては、先ほど局長が御説明したとおりでございますが、四十八年五千五百万キロリットルを一応予定しております。中硫黄原油につきましては現在約一億六千万キロリットル輸入しておりますが、これを一億六千万に増大する、それから高硫黄原油につきましては、現在四千九百万キロリットルを五千三百万キロリットルに押えるというところで、現在の供給体制から見まして、最大限に低硫黄並びに中硫黄の輸入を考えた結果が現在通産省で持つております低硫黄供給計画の内容として織り込まれておられるわけでございます。これらの供給源から出てまいります低硫黄原油を最も効率的にいい形でいろいろブレンドいたしまして、過密地帯あるいは既汚染地帯、その他低硫黄原油を要求いたします地域に最大限に効率的に流れるやうな

体制を考えていくというのが基本的な態度であるわけですが、なおこの数字そのものにつきましても、現在西アフリカの供給力を増大させる方法がないかどうか、あるいはインドネシア地域における供給力を増大させる余地がないかどうか、われわれとしては最大限に開発面まで目を向けて努力しておるわけですが、現在の段階ではL5計画で持つております数値以上になかなか確保したいということになっておる次第でございます。

○田中寿美子君 世界各国とも低硫黄重油をほしがっているわけですから非常にたいへんだと思いますけれども、特にこれまでS分の高い重油を買っていたのだから、その方向としてはいまおっしゃった方向をもっとさらに強化していただいて、それこそ日本の空を守っていくという意味で、それこそ佐藤総理以下いまの政府の皆さん、政治生命をかけてでもというぐらいの決意を持っていただきたいと私は思っているわけなんです。それは山中長官いかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) 政府は昨年の閣議で、三つに分けてまして、過度の人口集中、無秩序な工場立地等によって、広範に、また局地的に著しく大気汚染が生じている地域は、ただいま御議論になつていらっしゃる達成期間十年のランクですね。さらに第二は、現に大規模の工業開発が進行している地域で、著しい大気汚染が生じているか、またはそのおそれのある地域の達成期間は五年前後というところで、その半分ぐらいで達成しよう。さらに第三は、新たに大規模の工業開発が予定されている地域については、当初から環境基準を維持するようにさせよう、こういう閣議決定に基づいて、先ほど来通産省が、その目標を達成するための条件としての前提条件である低硫黄重油を確保する、さらにまた、その周辺の問題としての液化ガス、あるいは水力ももう一べん可能性があれば見直される範囲もあるでしょうが、いろいろの研究をしておりますが、その課題にこたえるための努力を通産省が説明しておるのが先ほどの答弁の内容だというふうに考えております。したがって、私も、これが達成しようとする目標でありますから、目標は早く達成したほうがよろしいという意味のことでもって、締め切り時間というふうには考えておりませんので、これに対してわれわれの科学技術を結集していろいろの新しい分野から硫黄酸化物を出さない、そういうような発電所その他も可能でありましょうし、あるいは国際的に日本が確保し得るならば、天然ガス、液化ガス等の入手も開発していく、あらゆる手段を講じながら実質この目標を早く達成するための努力を続けていかなければならぬと考えておる次第でございます。

○田中寿美子君 横浜なんかの硫黄酸化物の環境基準は○・〇三とやっていたわけですね、条例で。それで国のほうが○・〇五になって、そしてその達成目標も十年でなくとも五年とか、早く縮めたいと思つていただけないんですから、そういう努力をそれぞれ自治体ができることについてむしろ国はバックアップしてほしい、それが私は申し上げたかったことです。それから、もちろん個々の企業も、千葉もそうだし、東京もそうだし、全国的に企業と自治体の間に防止協定を結んで、そして実際に国の基準よりも早くよくなるような努力をするということも非常に必要だろうと、そういうことで、十年間ということをやわないうで、ぜひそれより早く目的を達成し、さらにもっと高い水準に持つていくように、私はそういう心がけを持つていただきたいと思います。で、大気汚染のことを統括してやりたいのですけれども、長官がおいでにならなくなる可能性がりますので、別のほうに移りまして……。

○委員長(占部秀男君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(占部秀男君) 速記を起して。
○田中寿美子君 それじゃ、大気汚染に係るしていることを統括してやりたいと思いますが、一酸化炭素のことですけれども、COの環境基準は二十四時間平均で一〇PPMをこえてはいけないということになつておりますが、ところがこれもたいへん基準をこえているところが多いと思います。たとえば東京都内だったら、どういふところがこの基準をこえている場所かということがおわかりになりますでしょうか。

○政府委員(會根田都夫君) 東京都内の七測定点がございまして、四十四年度について申し上げますと、非常に不適合率の高いところは年間の延べ時間ではございますが、測定時間ではいたしませんと、三割近くになっております。また、特に汚染の著しいとされておりますのは、たとえば大原交差点あるいは霞ヶ関あるいは板橋あるいは桃谷保健所等が指摘されております。

○田中寿美子君 七つの測定点だけでとつていらっしゃるわけですが、やはりもっと方々で、きたないところがあるわけです。ぜひその測定点をもっと広げなければいけないと思うのです。例の柳町の問題ですが、あれは鉛公害で騒がれましたけれども、同時にCOが非常に高かったのです。五月の二十八日にCO一三・九PPMというものが二十四時間以上続いた。あそこはそのあと始末はどうなりましたでしょうか。

○政府委員(會根田都夫君) 柳町の問題につきましまして、ことしの春の鉛害事件以来、交通その他いろんな面で都が非常に指導をいたしまして改善されたというところは聞いておりますが、具体的なその後の数字についての報告をまだ受けておりません。

○田中寿美子君 あれくらい騒がれたところなんです、やっぱりこれは把握しなければいけないと思ふんです。当然、東京都も把握しなければいけないと思ふんですけれども、騒いだときだけ一時的にそうであつて、あとはそのままというふうなことになるのであります。一酸化炭素の環境基準をこえた場合にしなければならぬことというのはどういふことがあるんですか。どうなさるのですか、厚生省は。

○政府委員(會根田都夫君) 一酸化炭素につきましまして、御承知のように、現在すでに自動車排出

ガスにおけるCOの許容限度というものをきめて、これに基づきまして具体的に道路運送車両法に基づく保安基準で所要の規制が行なわれておるわけでございますが、これは一つ一つの車の規制でございますから、交通状況等によって道路のある部分が非常に高濃度のCOを排出されておるといふ場合、従来の規制が必ずしも十分でございせんので、今回の改正法ではそういう場合に、環境基準をこえるような場合が生じた場合は、都道府県知事は道交法に基づき所要の交通規制等を公安委員会に要請できる、そういうことで具体的な規制をはかつてまいりたいというふうに考えます。

○田中寿美子君 それでこの間の連合審査会の中に、山中長官が「要請」というのは非常にきつものなので、知事が知事の権限で公安委員会に要請したら、それは行なわなければならないものであるというふうにおっしゃいましたが、そうですか。

○政府委員(橋本詔太郎君) そのとおりだと思います。

○田中寿美子君 その場合、交通規制ということになればならぬと思うんです。それを判断するのは公安委員長ですね、そうしますと、はたしてそれはどういふことをやるんですか。やれるんですか。

○國務大臣(山中貞則君) これは国家公安委員会並びに都道府県公安委員会という、いわゆる委員長でなくて委員会の判断によるということになるわけでありまして、いわゆる道路交通法というものの持つております固有の権限というものでしか自動車のそのような制限ができないうたてまえでありますので、そのような知事の要請等があった場合には、自動車の一時通行禁止あるいは迂回あるいは低速、あるいはエンジンをふかしながら駐車している状態をやめさせる等のいろいろの措置がとれるものと考えておりますが、公安委員会、警察庁が来ておりませんので、私がかわりに答弁いたしておるわけでありまして、

○田中寿美子君 この間、山中長官が、私がCOの基準をこえた場合に知事の権限というのは、これをやめさせる権限はない、交通規制したりあるいは何かする特別の権限はなくて、知事が公安委員会に要請すると申しましたらですね、その要請というのには非常にきつものであるから、知事が要請したことは公安委員会が実行するはずであるというふうにおっしゃったですね。そうしますと、非常にCOの濃度がひどくなつて、その付近の住民の健康がぶぶないというようなことを知事が判断した場合に、事実上これを規制することを要請するということがあったら、これは事実でできませんか。できなければこの条文の意味はあまりなくなつてしまふんですね、二十一一条です。

○国務大臣(山中貞則君) これはまずそういう責任は交通の責任である公安委員会が行なうのだということをはっきりいたしておりますから、それしかまた技術的にも不可能であるということもありまして、たとえば現在の道交法の一部改正の中でも百十条の二で、「都道府県知事その他関係地方公共団体の長に対し、当該交通公害に関する資料の提供を求めることができる。」ということとで、絶えず資料提供等も公安委員会自体の独自の責任として。

〔委員長退席、理事杉原一雄君着席〕

道路交通公害として求めていかなければならぬ。しかし、それでは完全なものとして独自の判断ができかねる場合もあるわけですから、絶えず状況を把握しておられる都道府県知事の手元で、集まった資料により緊急に公安委員会の措置を要請するということがその裏として生まれてくるわけでありまして。そこで私はそれをもし要請を受けてできない、あるいはやらないという場合においては、少なくともできない理由というものを明確にして、しかもそれができない理由がだれが見ても公正なものであるということでない限り、要請した知事も納得し、あるいはその関係住民も納得するような理由がない限りは、これは少なくとも要請を受けて行動を起こす義務が課

せられておるといふうちにこの要請というものは受けとめるべきものであらう、実質またさようなことになるであらうということを答弁いたしましたつもりでございます。

○田中寿美子君 その辺は念を押していただきたいと思ひます。公安委員会というのはほかの機関とは違ふけれども、やはり公害に関しては、私は道路交通法の権限だけではないと思ひますので、公害に関しては十分連絡をとっていただいて、そのように実行できるようにしなせんと、この二十一一条をせつかく改正した意味がなくなつてしまふ。

ところで、この一酸化炭素の排出基準ですけれども、これは全国一律でいいものかどうかということなんです。たとえば北海道の山の中、東京のようにたくさん車がふくそうするところ、しかもとまつてアイドリングのときに非常に高い濃度のCOを出す、そういうところはいいものかどうか。

○政府委員(野村一彦君) 先生のお説のように、確かに交通の混雑度というものは全国において違いますし、したがって、それから排出される排出ガスの量も、それからその濃度等においても違いますので、きめのこまかい排出基準というものが必要かと思ひますが、現時点におきましては、私も日本でも一番交通のそういう排出ガスの公害が多いと思はれる主要都市——東京都とか、大阪府とか、名古屋とか、そういうところの実例を調査いたしましたして、そうして外国の例等もしんじやくをして全国一律ということの使用過程車については五・五というのをきめておるわけでございますが、これはいま申し上げましたような交通公害の排出ガスによる公害が一番はなはだしいところでもこの程度で出発をしていって、漸次これを強化していくということを考えております。

○田中寿美子君 昨日も東京都が五％で、それから警視庁のはうが五・五というふうなことで基準の違ふのは困るという話が出たんです。私は一律に五・五というふうなことは非常に不合理なよう気がします。ですから、非常に自動車台数をたくさん持つていて、しかもそれがふくそうするような都会の基準は、もっとCOの排出量を引き下げべきだと、こういうふうに思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(野村一彦君) 東京都は五・〇に条例で定めておられます。これにつきましては私もいろいろと東京都のほうと事務的な連絡をいたしておるわけでございますが、御承知のように、自動車というものは県境を越えて移動するわけでございます。東京に籍を置いて移動する自動車でございます。いまも埼玉、千葉、神奈川、いろいろなところに行くわけでございます。そうしますと、私もとしては、やはりその自動車の最も可能性のある行動圏というものを考えますと、県境との境を越えたものつと広い基準が必要だといふようなことから五・五にきめたわけでございます。これは別の問題で先ほど橋本政務次官がお答え申し上げましたように、たとえば排出基準でいいますと五・〇というのには、私もとしては行政目標といひますか、もちろん低いにこしたことはございませんので、それが実現されるということは非常に喜ばしいことでございまして、道路運送車両法に基づき法律の強制的な措置としてやるというものは現段階においては五・五はそれの強制力を伴う規制値としては五・五でやむを得ない。これは将来の計画といたしましては、だんだんと平均濃度の規制から重量規制になっていくという方向で規制を強化していくということでございます。

○田中寿美子君 東京に二百万台も車があるわけですね。ですから、少なくとも東京で登録している車にはもっときびしくする。東京だけではありません、大きな都会でそういう規制の方法もぜひ考えてもらいたいと思ひます。それで県境を越えるから低いほうに合わせるといふのは私はどうかと思ひます。将来のことですが、いま法的の強制力のあるものは五・五とおっしゃつた。それは現在の法律がそうだからですけれども、それは非常にたくさん車の通るところで一酸化炭素の濃

度が減つていくということは考えられないと思ひます。ですから、もっとその辺を考へていくべきではないかということを申し上げておるわけなんです。

それから自動車の規制なんですけれども、たいへん抜け穴だらけな感じがいたします。五・五という基準を守つておるかどうかということ、車検のときに調べるわけですね。で、車検から車検までの間はほとんど野放し状態ですね。こんなことでいいんでしょうか。何か方法はありますか。

○政府委員(野村一彦君) 本年の八月から使用過程車につきまして五・五という規制を実施いたしましたわけでございますが、その後私も、メーカー、ユーザー等の協力を得まして、また警察当局にいろいろ御協力を願ひまして街頭指導ということをやつておりました。そこで現在の期間を延長してやつておりましたが、合格したものについてはステッカーを張つて、そうしてステッカーを張つておるものについては警察で街頭検問をされる場合に、これは合格しているから対象にしない、ステッカーを張つていない車を対象にするということとで、これは法的な裏づけのあるものではございませんが、一種の啓蒙運動というふうなことで警察はじめ関係方面と連絡をしてやつておりました。その効果は相当私もから見えてあらわれておるものと考えておりますので、今後こういう機会を通じまして、警察には随時街頭検査をしていただくというふうなことで、それからユーザー団体等にも随時自分で定期点検整備をする、これは道路運送車両法にもございまして、自分の自動車の整備については定期点検整備、車によつてその期間は違ひますが、自分でみずから車の整備状況をチェックして適正な整備状態に置いていくというふうなことをさらに励行させたい、かように考えます。

○田中寿美子君 何か時間がたいへん妙になつてしまつて困るんですけれども、たとえば東京に二百万台ある、そうして車検のときだけ五・五になつても実は七％、一〇％というものは幾らでも

中古車にはあるわけですね。それでなかなかそれはつかみにくいと思いますけれども、それでいまユーザー等にもおっしゃったでなければ、ユーザーはもうそんなうまい心がけが必要だけれども、これはもうメーカーに義務づけるべきじゃないかと思えます。ですから、たとえば欠陥車の場合、メーカーは全部回収したでしょう。そのくらの熱意があってもいいはずだと思うのです。ですから、メーカーが生産するときにはCOの除外装置を必ずつけさせる。それから中古車について点検して直さないとというぐらゐのことはできませんか。

○政府委員(野村一彦君) メーカーに対して規制の実施をきびしくやるということは、私も先生のお説のとおり、非常にけっこうなことだと思います。ですから、たとえば排気ガスに対しまして道路運送車両法の保安基準に合わないものがあれば、これはそういうものについては、当然型式認定時におきまして、新車につきましてはこれは型式認定時におきましてチェックしてそういうものは不合格としてそれを使用することを禁止することは当然でございますが、使用過程車につきましては、これはやはり私も考える場合、型式認定にあたって永続性というものを考えるわけでございます。それから、その意味で型式認定を、新車を売り出す場合は、そのことをチェックするわけでありまして、使用過程車につきましては、これはユーザーというものの点検、整備というものが義務づけられておりますので、その点を履行していただくといいことと、それから先生おっしゃいました清浄器と申しますか、そういう有害な排出物をクリアーにするものについて、いろんなものが現在公的に私の研究され、試作され、一部使用されておりますけれども、現在の段階では決定的にこれならば性能においても、また永続性においてもだいいようぶだというものが残念ながらございませんで、現段階においては勸奨と申しますか、そういうものでもという段階でございまして、まだ義務づけの段階に至っておりません。将

来できるだけ早く解決をしたい。これは、私どもだけではできませんので、通産省の御協力を得てやっていきたいというふうに思っております。

○田中善美子君 いま道路運送の関係、輸送の観点からおっしゃればそれでいいけれども、私どもは、公害という新しい現象に対して新しい取り組みをしようとしているわけなんです。そういう立場からしまして、一酸化炭素の排出量七〇%もあるような車は欠陥車と考えていいと思うんです。ですから、メーカーに欠陥車を点検させるというぐらゐのことを考えられないかどうか、研究してみてもいいと思います。それくらい責任を負わなければならない。時間が何かないうちで、山中長官行つてしまわれるというので、私は長官に主として質問をいましていいんですけれども、その点は不満でいいんです。そこで、一酸化炭素の排出量を今後どういう計画を立てて減らしていくつもりなのか。そういうきちんとした計画があるかどうか。そのことが空気の中の一酸化炭素を減らす大きな理由になるわけですから。

○政府委員(野村一彦君) 私ども本年の七月に、諮問機関でございまして運輸技術審議会から御答申をいただきました。自動車排出ガスの規制についての長期計画を立てております。

〔理事杉原一雄君退席、理事鬼丸勝之君着席〕それによりますと、二段階に分けて、昭和四十八年までを第一段階、昭和五十年を第二段階といたしまして、ただいまの排出ガスの規制は濃度をつまりパーセンテージでやっておりますが、これを重量規制に移行したい。つまり、先ほど先生がおっしゃいました自動車の台数はこれからは非常にふえるであろう。したがって、空気の中の有害ガスのパーセンテージを押えておいても、全体の量を押えなければ意味がないということから、自動車の伸びは大幅な伸びを予想しまして、四十八年にはそれがこうなる。四十八年度から規制を第一段階をして、それが五十年にはこうなる。五十年年度から規制をして五十五年にはこうなるとい

うことで推定いたしました。つまり、一日に一つの車から排出されます一酸化炭素、たとえば一酸化炭素の量について言いますと、昭和五十年にはあと五年後には昭和三十八年のその当時の一酸化炭素の量にひとしくなる程度の量に押える。昭和五十五年には昭和三十六年、それよりもっときれいな状態でございますが、そういう状態に押えるように重量規制をしようということをこれは運輸省の方針として確立いたしております。関係の省にもいろいろ御連絡をして御協力をお願いしておりますわけでございます。したがって、私どもは、先ほど先生のおことばの自動車の数、非常にふえるじゃないかという御指摘まことにそのとおりでございますので、それを十分考慮に入れてパーセンテージでなくて、グラムの単位でもって、有害ガスを押えるというような計画を立てて、それを少しでも早く実現できるような方向で努力をしておるところでございます。

○田中善美子君 それは、ほんとうに日本の自動車の生産の過程でちゃんとやりますと、おそろく国際市場でも排斥されるようになるだろう。例のアメリカのマスカー上院議員の提案ですね。あれは最初、一九七六年までに有害な排気ガスを出す自動車を禁止するということが両院で合意を決議しております。その後の報道によると、それをまた五年繰り上げておりますね。だから、七一年中ということになる。それがもしほんとうに決まれば、日本の自動車業界がたいへんあわてているというのを聞いております。ですからこれはメーカー側からすれば、国際的な市場でも排斥されるような車をつくっていくことにはしないか。そのことは、われわれ住民からすれば、非常にまた空気をよごす一番大きな原因になっている自動車ですから非常に大事なことで、計画はなるたけもっと早く繰り上げていくように努力をしていただきたいと思います。じゃあ、山中長官行かれるそうですか……。

○國務大臣(山中貞則君) 私は、ただいまのマスカー法案ですが、これは大統領が議会に勧告したのは一九八〇年まで現在の自動車の排気ガスの九〇%をカットしろという勧告であったと思えます。それを上院でマスカー上院議員の提案による一九七五年までの五年繰り上げというものが満場一致可決された。これが下院に回ります。下院との間で上下両院の協議会が持たれておるところでございます。

〔理事鬼丸勝之君退席、理事杉原一雄君着席〕どうなるかわかりませんが、最もゆるい場合でも、大統領勧告の年次における九〇%カットというものがはずれることはないだろう。これは、ビッグスリーが幾ら巻き返しても、大統領勧告の線をくずすことはできないだろうということを考えてみますと、ただいま田中委員の言われたような日本の自動車業界がひとりわが国のみにおいでかかってなことをやっておるということはお許されなさい、現在でも排気ガスについてアメリカ向け等については大体コスト四万程度の部品をパーナード他をつけて出しておいて、国内ではつけていないという姿勢は私は前から批判をしていて受けるし、あるいは国際的に市場をみずから失っていくということは存立を危うくすることでありまして、やはりわれわれとしては、これを通産省が中心になって、自動車業界のあり方について今後の生き延びていく道、そして、国民のためになるべきメーカーの態度というものについて十分に年次計画その他について指導をしていく必要があるというふうに考えておるわけでございます。

○小平芳平君 山中長官の質問だけ二十分やるようにということで、いま田中委員からも御指摘がございましたが、きのうの私の環境基準に対する地方の上乗せが、環境基準を地方が上乗せすることを政府が積極的に支持なさるかどうかという質問に対して、山中長官は、政策目標としての数値は別段差しかえない、こういうようにお答

えになつていらつしやるんですが、内田厚生大臣は、それは環境基準というものは東京でも大阪でも京都でも同じものを全国きめるべきものであつて、都道府県の知事が上乗せをするとか、自分の理想値をつくるべきではないと私は考えますと、このように厚生大臣は答えになつていらつしやるわけですね。そういう点、いま田中委員から出る大気汚染についての理由はお述べになつていらつしやいましたので、私からまだきのう説明した分は私が説明したこともありまして、理由は省きますが、こういうように山中担当大臣が差しつかえない、むしろそれはたいへんけっこうなことだと、こういうように国の姿勢としてそうした地方団体の動きを積極的に支持すると、こういう姿勢でしかるべきじゃないかと思ひますが、大臣の御見解を、また厚生大臣の御見解を伺ひたい。

○国務大臣(山中貞則君) きょうはここに同席しておつたわけですから、私もその発言は聞いておりました。大臣、内田君とも話をしたのでありますが、表現はそういう表現になつたようでございますが、実際は変わりはありません。まあ統一見解というほどのものではありませんが、これは地方自治体がそれぞれ地域の住民のために、あるべき理想的な環境を求めていくということにおいて政策目標を立てられることは差しつかえないことである。ただし、基本法にいう環境目標とその自治体がつくられた環境というものは、また目標においては性格を異にする。しかし、それは自治体の政策目標であるという限りにおいては、何ら私たちとして、それに対して批判したり、反対であるという立場にはないということで、むしろ傾向としてはそのような努力を積み重ねていかれることは、国家的に見ても望ましいということを申し上げたわけでありまして、政府側の意見の食い違いというほどのことではないと私は思つております。

○政府委員(橋本龍太郎君) 私は、実はきのうその御質問に対し、厚生大臣が答えた時点、本委員会におきまして、その前後の状況はわかりません。しかし、先ほど田中先生にもお答えを

申し上げ、またいま山中副部長が公害担当大臣としてお答えを申し上げた中で、私どもはそれと同一の考え方を持っております。ただおそらく大臣、もしいまのお話のようなお答えをしておられますと、おそらく環境上の基準ということばにとらわれて、あるいはその基本法にいう環境基準、各自自治体における条例で定められる環境基準というものを同一にとり、もし同一のものであるとしたら、それはいかぬということをお申し上げたのじゃないかと思ひます。先ほど申し上げましたとおり、各自自治体が行政目標として、それぞれのお立場で一つの理想値を描かれることを私は妨害をいたすつもりはございません。

○小平芳平君 そういう意味において、山中長官にもう一つ、きのうのことではありますが、経済条項を削つたことによつて、経済との調和条項を削ることによつて、今後の環境基準に対する考え方、厚生大臣はきのうの答弁では、どこまでよつて人間健康がもつたかという基準を云々というふうな表現をしておられますが、要するに、そういうふうな環境基準あるいは公害防止の基本姿勢として、経済との調和を削つたということ、ただ条文でそこら落ちたというだけではなく、もつとそうした環境保全ということに対する積極的な政府の姿勢が打ち出されるべきがこの経済との調和条項の削除であるかと、このように私は受け取るわけですが、いかがでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) これはきのうも小平君ではなかつたと思うのですが、私、説明をしたと思うのですけれども、基本法の第二章第一節の「環境基準」というところの第九条の中の第二項を削除したということにもつながるわけですから、そうすると、第二項がなくなつて、三項が「第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。」これは基本法が絶えず科学的な判断を進めつつ、そして必要な改定を加えていくということを要求しておるわけでありまして、定められた環境基準にしがみついて、そして確固不動のもの

であるなんということを政府はこの基本法に対して言えないという立場にありますから、やはり科学的判断が積み重ねられて、しかもまた現実に現象として地域において起こつた問題について、科学的な分析の結果、あるべき環境基準の改定が必要であるということであるならば、これはもう要であるということなく、常時その改定に心がけて作業していかなければならぬということを基本法が要求しておるものであると考えておるわけでございますから、この点もそういう意味から御了解を賜りたいと思ひます。

○小平芳平君 いや、そのお答えはきのうありましたのですが、ただ私が科学的な進歩はこれはまた別の問題として、科学技術の進歩は別の問題として、次の問題として、要するに公害がはたして減るかどうかという点、今回の十四法案によつて公害がどの程度減ることが期待されるかという点、そのことに対して最も大きな関心を持っているわけですが、国民は。したがって、いままでは政府の姿勢は企業寄りであるということは、もうどのくらいか言われてきているわけですね。その企業寄りの姿勢じゃならない、そしてまた、今回、経済との調和を削つて、そして企業寄りでない公害政策を、国民健康と福祉あるいは環境保全のためのこのよう姿勢の、公害の防止に取り組むのだという点が、科学の進歩とは別の問題として、その企業寄りでない福祉優先の姿勢が今回の十四法案の改正であり、したがって、環境基準についても排出基準についても、そうした経済との調和でなく、それこそ福祉なくして成長なしの、そういう新しい観点からそうした環境基準にも排出基準にも取り組むのだ、こういう御答弁があつてしかるべきだと思ふのですが、いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) そういう表現をとれとおっしゃるなら、私もそのとおりだと思ふのです。私はただ基本姿勢の問題というのを言われたものですから、第九条の二項の削除に伴う第三項というものを例をあげて言つたわけでありまして、姿勢はあなたの言われるとおりであります

から、これから私たちは、まさに企業寄りでないことを証明する最も大きなものとしての個別法律によつて、あるいは物資をとらえて規制するか、さらに進んでそれらの実績を基礎にして民法の特別法たる善証責任転換、無過失責任、こういうものに進んでいくということをお約束しておるのではありませんから、それが明瞭に私は証明された行為だと思ひますので、もしそれを怠つておるようなら、なまけておるとお感じになるなら、これから先の問題でありますけれども、まさにこれは政府の姿勢は羊頭肉であるという御判断をされる結果になるかもしれないが、私としてはそういうことにならないように努力すべき義務があると考えております。

○小平芳平君 それでは次に、大気汚染防止にあつて、要するに先ほど田中委員からそれに類する御指摘があつたのですが、全体としての質の規制ですね、大気も、水もそうですが、要するに何PPM以下という、そういう質の規制だけだ、煙突の低い中小企業、零細企業は煙突の低い企業なるがゆえに、もうすぐ排出基準違反にかかつてしまふ。ところが、ただ大工場のほうは煙突を高くして大量に出しても基準内である、こういうような点、あるいは水の問題でもある毒物を中小企業、零細企業の場合、わずかに流してもこれは濃度が高いといつてすぐ規制にかかっちゃう。大企業は大量に流すけれども、薄めて流すからそれにかからないという不合理がこれから起きるのじゃないか。今日までも起きていたわけですね。したがって、そうしたこの規制だけじゃなくて、量の規制も政令を定める段階でぜひ取り入れるべき、考慮すべき点じゃないかと思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) これは別段質を規制しないという意味じゃなくて、非常に技術的にむづかしいという問題で、今日はまだ解決を見るに至っていない問題であります。しかしながら、中小企業の問題というのは、繰り返し申し上げておりますように、今回の基本法の中の二十四条に

も厳然として存在しておりますし、今回新たに提出いたしました公害防止事業費事業者負担法案というものの中にも中小企業に対する配慮を具体的に説明いたしましたこと、なるべく中小企業というものがそのために倒産し、あるいは操業ができなくなるというようなことのないような配慮を進めてまいりたいと思っております。

○小平芳平君 いや、それはしかるべきと思いますが、要するに、水の場合でも大気汚染の場合でも○五P M以下とか、あるいは一P M以下とかいう、この規制はいままでも絶えずかかっているものがあるわけですが、そうした規制をする場合に、全体の量を規制していかなくては、全体の量の規制が考慮に入らなければ大気汚染の防止にしても水質の汚濁にしても達成できない、それが現実、いま工場地帯がひどく大気が汚染される、あるいは大都市の汚染がはなはだしいということ、一体その事業所なら事業所からどれだけの量が出るか、そういう点を考慮に入れなければ期待できないじゃないかという点なんです。

○政府委員(會根田都夫君) 現在の大気汚染について申し上げますと、これは現行の排出規制は一定量規制の考え方をとっております。大気汚染防止法の前身のばい煙防止法ですが、当時は一本一本の煙突から排出される硫酸酸化物について、その濃度の規制をやっておったわけでありましたけれども、それでは結局施設が集合して大量に発生する場合に濃度規制だけでは不十分だということ、現行では拡散方式を前提とした量規制に改まっております。ただ、先生のおっしゃるのは実際問題として、環境基準は何P Mというようなことで押えられておるので、実態として、いまの排出基準のやり方では不十分ではないか、あるいはまた、煙突口の高さに比例するような排出総量をきめるいまの排出基準そのものも、拡散の方式については地域によって必ずしも十分の拡散が行なわれないというような意見もございまして、そういう拡散の方式そのものにも問題があるのではないかとということでございますならば、確

かに現在の拡散方式を前提とした排出規制が唯一絶対のものではないと思っております。まあ現に今度の改正で都心部のビル暖房等の燃料規制を行なうというところも一つはそういうことに対処しようとするものでございまして、この点につきましては先般連合審査会で厚生大臣からも申し述べられましたように、私も今後は今後とも検討を続けていきたいというふうに考えます。

○小平芳平君 それじゃカドミウムが全体として幾ら、大気の場合でも水質の場合でも、カドミウムは全体として幾らとなっておりますか。

○政府委員(會根田都夫君) カドミウムは今回初めて有害物質としてこの法律の規制対象に加えることになりました。具体的な規制の方法につきましては、今後検討をいたすわけでございまして、今一応の考え方としては、一定容量における重さといえますか、そういったことで規制の具体的な数値がきまるものと考えております。

○小平芳平君 一定の何ですか。

○政府委員(會根田都夫君) 一定の大気の容量の中に、たとえば何グラム以下でなければならぬ、そういうような具体的な規制方法になろうかと思っております。

○小平芳平君 ですから、そこを、一定の大気の中に何ミリグラム以下というふうにきめますから、そこでもって全体としての量規制がないわけでしょう、それだけじゃ。したがって、大きな煙突なら遠くまで吹き出せば大量に出るところは大量に出るわけですね。

○政府委員(會根田都夫君) その点は先生御指摘のように、カドミウム等のように、長期にわたる蓄積というふうな問題もございまして、いまの規制の具体的な数字についてはかなりきびしいもので、先生の御指摘になったような問題の起こらないようにしたいというふうに考えております。

○理事(杉原一雄君) 午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時二十三分開会

〔理事杉原一雄君委員長席に着く〕
○理事(杉原一雄君) ただいまから公害対策特別委員会を再開いたします。

午前中に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中寿美子君 山中長官がまだお見えになりませんから、厚生省に関係するほうを先にいたします。

産業廃棄物の処理の問題でございしますが、今度公害対策の基本法の中で公害の定義の中にも産業廃棄物が入れられましたことは、私、年来主張しておりましたので、たいへんその辺はよかったと思っておりますが、新しい形のいわゆる高分子化学物質といいますが、プラスチック系のもの、そういう廃棄物が非常にふえていくわけなんです、公害の対策をやるときには、私やっぱりその廃棄物の処理の内容、廃棄物そのものの全体の量を把握しなければいけないと思うんです。一体産業廃棄物といふものが出てくるというふうな把握をしようというものでございまして、その中で特にいわゆる高分子化学物質といいますが、プラスチック製品ですね、そういうものはどれくらいあると見ていらっしゃるんですか。

○政府委員(橋本龍太郎君) いま私どもが把握しております限りでは、いわゆる産業廃棄物といわれるものは日量大体百万トンぐらいのぼっております。ただ中にいわゆる高分子化学製品といふものがどの程度含まれているかというところは、その数値はつかめておりません。

○田中寿美子君 その一日百万トンというのはどういう廃棄物を含めてあるわけでしょうか。

○政府委員(橋本龍太郎君) いわゆる産業廃棄物といわれる各企業から排出されるもの、その工業過程において出される不燃物質、これが私どもは産業廃棄物だと思っておりますが、こうしたものが大体

日量百万トンであります。

○田中寿美子君 その内訳はわかりませんか。

○政府委員(橋本龍太郎君) 内訳としては私どもはとっておりません。

○田中寿美子君 その全量をつかむのは、やっぱり何が幾らずつというふうにつかむのじゃないでしょうか。

○政府委員(橋本龍太郎君) 海洋投棄の概要について申し上げたいと思っております。

御質問の御趣旨は、海洋投棄されているプラスチック類ということであつたと存じますけれども、その数量は私どももいまのところ明確でございませぬので、産業廃棄物の海洋投棄の内訳について申し上げますが、通産省で本年春に全国の主要五千工場について調査いたしました、二千五百工場程度から回答がございましたが、この二千五百工場はわが国の工業出荷額の約七割弱を占めております。この二千五百工場の産業廃棄物の発生量が一年間で約四千万トンという数字になっております。したがって、これを全国に引き伸ばして考えますと、少なくとも五千万トンは優にこえ、五千数百万トンないし六千万トン程度の産業廃棄物が一年間に発生しておるものと考えられます。これは四十四年度のベースでございまして、四十五年度にはさらに当然にそれが鉱工業生産の伸びに少なくともスライドして同じ比率では少なくとも伸びておる、一五%程度は伸びてきておると、かようにマクロ的には考えておるわけでございまして、それでその中で一番多いものが固体状の不燃物というふうな種類のもの、ございまして、石炭のかすとかがいろいろなダスト類を中心にした固体状の不燃物が約半分くらいを占めておるようでございます。

それからその次に多いのが泥状、液状の不燃物でございまして約一千万トン程度というところでございまして、これは、中身としましては耐酸類、耐アルカリ類、それからカーバイドのかすと、活性汚泥のあとの汚泥とか、その他の廃化学物質——廃物になった化学物質ということでござい

ますが、こういうものを締めまして約一千万トン程度でございます。

それからわりあい簡単に燃焼できる産業廃棄物が案外ございまして九百万トン程度でございます。これは繊維のくずとか、それから古紙、古い紙でございます。こういうものを中心に九百万トンでございます。

それから残りがいろんな雑多なものでございまして、五百万トン程度ということになります。

それで、この中で工場から出ました五百万トン程度の中に、工場から直接出す合成高分子のくずというものの数字はわかってございます。これはわが国全体から出ておりますプラスチックの廃棄物の中で占める比率は非常に小さいかと思ひますが、この合成高分子くずというものが約一千万トン程度。あまり十分なデータではございませんが、概算は以上のとおりでございます。

○田中寿美子君 先ほど橋本政務次官の産業廃棄物という場合は、産業活動から出るすべての排出物のことをおっしゃったわけですね。百万トンというのはいさうですね。その中でいま通産省おっしゃったのは海洋投棄されるプラスチック類についておっしゃったわけですね。この調査ですか。

○政府委員(莊清君) 産業廃棄物でございますから、直接工場から出たものを私も調査してその数字を申し上げまして、合成高分子のくずが約一千万トンと申し上げましたのは、出ておる量でございます。そして、そのうち海洋に投棄されておりますのは、これは非常に少いものでございまして八百トン程度、これは工場から直接出たものでございます。

○田中寿美子君 そうしますと、いまの通産省のお答えが工場で生産されたプラスチック類のかすとして出たものと、こういうふうな考えでよろしいですか。五千万トンないし六千万トンというお話、最初に、海洋投棄されているプラスチック類の数量というふうにおっしゃったからそういうことかと思つたんです。そうでなくて、工場で生産されているプラスチック類のくず、廃棄物と、こういう意味ですか。

○政府委員(莊清君) 仰せのとおりでございます。約一千万トンと申し上げたのはその数字でございます。うち、約八百トン程度は海洋に工場から投棄されておる、こういうことでございまして。

○田中寿美子君 もう一度、それじゃはつきりさしていただきたいと思います。最初に、五千万トンないし六千万トン出ているとおっしゃったのは、これは工場で生産されるプラスチック類の総額ですか、そうじゃないですか。

○政府委員(莊清君) 説明が至りませんで非常に申し訳ございませんでした。

約四千万トンとか五千万トンとか申し上げましたのは、これは工場から発生しておるあらゆる産業廃棄物の総量でございます。

○田中寿美子君 そうしますと、最初の百万トンというその数量ですね。その中にはそういう固型の廃棄物でないものも含まれておるわけですか。

○政府委員(會根田都夫君) 百万トンと申し上げましたのは、事業活動に伴うすべての廃棄物の推計でございます。この中には当然、物の製造、加工等に伴う廃棄物のほかに、たとえば下水終末処理場あるいは尿尿浄化槽の、そういう都市施設からの残渣として出てくるもの、そういうもののほか、いわゆる経済活動に伴うもの以外の都市施設等からの廃棄物、そのほかにもろろ畜産関係もございまして、すべてを要するに家庭ごみ以外のすべての廃棄物というふうに広い整理をしておるわけでございます。

○田中寿美子君 そうしますと、一日に百万トンという、ちよつと三億トン以上になるんです。年間にすれば、大体そういうふうな推定していいのですか。それで、これはアメリカのニクソンの公害教書の中では、非常にきつりと、その排出物の、これも推定ですけども、数量として出ております。これは二億一千四百二十万トンというのが総計で、これの中には運輸機関から出されるいろいろな一酸化炭素とか、微粒物質とか、硫酸化合物とか、炭化水素、窒素化合物、そういう

ものも入れてありますし、それから固定汚染源から出た燃料の燃焼物質、それから固形廃棄物その他全部を含めて二億一千四百二十万トンという数量が出ております。やはり、ぜひこういうふうな公害の対策を立てるときには、数量を把握していただきたいと思うのです。そうでないと、一体どれだけのものが出ていて、どれだけこれは施設が必要であり、投資が必要なのかということがわからなれないと思ひますので、すべての公害を数量でつかむということが必要なんじゃないですか。そういうものが、はつきりと、いまままでいただきたかったけれども、なかなかいただけませんでした。それで、そこで、家庭廃棄物を除いてというふうにおっしゃいましたね。私は家庭廃棄物というのを、それは何と何、どういふものを含めて考えていらつしやるか。つまりこの廃棄物処理法案の中で家庭廃棄物を含めた一般廃棄物となつております。その中にはプラスチックの容器なんか入っているんですね。いかがですか。

○政府委員(橋本龍太郎君) 入つておるといふより、入り得ると申し上げたほうが正確かもしれせん。先生御承知のとおり、今日国の実態の、清掃業務の実態、そういう意味では、いわゆる産業廃棄物あるいは粗大ごみ、家庭から排出される種々の廃棄物の中の高分子合成物質等の区分をしないで処置をしてまいりましたけれども、各御家庭から排出される時点においても、実はそういうものはごっちゃなんでありまして、それだけに私どもとしては、そういう意味では家庭から排出されるもの全体を先ほど申し上げたわけでありまして、私も、いま完全な推定であります。大体家庭から排出されるいわゆる廃棄物の中に一割程度合成高分子製品が含まれておるといふように承知しております。

○田中寿美子君 そこで問題になるのは、産業廃棄物の処理については、国とそれから地方自治体と、それから企業と、それぞれが負担して処理をするということになつております。私は家庭廃棄物の中に入つてくるプラスチック容器は、非常

に多くが、これは産業廃棄物として考えるべきではないかと思はれるものがあると思ひます。たとえば化粧品の容器、それから食品の容器もこのごろどんどん新しくつくられております。それから例のヤクルト、これは厚生大臣みづからがござつたのですけれども、ヤクルトなんかは非常にたくさん容器を出しておる。こういうものは、私は企業の活動に必要で開発した容器なので、すね。ですから、それが家庭を通りまして、やはりその責任は企業が負うべきではないかと思ひます。すね、いかがでしようか。

○政府委員(橋本龍太郎君) 私は原則的に、確かに先生のお話のとおりであると思ひます。ただ先般来問題になりまして、私もとしては許可をしない方針にきまりました。たとえば牛乳容器における合成樹脂製品の容器の採用問題等でも非常に明らかにいたしましたように、そういうものが必ずしもこれは企業の必要というふうな形で出されてきたものばかりとは私は思ひません。いわゆる消費者に実際の価格を少しでも安くしていくという、いわゆるワンウェイ方式の容器等も従来採用してまいつたわけでありまして、ただむしろその中に今度は新たに、逆に公害発生源としてそれらのものが別の立場からながめられなければならない時代がやつてきた。そしてその中で私どもは、産業廃棄物、家庭廃棄物、いろいろな呼び名に分類はできませんけれども、いわゆる廃棄物全体というものを新たな観点から考え直し、処理の体系を考えていかなければならぬということを今日考え、そして現在社会労働委員会において御審議いただいております廃棄物処理法というものを出したわけですね。そういう中でまいりますと、たとえばいま一つの例として名前の出ましたヤクルトというものは、これは一つのプラスチック容器の採用ということによつて非常に消費者に歓迎された時代もあつたわけでありまして、使い捨て容器ということで非常に歓迎された時代もあつた。しかし、今日ではこれは清掃という観点から考えたら非常に大きな問題である。回収ということを私どもは

逆に業者に指示し、協力を要請しておるのもそうしたことの一つのあらわれであります。そうして本来これは社会労働委員会のほうで答えすべきことになるかと思ひますけれども、たまたま関連いたしますので簡単に申し上げてみたいと思ひますが、高分子化合物がいわゆる廃棄物として清掃業務の中に入つてまいりました場合に、それはきわめて多くの問題を引き起しているわけであり、その中には、一つは要するに非常に高分子化合物による製品というものがふえて、あらゆる分野にこうしたものが使われるようになりまして、量的に非常に増大をした、しかもそういう状況の中で廃棄物として扱う場合の処理技術のほうは、処理、処分のはうは、技術的に非常に困難な問題を含んでおる、またいわゆる家庭から排出されるものを考えました場合には混合収集されておるというところ、混合収集という形で処理をされておるというところ、今日私どもが達着している一つの問題点があったわけでありまして、そこでいま、むしろ今回の新たな観点から清掃業務というものを直視していく場合に、総合的な処理体系というものを考えていかなければならぬ。その場合に、一つは廃棄される量そのものを減少させていくための手法、回収あるいは再生利用の促進というようなことも一つの手法として打ち出していかなければいかぬ。その例がいまのヤクルトのところでも申し上げたものに当たるかと思ひます。それと同時に、これがいわゆる消費者サービスということ、あるいは物価対策の観点からいけばその方面の関係の方々からはいわゆるワンウェイ容器の転換ということ、今日までもいふ言われてまいりました。そしてそういうものを私どもは決して必要ではないと思ひます。しかし、ワンウェイ容器というものに必要以上に転換をされると、これは私どもとしては非常に困つたことである、こういうものを少し抑制をしたいという部分もあります。それから同時に、今日私どもはたまたま買ひものにまいります場合に非常に包装紙等がいていねい過ぎるくらいにいいいになりました。むしろ過剰包装と

いうものが一つの問題点としてやはり私どもには出てまいつております。こうした過剰包装というものを抑制する、これも一つの問題点であります。同時にプラスチックそのものの質的な改善をはかるために、これは高分子化学の分野として御検討願つておるものでありますけれども、素材としてのプラスチックの再生、同時に処理面の開発、いわゆる低カロリー分解の非常に容易な型のものを開発をしていく、これも一つの方法であります。同時に、製品化をしてまいります場合に、再生及び処理面というものを最初に考えておいていただきたい、そういう分野まで配慮を払つた製品化を願う、これは技術指導その他の問題はむしろ私どもの所管外のものでありますけれども、こういうものをやればよいやうにただかなければならぬ。同時に今度は、私ども自身に課せられる責務でありますけれども、いわゆる合成高分子廃棄物というものを、処理技術を進展させていくために必要なものとして専用の焼却炉及び再生技術というものの研究開発、同時にそれは別に、どうしてもやはり私は家庭から排出される廃棄物の中にはどれだけ、それこそ御家庭の協力を得ましても混合されて排出されるケースが多いと思ひます。そうした場合の混合焼却に関する技術開発、これがもう一つの大きな問題点として私どもに課せられた責務であります。同時に合成高分子廃棄物、そういう一連のものの収集処分体制というものを解決をしていかなければならぬ、そういうことを私どもとしては基本的に考えております。そして今回御審議を願つております、本日社会労働委員会でも審議を願つております廃棄物処理法というものの中にそういう考え方を実は盛り込んでまいりました。

○田中寿美子君 この新しいプラスチック製品の容器を使うということには必ずしも企業のためではない、消費者サービスであるというように言われました……

○政府委員(橋本龍太郎君)の部分もあると……

○田中寿美子君 それはわかります、その辺でこれは議論になります、消費者は便利なものを買いたいわけ、そういうものをつくるのはまた企業によつて必要なことですから、ですからしてワンウェイにいたしますのは牛乳の場合、かりに牛乳の場合をとつてみますと、これは回収をしなくても済むわけですから、ですから、牛乳販売業者にとつてはそれが便利なんです、ですからそういう意味で企業にとつて必要である、企業はもう消費者が買わなかつたらそれをつくつたてしやうがないわけですから、私はやっぱ、ですからこういう焼却しにくいもの、開発されたこの高分子化学台成品ですか、こういうものについてはやっぱ企業が最後までめんどうを見るべきではないかというように考えております。それは、やり方が非常にむづかしいでしよう、いまおっしゃつたように、混合して出てくるし、家庭の中から出てくるのだからということですが、やぱりそれがたとえばごみを焼きます焼却炉の場合も、そういうものが入つてくると非常に高熱を出しますわけでしょう、それから同時に有毒なガスも発生する、こういうことを考えますと、公害の立場からいへば、これは獨特な特殊な処理をしなければいけない、そうすると、現在東京都に出ておりますごみの中で一〇〇くらゐがいまのプラスチック関係のごみになります。これがもし一五%までふえますと、いまの焼却炉ではとうていかなわぬわけですね、熱が非常に高いはずでありますから、焼却炉が破損してしまふ、だからやっぱこういうものはえり分けて別の焼却炉を設けなければならぬ。たとえば、そういうことに對する施設の費用、それから焼却していく費用、これはやっぱそれをつくつて使つた企業が負うべきではないかというのが私の考えなんです。それはいかがですか。

○政府委員(橋本龍太郎君) 率直に申し上げまして、非常に私はそれはむづかしい、實際行なおうとした場合にはむづかしい部分が出てくると思ひます。たとえば、その牛乳容器、たまたまこれは現実にはないものでありますから、ないものに例をとつて考えてみたいと思ひますが、牛乳容器を要するに人件費というもののコストを少しでも下げたいということ、業者は採用をした。そしてまたそれによる価格の引き上げがないということ、消費者もそれを歓迎する、そしてメーカーがそういう要求を開発し、それを牛乳屋さんのほうに販売をし、そしてそれが採用された。これは消費者にその責めを課することは当然でないことであるけれども、省力化あるいは人件費を抑えるためにそういうものを採用したメーカーの問題があるのか、あるいはそのメーカーの要請によつてそうした製品をこしらえた高分子化学に従事する企業は、どうに問題があるのか、そういうふうなことを言い出しますと相当これはいろいろの問題が出てくると思ひます。しかし、これはいま公害部長とつぎに相談したところでありまして、けれども、確かにそういう場合もある程度責任を明確にできるもの、今後はやはり考えるべきことの一つかもしれません。そういう意味で、私どもも一度考えさせていただきたいと思ひます。

○田中寿美子君 私、いまのおこぼで、ぜひそれを研究していただきたいというふうに思ひます。技術的にはいろいろ問題があるでしようけれども、そういうことで、特別、非常に過去何億円もかかる焼却炉を新しく備えなければならぬということになりまして、これは東京都でしたら都民の税金、あるいはほかの市でしたら市民の税金を使うわけでございますが、やはり公害を発生する企業が責任を負うべきだという原則からいいますと、そこはやっぱこれは考えていただきたいと私は思ひます。

それからもう一つ別の点から産業廃棄物のことですが、この処理にいま困つてしまつて、先ほど海洋投棄の話がありましたけれども、たとえばこれは静岡県の浜名湖畔の可美村というところの例ですけれども、ビニール加工工場がプラスチックをつぶして土壌の中に、その辺は農地なんです

が、水田に穴を掘って埋める、こういうことになりまして、そこから有機塩素系の物質が出てくる、シアンなんか発生するということですね。非常に有害なものに転化するおそれがある、こういうようなものの処理についてはどこでどういうふうな指導しているかということです。ここだけの問題じゃないと思います。方々でそろそろ困ってきていると思います。

○政府委員(橋本龍太郎君) 最初に、先ほどの点についてもう一度申し上げますけれども、私も検討はいたしてみたいと思いますが、先ほどのプラスチック・メーカーそのものに責任を負わせるということとはきわめて私は困難だと思います。しかし、先生の御指摘でありますから、私も検討はいたしてみたいと思います。

それと同時に、いま第二点で先生がお話しになりました点ですが、むしろたとえばプレスしてあるのは粉末状、粒状にしたものを土の中等にまぜて埋めてしまった場合、実はむしろ容易に変化するようなものであります、これは実は焼却その他私どもの担当する分野での処理についても実はわりあい楽なものであります。ところが、高分子化学製品は、先生御承知のとおり、非常に種類が多々あります。中には、スチロール系の樹脂のように溶融温度が非常に低い、百四、五十度で溶融してしまうものもある。逆に、それこそ金属のかわりに機械部品等に採用されても硬度、質的变化一切含めて金属以上の能力を持つものもある。一概に私はその中で、土壌の中に、プレスした粉状あるいは粒状のものをまぜて処理をして種々の問題が発生するかどうか、この点については私は詳しく知識を持ちません。ただ今回新たに御審議を願っている産業廃棄物の処理に関する法律というものが、幸いに本院の御賛成を得て通過し成立をいたしました時点で、私もその基準を設けていきたいと今日考えております。

○田中寿美子君 いまの問題、プラスチック製品の処理の問題はまだこれから研究しなければならぬ部分が多いと思いますので、ぜひ

ひその辺をよく指導するようにしていただかなければいけないと思います。

それでは山中長官にお尋ねいたします。衆議院の段階でも、あるいは参議院にまいりまして、公害については監視員を持つことが非常に必要ではないかというところが議論されました。たとえば労働基準監督官や食品衛生監視員を使つてはどうかという議論も出たかと思ひます。私は、住民の知恵をもつと借りてほしいということを連合審査のときに申し上げたら、自民党のある議員は、人民裁判だなどというご意見を伺いました。これは、私も、そういう感覚だと公害対策は非常に困る、ほど遠いと思ひます。現実に公害が起つてくるから、だから立ち上がるわけなんです。それで、それを住民の感じているものをちゃんと科学的に分析も与えることができた、それから不安を取り除くことをするのが行政の責任だと思ひます。ですから住民が最初に問題を発見してくるというところについては、私は十分その力を借りたいと思ひます。東京や横浜で市民運動を活用しているわけなんです。東京都の公害白書、「公害と東京都」というのがありますけれども、あの中に「公害防止には天才は要らない」、「市民の監視は力である」ということが書かれております。やっぱり公害の問題というのは、まだほんとうの専門家というのはいくらもいない、と思うのです。しかも公害の状況といたしたら、とてもどうしようもないくらいたいへんな量で、また質的また種類のいろいろで起つてきているわけなんです。ですからぜひ市民に協力してもらい、住民に協力してもらい、これは必要だと思ひます。東京都の条例の改正の中で、公害監視委員会という制度をつくつて都民による公害の監視委員会、この中には婦人団体、消費者団体、労働組合その他一般市民なんかを入れて、そして被害の状況、発生源、企業の監視もそうだけれども、東京都の公害行政の監視もしてもらい、今度改正案の中に出しているわけなんです。こういう考え

方を長官はどうお考えになりますか。

○国務大臣(山中貞則君) そのようなものを設ける気はございませんが、公害監視員の名ものについては、労働大臣が、公害罪法案の審議に関連して衆議院法務委員会が検討することを約束いたしましたので、閣議でこれを取り上げて、ただいまお話しになりましたような労働基準監督官あるいは地方の公害対策関係の各種法によって立ち入り権等を与えられるであろう職員あるいは現在都市型保健所と俗に言つておりますところまで置かれている保健所の職員等の能力の活用、いろいろの問題を念頭に置きながら、いま私の本部において予算をどのような形で要求するかについて詰めていただいておりますのでございます。でありますから、それらの人たちが、場合によっては相談員と申しますか、そういうような地域の人たちの相談にものれるような、単に一方的なGメン的なものでない性格のものが与えられたいかどうかというような気持ち等をいま持ちながら進めておるわけでございます。なお、今国会でついに提案は許されませんが、政府としては法律案としてつくり上げました悪臭防止法等においては、その基準設定等について十分俗に言うモニター的なものの活用によつて基準をつくつていきたいという気持ちでいるわけでありまして、しかし、政府——この場合を置きかえれば政府でございまして、政府が、政府も監視し、そして、それぞれの行政についてもどれくらい権限を持つのか知りませんが、そのような委員会というものを設ける気持ちは、私も現在のところございません。

○田中寿美子君 非常に各地で地域的に公害が起つていっているわけですから、とても、たとえば衆議院段階で監視員のことを問題になつて千五百人くらいのことかというのを言われましてね。そのくらいのことでは間に合わないと思ひます。それで最近の報道でも、鹿島の臨海工業地帯ではもう政府を待たないといふので公害対策協議会でSO₂の亜硫酸ガスの測定器を十台購入して、そして、その公害対策協議会の市民たちが観測を始めて

たというようにことも発表されております。で、横浜では薬剤師さんを使ひまして、そして大気汚染の防止のための連絡員という、つまり立ち入り権なんてそういうものはないけれども、簡単な試験方法で空気が非常によれているということが発見された場合に、保健所だとかそれから公害研究センターに連絡することをやる、そういう連絡員の制度を設けているんですね。ですからいふ形で住民の協力を求めるということをしなないと、とても公害は簡単なことではないかという点と、こういうふうな思ひます。ですからそういう点をぜひひとつ考えて、ことに悪臭防止の場合はそれは必要でしょう。ですけれども、空気にしましても水にしましても、そういう連絡員がいたら非常に早くわかるんじゃないかという意味でそういうことを必要だと。それから先日と歌山へ行きまして、住民金属による大気汚染で悩んでいる市民の協議会の人たちが、公害対策協議会のメンバーを公選にしてほしいというふうなことを言っておりまして、つまり企業の代表者や何かがどうしても比重として多く出てくる、もっと市民を中に入れてほしいということをやつていたんです。が、この辺もどういふふうにお考えでございますか。

○国務大臣(山中貞則君) 地方の今度必置制となる公害対策協議会にどういふ人々を入れるという指示をするつもりはありますが、中央においては公害対策協議会というものがございまして、それは現在主婦連代表等もお入りになつて、私も出てよく議論をするんですけれども、いろいろな御意見を吐いておられるわけでございますが、なるべくこれが地域住民の納得する構成でやつてまいりたい。ことに利害が全く極端に金の問題で対立するおそれのある公害防止事業費事業者負担法に基づくそれぞれの部会が設けられる場合には好ましくないものとして、それらの公害を発生する企業に關係のある人は、財界人の立場であつてもどういふ商工会議所その他の肩書きであつても入ってもらいたくないという指導は強力にするつもり

ますと、それが相当な範囲のものが念頭に一応受
かれているということで、それぞれの公害のい

ない人が出てくると思います。それで、「相当密
囲にわたる」、「著しい大気の汚染」、「疾病が多発

みますと、この公害対策基本法が四十二年の八月です。それでその前にできている、地方の、

次に、無過失賠償責任制の問題で、この前の連

合審査会のときに、山中長官も法務大臣もそう言われなければ、私も、もう公害に關しては新しい法体系を考えていいんじゃないか、だから民法の特例なんという考え方でなくて無過失賠償責任をつくらなくと公害の被害者が救われないう立場で申し上げたんです。しかし、いますぐそういうことはできない。そこで個々の問題について無過失賠償責任をつくることを検討していると言われて、そしてたとえばどういふものですかと言ったら、劇物毒物取締法などであると言われましたが、それは確認してよろしうございいますか。

○國務大臣(山中貞則君) そのとおりでありますし、さらに物質をとらえて有害・有毒物質、毒性のものまで広げるかどうか問題がありましようが、そういうふうにはつきりとしたものについて物質をとらえて、それを各規制を横断をして、この物質にかかる被害が起った場合には被害額の立証責任はその物質を排出した企業にあるというふうなことも、作業の過程でどちらをとるべきかについて研究をしていくと申し上げておるわけでございます。

○田中壽美子君 それで、通産省の方にお伺いたしますが、通産大臣が連合審査のおり、鉱業法百九条で無過失賠償責任はこれまでもあったというところについて、だから今後もこれを拡大していくつもりはないかということをお尋ねしたときに通産大臣は、技術革新によって無過失賠償責任の必要がなくなると思うというふうな答えをなさいました。あれはどういう意味であつたか、おわかりになりますか。

つまり無過失賠償責任制度は私はむしろ今後採用していくべきものだと思うんですけれども、通産大臣のお考えではむしろこれはなくなっていくべきものというふうにとれましたので、誤解であるかどうか。

○政府委員(莊清君) 通産大臣が申し上げましたのは、たしか鉱山におきます鉱業法の無過失責任を例に出して見解を述べたと思いますが、その場

合に通産大臣は、決して——技術的に処理可能な産業について公害が生じた場合には無過失責任は問うべきでない、こういう姿勢でお答えになつておつたのでは絶対にないというふうにはこれは間違ひなく私も了解をいたしております。

鉱業法の無過失責任というものは戦前にできた規定でございますけれども、ある当時はまあ現在と違ひまして、公害といえば金へんの山の鉱害ということばしかなかった時代でございます。その当時鉱山というのは非常に始末の悪い産業であつて、いろいろな水を出したり突発的なことが起つたり、相当注意義務を果たしておつても近隣の社会に御迷惑をかけることが以前から多々あつた。技術的になかなか処理し切れぬ、こういう特殊な産業だということが一つの理由になつてとてあえずこのとき問題産業であつた鉱山について特別の規定ができたものだ、そういうふうな理解しておると過去の経緯を申し上げただけでございます。その裏を返して、技術的に処理が可能な産業の場合には鉱山などと違つて無過失責任は問うべきでない、そういう意味では全然ない、こういうふうな理解いたしております。

○田中壽美子君 山中長官ね、有害・有毒物質をとつて無過失責任制を入れることができるかどうか検討するということですね。公害にあらわれてくる物質一つだけ別に取り出すということは可能でしょうか。たいていいろいろなものがあるが、合つてくるものですね。企業の活動の中から公害が出てくる。その公害の状況というのは、何か一つだけのはつきりした物質を取り出すということはできませんから。

○國務大臣(山中貞則君) 私はいま検討にかかつておるといふことを申したのであつて、それができるのかできないのかも含めて検討しているわけでございますが、そういうものををつくらなければならぬという背景を係争中の事件等をながめながら感想も持ちつつそういう方向に努力をしてみますということをやつたので、事実、検討を始めておりますが、まだここで明確にたとえば毒物劇

物取締法に關するものであつても、それはもうそういうものを、有毒なものが入るような行為そのものができないようにしておるのが毒物劇物取締法なんだから、それはもう立証責任もあるいは無過失賠償もあり得ない法律なんだということも言つて言えないことはないと思うのです。それから薬事法はどうだとか、あるいは農薬はどうだとかいろいろいま検討をしておるわけでございます。いまここで一つだけ取り出してどうこうということができるかできないかも検討中の問題であるということでございます。

○田中壽美子君 私は、どうしてもその無過失賠償責任制を、いま非常に抵抗があるようですけれども、そういう制度を設けまさんと公害の被害者が、被害者ばかり——いつも加害者がないうような形でいつまでも自分で自分たちが治療もし、苦勞もしていかなくやらない、こういう被害者がばいいるのですから、ぜひとも無過失賠償責任制をとるような方向にしたいだきたいという希望を述べておきたいと思ひます。

それで最後に処罰法に關してですが、二つの問題をまずお聞きしたいと思ひます。一つは、この法案を作成する過程で山中長官と通産大臣とで、基準を守つていけば処罰はしないというふうな条件を入れてほしいということと法務省のほうに申し入れた。だけれども、そういうものを入れるのは法務当局としてはおかしいというのでやめた。しかし、その心は、基準を守つていけば処罰を受けないでも済む、こういう了解をしておるんだというふうなことが報道されておりますけれども、それは事実でございますか。そしてどういふ意味でございますか。

○國務大臣(山中貞則君) 事実でございます。関係閣僚協定で公害罪法を次の国会に出そうということとをききましたときに、通産大臣から、法治国で法の定めた基準を守つていても、なおかつ別な法律でひつくりられることはないでしようね、それは当然そうだと思いますということ、関係閣僚協定はそれを、いわゆるはやりことばで言うな

らテークノットした形で作業にかかつたわけですね。そこで関係閣僚の間において合意した問題でございますので、立法技術上可能であるかどうかについては法務省とも相談をいたしました。法務省はそれを書き入れることは可能であるということとございました。しかし書き入れますと、——こまめしやべるとよくないのかも知れませんが、書き入れますと、いま政府がせっかく苦心してたくさん法律をつくつて、そして基準を設けて直罰をやるうとしておられるわけだけれども、その政府の定める場合の人の健康にかかわるきびしい基準というものを守つていても、いわゆる公害罪でひつかりかかることがありますよ、しかしそれは守つていたんですから、この対象にしませんよということをやつたんです。それは一体政府の姿勢としてはどうなんですかという、いわゆる法務当局の素朴な純法理論上の疑問が出されました。これは私もどうも、言われてみると、なるほど基準を守つていけば公害罪法の適用にはならないんだという条件を刑法の中に書き加えることは可能である。反面において、それを書き加えたら逆に政府の定めんとする人の健康にかかわるきびしい基準というものを守つていても、刑法で本来ならばひつくりかかるといふことの証明になるということとを言われまして、一言もなかったわけですね。そこで、その時点で関係閣僚協定の取り上げた問題は純刑法の問題としては問題にならない。これは純法律上の問題だからに総理大臣が統一見解として、そういうことでこの法律を提案をいたしましたと述べたところで、そして国会がそれを一応認めたという形で終了したところで、司法権というものは立法と行政とが合意に達した前提条件があるうとなかろうと、法律は一人歩きするもんだということになるわけですね。したがつて、そのような性格のものでもありますから、この際公害罪法案に關しては法務省のほうへ全部作業を一任いたしますという対策本部の作業の過程から、そこで

らテークノットした形で作業にかかつたわけですね。そこで関係閣僚の間において合意した問題でございますので、立法技術上可能であるかどうかについては法務省とも相談をいたしました。法務省はそれを書き入れることは可能であるということとございました。しかし書き入れますと、——こまめしやべるとよくないのかも知れませんが、書き入れますと、いま政府がせっかく苦心してたくさん法律をつくつて、そして基準を設けて直罰をやるうとしておられるわけだけれども、その政府の定める場合の人の健康にかかわるきびしい基準というものを守つていても、いわゆる公害罪でひつかりかかることがありますよ、しかしそれは守つていたんですから、この対象にしませんよということをやつたんです。それは一体政府の姿勢としてはどうなんですかという、いわゆる法務当局の素朴な純法理論上の疑問が出されました。これは私もどうも、言われてみると、なるほど基準を守つていけば公害罪法の適用にはならないんだという条件を刑法の中に書き加えることは可能である。反面において、それを書き加えたら逆に政府の定めんとする人の健康にかかわるきびしい基準というものを守つていても、刑法で本来ならばひつくりかかるといふことの証明になるということとを言われまして、一言もなかったわけですね。そこで、その時点で関係閣僚協定の取り上げた問題は純刑法の問題としては問題にならない。これは純法律上の問題だからに総理大臣が統一見解として、そういうことでこの法律を提案をいたしましたと述べたところで、そして国会がそれを一応認めたという形で終了したところで、司法権というものは立法と行政とが合意に達した前提条件があるうとなかろうと、法律は一人歩きするもんだということになるわけですね。したがつて、そのような性格のものでもありますから、この際公害罪法案に關しては法務省のほうへ全部作業を一任いたしますという対策本部の作業の過程から、そこで

らテークノットした形で作業にかかつたわけですね。そこで関係閣僚の間において合意した問題でございますので、立法技術上可能であるかどうかについては法務省とも相談をいたしました。法務省はそれを書き入れることは可能であるということとございました。しかし書き入れますと、——こまめしやべるとよくないのかも知れませんが、書き入れますと、いま政府がせっかく苦心してたくさん法律をつくつて、そして基準を設けて直罰をやるうとしておられるわけだけれども、その政府の定める場合の人の健康にかかわるきびしい基準というものを守つていても、いわゆる公害罪でひつかりかかることがありますよ、しかしそれは守つていたんですから、この対象にしませんよということをやつたんです。それは一体政府の姿勢としてはどうなんですかという、いわゆる法務当局の素朴な純法理論上の疑問が出されました。これは私もどうも、言われてみると、なるほど基準を守つていけば公害罪法の適用にはならないんだという条件を刑法の中に書き加えることは可能である。反面において、それを書き加えたら逆に政府の定めんとする人の健康にかかわるきびしい基準というものを守つていても、刑法で本来ならばひつくりかかるといふことの証明になるということとを言われまして、一言もなかったわけですね。そこで、その時点で関係閣僚協定の取り上げた問題は純刑法の問題としては問題にならない。これは純法律上の問題だからに総理大臣が統一見解として、そういうことでこの法律を提案をいたしましたと述べたところで、そして国会がそれを一応認めたという形で終了したところで、司法権というものは立法と行政とが合意に達した前提条件があるうとなかろうと、法律は一人歩きするもんだということになるわけですね。したがつて、そのような性格のものでもありますから、この際公害罪法案に關しては法務省のほうへ全部作業を一任いたしますという対策本部の作業の過程から、そこで

カッとしたいきさつがございます。でありますから、先ほど申されたようなことは何もございませぬが、さうくばらんに申し上げまして、話してはまじいような裏幕まで全部お話し申し上げましたけれども、そういうことで十四法案のうち公害罪法だけ法務省の単独作業で閣議まで持ち込んだというところに、結果なつたわけでございます。

○田中寿美子君　まあ財界の圧力でなんというところが報道されたものですから、それで、ただ私は疑いを持ちましたのは、この間の連合審査のときに、厚生大臣に、硫酸酸化物の排出基準、COの排出基準がたとえば東京などで低過ぎるのではないかと、言いましたのに対して、いやそんなに簡単にきれいになるはずはないのだから、まあ徐々にやっつけていくんだと、しかし、それなのに、それは理想的にもうちょっと高くすれば今度は直罰主義ですぐやられますからねとおっしゃったものですから、そこに手心を加えて、基準を守っていれば処罰されないのだぞということをはっきりさせたんじゃないかという気がしたものですから、それでお尋ねしたわけですが。

○小平芳平君　私は最初この公害についてのこの技術の開発について、

「理事杉原一雄君退席、理事鬼丸勝之君着席」

あるいはこうした研究機関の充実について、これが非常に大事だということとは山中長官もそれから厚生省ももちろんお認めだと思ひますが、きのうきょうあたり起きてきている具体的な問題を二、三あげまして、具体的にまたこういう面の技術が、研究機関の充実が必要だという点を指摘して御意見を承りたいと思ひます。その一つは、アメリカでもつて日本のマグロかん詰めが水銀に汚染されていると、水銀が基準をこしたものは輸入しない、新聞の報道によりますと三〇％が〇・五PPMをこえている。そうした〇・五PPMをこえてるものについては輸入しないと、こういう報道があります。ところが、私たちが東京歯科大学上田喜一教授の水銀に対するいろいろの研究があります。この上田喜一教授のこの研究資料と、

それからアメリカの今回の新聞に報道されているこの内容とを比較しますと、やはり、また厚生省の談話も出ておりますが、厚生省の談話とこの上田喜一教授の研究報告と比較しますと、いろいろと違うところがあるわけですね。したがって、上田喜一教授の報告によりますと、マグロは南アメリカあるいはインド洋、この辺のマグロはメチル水銀で〇・五、それから乾体——乾燥したもので一・二PPMというものがあつたということが報告されております。つまり、天然の、南アメリカやインド洋でとれたマグロが工場排水による水銀による汚染ということとはまず考えられないと思ひますが、そうした天然のマグロに〇・五、それから乾体にして一・二PPMというものがあつたということが報告されております。それに対して、アメリカのほうでは〇・五PPMをこえるものは危険と見て輸入しないというふうに発表しているというのですが、この辺についての御見解を承りたい。

○政府委員(橋本龍太郎君)　アメリカのFDAが、食品の中の水銀含有量を〇・五PPM未満というものをガイドラインとして設定し、指導を行なつてゐるというところは私もよく承知しております。まあこれは環境汚染を防止する意味から定めたものであらうと思ひます。そうして、ところが、これは先生、その上田教授のリポートを手元にお持ちになりましたが、むしろ私より詳しく御承知かと思うのですが、マグロという魚、これは本来海洋を回遊している魚類でありますから、いまお話の中にもありましたとおり、工場廃液等の人為的な汚染原因によつて水銀を蓄積する可能性のある海岸には生息しておる魚類ではございせん。しかし、従来からこれは、マグロという魚は天然の水銀を相当よく吸収する性格は持つておるようでありまして、私はさうとでございまして、持っておりますと断言することはできませんが、持っておりますと断言することはできません。インド洋方面その他において単体汚染〇・五PPM以上の個体が漁獲されたというようなことを私も聞いてお

ります。インド洋あるいは南アメリカ海域、中南米方面の海域等では人為的な汚染があるとは考えられませんが、私、いつごろの事例がよく存じませんが、けれども、わりあい最近日本の近海でとれたものにも〇・四PPM前後の水銀が含まれておつたものがあるようでありまして、これは従来一つの問題点として専門家の意見も聞いてまいりましたところでありまして、食品衛生調査会の毒性部会の専門家の意見も、天然に存在して天然に生物に含まれるものが無害である。ただしこれは客観的なデータに基づくものであるというよりは経験的の積み重ねによる一つの考え方でありまして、私どもとしては、その意味ではFDAの基準というものの、ガイドラインというものを設定された理由というのは、つまりばかにかいたしませんでしたけれども、今日天然に生息をするしかも人為的な汚染の考えられない地域において生息をしている魚類、その体内に蓄積された水銀というものは〇・五PPMは無害であると言われた食品衛生調査会毒性部会の専門家の見解を私どもの考え方の基礎としたいと考えております。

○小平芳平君　ただここでもつてひとつ厚生省の——はつきりした名前が出ておりませんが厚生省食品衛生課の話として、問題は水銀の総含有量ではなくて人体に影響のあるメチル水銀の量だとなつておりますが、この点は厚生省の現在の行政とちよつと違つておると思ひますね。要するにメチル水銀に限らず総水銀として規制をするというところ、それからもう一つは、この談話ではメチル水銀は一〇ないし三〇％である。要するにメチル水銀に対しての意味だと思ひますが、一〇ないし三〇％でほとんど問題にならないと、こういうふうに言つておるようですが、やはり上田教授の報告書によりますと、毛髪を検査した場合のメチル水銀の総水銀とメチル水銀の比率というものは一〇ないし三〇％というものはなく、毛髪の場合はほとんど同じ量くらいが出ておるようです。

それからまた、このメチル水銀に比べて総水銀になるとメチル水銀の倍くらいになると、倍以上になるといふふうに報告されているようです。したがって、このアメリカの発表の場合は水銀が厚生省でいうような、新聞に載つてゐるような厚生省の見解ではなくて、むしろ総水銀自体が問題だということが一点。

それからもう一つは、これに対するメチル水銀の比率というものが一〇％やないし三〇％というものじゃないという二点をお尋ねしたいです。○政府委員(橋本龍太郎君)　私、たいへん申しわけありませんが、その厚生省としての談話でありまして、あるいは見解というものの、私どもの役所の中のそれがどのような形で出したのか存じません。しかし、もしこれは厚生省の職員でありましてそのようなことを報道機関を通じて国民に対して申しておるとすれば、これは非常に申しわけのない次第であります。これは決してメチル水銀だけを対象として考えるべきではありませんし、当然総水銀でものを判断されるべきであります。また、厚生省そのものも魚類調査を行ないました結果からしまして魚類の場合に大体総水銀量に対してのメチル水銀というものは三〇％から七〇％くらい含有しております。ですから一〇％から三〇％というような数字をもし申し上げておつたとしたらこれは非常に申しわけありません。この際おわびをすると同時に、この場をかりてその点は訂正をさせていただきますと思ひます。

○小平芳平君　こうしたことは、これは結局いまでも、長官、結局こうした点、非常に研究機関をより一そう充実すべきだということが私の申し上げたい点なんです、それで、この問題についてはどういふお考えですか。

○国務大臣(山中貞則君)　やっぱり、日本も政府としては、国際的な論争なり意見の交換に耐え得る研究成果というものを絶えず持つてゐるという必要があるというところを痛感いたします。まあこれも内輪話ですけども、アメリカのラッセル・

トレーン大統領環境問題諮問委員会の委員長が日米会議のために日本に來られたそのときに、われわれはもつと早くこの會議を持つべきであつた。それであれば、われわれはアメリカの五大湖とか、湖沼河川等の水銀の問題について、より必要な手が早く打てたであらうといふようなことを言つたわけだ。どういふことかと、さらに聞いてみますと、カナダのほうでミシガン湖から流れる川の魚をとつて食べてはいけないといふことをカナダの政府が言つた。そこで、問ひ合わせるところが、それは水銀の問題であつて、そこで五大湖をはじめとして調べてみたら、いづこにもその蓄積が認められ、もしもつと早く會合を持つていたならば、われわれは日本の貴重な、水俣から始まつた水銀、そういう資料をわれわれは得ていたであらうし、それに対処する手が打てたであらうといふようなことを言つておりました。どうも私としては、そういうふうな日本をはめられることは、たいへん日本が、それによつて病氣になつたり、死んだ人まで出ておる體験値を、向こうは非常にほしがつていたといふことになるわけでありまして、これはまことに申しわけないことで、くすぐつたいような気持ちもいたしたのであります。アメリカの見方といふものも、ちよつと皮相的な觀察のように思われて、くすぐつたい気持ちもしたわけでありまして、くすぐつたい気持ちの問題は今後貿易規制とか何とかいふ問題に直接つながつてまいりますから、そうすると、自動車の大氣の問題にしても、いまのマグロの水銀の問題にしても、アメリカが一体どのような根拠をもつてか、詰めていふという規制を組んでいこうとしたのか、これはもう当然それが反証でなければ輸入は禁止といふことになるのです。そうすると、マグロかん詰め輸入禁止は、同時に日本のカツオ、マグロ漁業にとつても甚大な被害を与えるでしようし、それに伴つてかん詰め業者あるいは製かん業者等の倒産続出といふ事態に當然なるべきウェントをアメリカ市場は持つてゐると思ふのです。こういう場合、日本がアメリカ側

と常時、単にアメリカのみでなくて、日本と貿易のあるような国々については、そういうようなデーターの交換をし合つておくと、それは、そうすれば総水銀なのか、有機水銀なのか、無機水銀なのか。ならばどの程度までならばお互いが許容してしかるべきものであるかどうか確認されておりますと、一方交通的な道路遮断的なものが行なわれる心配がないわけだ。その点においては、日本の今日の研究機関といふものが、それぞれ各省庁に置かれて、りっぱな仕事をし、研究開発の努力を日夜続けておられますけれども、いつも申しとおりますように、国家的な統一された形において有機的なつながりを持てていない。その意味では来年度予算に、昨日の段階までは六百一十萬一千円の調査費を要求いたしておりましたが、やはりもう少し諸外国の実態等をきかぬ必要があるといふことで、学者、有識者等の方々の国外調査といふことなどの予算をもう少しふやしまして、最終的には一千八百一十六萬六千円を昨夕、夕方、大蔵省に對して要求いたしました。これは国立公害研究所の設置及び今国会において終始繰り返された環境保全省もしくは環境保護庁みたいなものをつくる場合にはどのようなことが考えられるかといふ問題の調査研究、この二つの課題を踏まえて、ただいま申しました一千萬を上回る金額を追加要求をいたしましたところでございます。

○小平芳平君　そうしたとて研究に対する積極的な姿勢を私は望みたために申し上げておりますので、たいへんにいまの御答弁で了解いたします。

それからもう一つ、これも報道によりますと、仙台からですが、国会のこの席上でも再三論議されてゐるところのカドミウム汚染米を公害議員が家族ぐるみで人体実験を始めてゐるということ。このカドミウム汚染米は一三五PPM、したがって厚生省の安全基準をだいたひ上回つておりますが、この一三五PPMのカドミウム汚染米を家族——妻とそれから子供二人、四人で食べているという、こういうことが報道されております。

す。これについては、一方では非常に研究熱心でりっぱな行為だと言われる、一方では、およそ非常識だ、そういうことは世間一般が危険だといふことをわざわざやるなんというところは非常識だといふ声も起きているといふのです。このことについての政務次官あるいは長官の御見解も承りたいのですが、こういう点も私が申し上げたい結論は、こういうことが起きないでも済むだけの實際の調査機関、研究機関といふものがあればそういうことは起きないで済むのではないかと思ふのですが、これについての御見解を承りたい。

〔理事鬼丸勝之君退席、理事杉原一雄君着席〕

○政府委員（橋本龍太郎君）　結論を最初に申し上げて恐縮でありますけれども、私も私としていかに好ましいものとは思ひませんが、率直に申し上げて。昨夕私もその夕刊で見ましただけでありますけれども、特定の御家庭においてみずから実験といふこと、ある意味ではこれはたいへん確かにりっぱなことかもしれない、しかし、私も私は、人体実験といふような形というのは決して好ましいものとは思ひません。まず最初にその一点を申し上げたいと思ひます。

ただ、玄米において〇・九九PPMといふものを一応の安全値として私も設定いたしました段階で、これが一日の摂取量五百グラムといふものを一つの線にしまして、毎日五百グラムずつの米を摂取される方が、ある程度長期間連続してもその汚染した米を知らずに食べ続けられたとしても安全であるといふ限界を〇・九九PPMといふものに置きまして、その意味では、あるいは一カ月、二カ月程度の期間一・三PPMといふような高濃度の汚染をしておる米を摂取されたとしても、その量にもよりますが、必ずしも危険とは言えないかもしれせん。しかし、やはり私も私は、そういうお話は非常にこわい気持ちでいたしましたし、安易にそうした形で人体実験といふようなものが行なわれるといふことは非常にこわいという感じがいたします。そういう意味で、この

人体実験といふものについては、私は、これが公的機関で、公的な研究機関で行なわれる場合におきまして、非常に嚴重な注意の上に、その上にも注意を重ねて行なわれるべき性格のものだと思ひます。ただ、いま御指摘になりましたように、先ほどまた山中長官から全体についてお答えがございましたように、私も私も省に属する研究機関において個々それぞれに非常な努力を重ねた研究が行なわれております。横の連携に欠ける点もありません、また、横の連携の欠けている点には気づいて人員等の不足、そういった問題のために連携をとり切れておらないようなケースもございます。そういう意味では研究機関の整備がおくれておるといふ御批判は甘受しなければならぬと思ひます。

○小平芳平君　これは、山中担当大臣の御意見を承りたい。あるいは心にとめておいていただくことでもいいのですが、要するに、厚生省の白米のカドミウム安全基準が〇・四か〇・九かといふこととでいふことが、やつたわけですが、論争になつたわけですが、そのときに、結局問題は、尿中カドミウムの量が問題だといふところから、岡山大学の小林教授たちが大学のほうから、どれだけのカドミウム摂取量によつて尿中カドミウム量がどれだけの値になるかといふことを、これはある程度期間をかけて食べたものと出たものを分析していけば出ていくわけですが、それだけの研究をしたいといふことでその予算要求をしたが、それは文部省で通らなかつたといふことで、私はこの委員会ですつたら、ちよつと橋本政務次官が他省の予算のこととは、ほかの省の予算のこととはとやかく言うべき筋合いのものじゃないかといふことであります。まあそういう点もありませんけれども、要するにこつたものを、調査研究といふことに特に力を入れて、いまの一千萬円のお話もありましたので、これはひとつ力を入れていっていただきたいといふこと。

それからもう一つお尋ねしたいことは、これは厚生省の機関ですが、国立公衆衛生院、この国立

公衆衛生院の大喜多博士がこの会場で、当委員会の参考人として意見を述べられたわけですが、それで私たちがそのとき聞いたお話を、国立公衆衛生院はわずか七人の人が教育に当たっている、と、実際の教育をしているのが、研究と教育を受け持っているのが、それはわずか七人のメンバーであるということ、したがって、現在の技術者、公害に関する公衆衛生を担当する幹部技術者、その教育を目的とする機関は、国立公衆衛生院というものが厚生省のまほうの杖、この省にもあると思えますけれども、こうした公衆衛生に関する幹部技術者教育というものを目的としてずっとやっているわけですが、その辺がどうもわからずか七人であるということ、それから外国のほうで終了者に対してはある称号を与えてくれるが、日本ではそういう資格、称号等も与えてくれないとか、そのほかいろいろ、もっと拡充してもらいたいとか、要するに中央官庁のみならず各県にこうした公衆衛生の幹部技術者がきわめて必要になる段階でありますので、こういう点について拡充してほしいという御意見が述べられておりました、この点についての御見解を承りたい。

山中担当大臣から総括的な御意見と、それから国立公衆衛生院の格づけとか位置づけとかいう、そういうような点については政務次官からお答えをいただきます。

○國務大臣(山中貞則君) いまの文部省が予算を受け取ったとか受け取らないとかいうような話でわかりますとおり、どうも各省の研究機関は熱心なんですけれども、それが政府全体としてお互いが足らざるを補い合い、知らざるを償い合い、そして補足し合つて、さらによき研究成果を求め、そしていかにその姿勢がどうしても政府の研究機関全体としては欠けているのです。だから、たとえば科学技術庁の科学情報センターというのはたいへん膨大な人と資金をもって活動しておりますが、この肝心の医学の分野になったら全部厚生省しかわからないので、向こうではわずかにアメリカ

カの医学専門図書館の資料を四万ドルぐらゐの委託費で受けているだけであるというようなことで、全部有機的なつながりがない。通産省の試験所で開発された優秀な何か技術がある。こういうものは今度は厚生省にもやはり知らしておいてあげたほうがいいというようなことがあっても、それが企業で実用化されることもなくして、また開銀融資等が伴う一つの技術革新が行なわれても、そのことが厚生省の研究機関で知っておいたほうがいいというこの連絡がなかなか現実にはとられていない。そこらの辺がたぶんあるものではない、私は実際にデータバンクをつくることはたいていしてむずかしいかと思うのです。しかし、実際は国立公害研究所というのは言うべくしてつく

るのはいへんむずかしいかと思っております。思っておりますが、このままではいけないということ、調査費というのもおかしい話ですけれども、やはりよきものは学が必要でありますから、諸外国の、文献でない、実際にそれが国民のために動いているかどうかを調査するための経費等も今度は考えてやっておくわけでありま。ただいまの御指摘の点はまさに数え上げればきりがありません。たとえば文部省が、国立大学の先生方が産業界と一緒に研究をしようとする研究

成果は全然入手もしておられない、全然知らないというところなども含めて、非常に大きな問題があると思えます。今後は民間の企業内、民間の研究機関なり、あるいは民間の企業内の研究成果なり、すべてが国の機関で収集できているというような所究所というようなものを持っていきたいものであると考へております。国立公衆衛生院は厚生省のほうから。

系の中で、技術系に関しては非常に生産工程と密着した部分が急速に伸びてきている。それに比して衛生工学あるいは都市工学といった、それを裏打ちをしていく部分が比較的におくれている。こういうしたしわが実は今日出てまいりまして、私どもにとつて一番頭の痛い問題をつくる原因になっているわけでありま。そういう中で、いま国立公衆衛生院の公害衛生学部というのは部長以下七名でございます。そのために外部からの招聘講師等をお招きし、それによってまあ公害学科の技術者養成を行なつておるわけでありま。しかし、これで十分だとは思いません。同時に財団法人である日本環境衛生センターにおいて短期の研究課程を設け、四十一年から今日まで実施をしましりました。主として地方公共団体の技術職員等に対する研修をやりました。大気汚染、水質、騒音の三コースを四十一年から毎年百八十人ずつ研修を行なつてまいつたわけでありま。四十一年度からこれにつけ加えて悪臭もコースの中に取り入れてまいつたわけでありま。しかし、それでは非常に少ないことは大喜多参考人が述べられたとおりの実情であります。私どもとしては力を入れなければならぬ部分の一つもここにござい。ただ、この機会にむしろもう一つ実は率直に実情を聞いていただき、本院においても力添えをお願いしたい点がござい。実は先般来の本院また衆議院において、さまざまな部分で国が地方自治体のデータを持たなければ国自身がそのデータを手に入ることができないというのはおかしいという御指摘を実は何回か受けました。本日、先ほど田中先生から御指摘のありました柳町の鉛毒のあと始末について東京都からの報告をまだ受領してないというところを申し上げざるを得なくなつたのもその一つの例であります。しかし、これだけ大きな問題となつた公害対策の中で、その被害者サイドに専念すべき役割を持つております厚生省の公害部というものの実情が、そのわりに実は世界に知られておりません。この中に、公害部という名の中に一体何人の職員

がいるのか。わずかに三十三名であります。そうして各局からの応援を求めて現在兼任でようやく五十数人を確保して公害行政に私どもは取り組んでおります。そうしてその中にはわずかに技官は十七名しかおりません。それこそ自分の役所の職員を私は何もお世じを言うつもりはありま。けれども、厚生省の中で常に一番おそくまで灯がつき、一番おそくまで責任者である部長以下が執務をしておるのは公害部であります。全国に起こる各種の公害で被害者サイドの役割りをカバーしていくべき厚生省の公害部、その能力の限界をむしろこえるところまで実は今日きております。私どもは、現在せめてこの人員を倍にして少なくとも六十六名までの定員をもらい、局をつくらせていただくということを要求をいたしております。いわゆる総定員法の中でそれだけの体系をつくること自体にも相当な困難に達着をしております。私どもは、研究機関の整備と同時に、実際業務の中心にするべき公害部というものを、そして大きく伸ばしていかなければならぬ。そして、少くともこの国の公害行政の中で被害者サイドのみに専念できる官庁である厚生省の公害部を名実ともにそれだけの機能を備えるよう、研究機関の整備とともに今日つとめておるわけでありま。ただいま小平先生から研究機関について御指摘をいただきましたその点の叱正は、私どもも甘受しなければならぬ。同時にそれを受けております公害部の職員たちに対しても同じようなお心づかいを院においても賜わりたい、これは厚生省の責任者としてこの機会にお願いを申し上げる次第であります。

○理事(杉原一雄君) ちょっと速記をとめて。

○理事(杉原一雄君) 速記をつけて。

○内田善利君 関連して。

いま厚生省に一言お伺いしたいと思ひますけれども、昨日の新聞だったと思うのですけれども、イタイイタイ病の人体実験の記事が出ておりました、私も水俣に三回行きましたけれども、あの

リハビリテーションセンターの胎性水俣病の子供たちがひとつよくなつていない、こういう事実ですね。また、イタイイタイ病患者もほんとうになおったという姿を見ない、こういうことから、一体この公害病として認定された水俣病にしても、イタイイタイ病にしても、治療効果といえますか、完治する方法といえますか、そういうものが得られるのかどうかですね。

せんだって、十月ごろ、東大の研究室で朴という韓国の博士が、PPCRというクロム化合物でネズミを三万匹実験して二カ月くらいで完治したという報道がなされておりましたが、あるいは群馬大学の小川講師が糸口を見つけたというようなことも報道されておりますが、この水俣病あるいはイタイイタイ病に対する完治といえますか、そういう方法はあるものかどうか、ひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(會根田都夫君) はなはだ残念でございますが、水銀等によつてすでに脳神経等が破壊されているものについての完全な有効な医学上、医療上の措置はないようでございます。

ただ、水俣の患者の一部に、特に胎児性の方ににつきましては、リハビリテーションによる効果を期待できるものもございますので、現在地元と話し合ひまして、その方面の施設を児童福祉法に基づく施設としてでき得れば設置したいというふうに考えております。

それから先生たいま御指摘の、韓国の朴博士の論文等につきまして新聞に報道されて、さつそく私もそのほうへそのデータをいただきたいということで照会いたしておりますけれども、まだ具体的に入手していませんので、また今後ともいろいろな学説なり研究がなされると思ひますけれども、できるだけ前向きに参考にいたしてまいりたいと思ひます。

○小平芳平君 先ほど政務次官の述べられた点は、私も同感の点があります。要するに、いままでは技術もそれからお金も財政も、すべて生産増

強、生産増大、そちらのほうへ投入されてきたのがいままでの日本の経済成長の原動力であつたのじゃないかと思ひます。しかし、いま社労委員会をやつているところの廃棄物の関係にしまして、その面の技術開発がもうきわめて緊急の課題だと、このように考えます。

で、ちよつと以上で技術開発を終わりました、下水道のことについてお尋ねしたいのですが、要するに、どれだけ公害が減るかという点については、一番の最大の関心事なんですが、水をきれいにするには、一つは企業の出排水をやることと、もう一つは、なんといっても下水道が飛躍的に整備されないことには水はきれいにならないわけです。その点については、連合審査会を通じて総理大臣から、あるいは山中長官から、あるいは建設大臣から、いろいろなお話はもうありましたから、そういう理念的なお話はもうけっこうですから、

で、バリの下水道の話をしてきたようですが、私たちが参議院としてバリに行ったとき見ましたが、確かにそういう点、日本が立ちおくれしているというところはもう重々いままで述べられてきたとおもひます。

そこで、私は、建設省に、まず下水道計画、整備計画と、それから特に流域下水道で何か所か建設省が調査されているパンフレットがございします。この流域下水道の建設について、ひとつ具体的に長野県の諏訪湖ですが、長野県の諏訪湖の場合、あのきれいな湖が、いまはこのまま置いたと全く手おくれになる寸前で、よごしほうだいのうのが現状なんです。諏訪湖周辺の流域下水道の着工の見通し、まず下水道整備に関する基本的なこれからのプランが質問の第一点です。

第二点は、具体的に諏訪湖の流域下水道についての着工の見通しについて。

以上二点についてお答えいただきたい。

○説明員(石川邦夫君) 下水道の整備計画につきましては、先ほどお話しございましたように、たびたび問題にされておるわけでございますが、

われわれ現在第二次五カ年計画といたしまして、昭和四十二年度から四十六年度にかけて五カ年間で九千億円の下水道投資の計画を遂行しているのでございます。しかしながら、水質の汚濁の進行の問題あるいは新しい都市計画等に基づきます社会的な課題、こういった観点からこの計画を拡大する必要があるということで、昭和四十六年度を初年度といたします第三次五カ年計画を発足させたいということで、現在投資規模二兆六千億の下水道第三次五カ年計画につきまして関係当局と折衝中でございます。まあ下水道投資、先ほど先生お話しございましたように、非常におくれしておりますので、この第三次五カ年計画をもつてしましても、たとえば排水面積にいたしましても、市街地面積の三八%、排水人口五五%というふうなことで、まだまだ遅いわけでございますが、さしあたりこの第三次五カ年計画を発足いたしましたして整備を進めてまいりたい、こういうふうに現在考えておるわけでございます。

それから第二点の流域下水道、特に諏訪湖を中心とする流域下水道でございますが、諏訪湖につきましては先生御指摘のとおり、あの周囲が内陸新産都市という形で、精密工業あるいは特に食品工業が多く立地している、あるいは温泉が多いというふうなことで、市街地人口が増加している。そういう工業並びに市街地の排水が諏訪湖に流れ込みまして、非常に汚濁の程度が進んでおることには御指摘のとおりでございます。昭和四十四年度に諏訪湖周辺の流域下水道を前提といたします調査が行なわれました。この流域下水道の可能性なり事業化についての検討が行なわれたわけでございますが、その結果、御承知のとおり、県が主体になります、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町というように三市一町を関連の事業主体とする流域下水道の計画が現在策定されつつあるわけでございます。約四千六百六十ヘクタール、対象人口二十万人ということで、この計画を現在検討中でございます。まあ諏訪湖以外にも流域下水道、これは今後の下水道整備の非常に大きな根幹にな

る事業でございますが、この五カ年計画の中でこの流域下水道——諏訪湖の流域下水道を発足したいということで、やはりこれにつきましても現在計画し、折衝中でございます。

○小平芳平君 着工は……

○説明員(石川邦夫君) 流域下水道、これは当然予算関連でございますので、第三次五カ年計画の中で確定しまして、できれば明年度から着工したいというふうに考えておるわけでございます。これはまあ折衝の結果によりましていろいろ変わると思ひますが、現在われわれの考え方ではそういうことでございます。

○小平芳平君 その点ですね。下水道の場合、これは建設省に御検討願いたいわけですが、まあ起債のワケがあるわけですね。それで従来の環境汚染防止、環境保全というこの新しい法律ができ、新しく法律が制定された段階でいまでもどおりの下水道のやり方ではないかどうか、つまり起債のワケがあり地元負担があり、そのところを特に公害防止計画を策定する地域とかあるいは特に緊急に汚染防止をやりたい、汚濁防止をやるべきだというふうな地域について、全くいままでどおり、起債のワケとか地元負担とかいつていて間に合うかどうか。私たちは、むしろ特定な地域は新しい方式をこの際編み出して、そしてワケがどうこう、地元負担がどうこうでなく、飛躍的な下水道建設の促進がはかれるような新しい方式はないかと思つておるのですが、またそうすべきだというふうにも考えるのですが、その点ひとつ御検討願えますか。

○説明員(石川邦夫君) 下水道の建設財源といたしましては、国庫補助金、それから先生御指摘の地方債、さらに地方の負担というふうなもので構成されておるわけでございます。これは国と地方との負担ということも当然あるわけでございますが、そういうものをどういうふうな合理的に区分けしていくかということが一つの問題でございます。

して、それは補助対象にあるいは補助率あるいは起債の率というふうな問題等が全部からんでくるわけでございますが、二兆六千億というかなり巨額な財政負担になるわけでございますが、その辺につきましましてはやはり国と地方と住民、企業、こういったものが一体となりまして合理的な負担のもとに事業を実施していきまさんと、なかなかこれは前進してまいらぬというふうに考えておられるわけでございまして、われわれとしても事業が円滑に遂行できるような負担区分を考えてまいりたいというふうに考えておるわけでございします。

○小平芳平君 ちよつと別の問題ですが、通産省、それから厚生省の関係だと思ひますが、水質汚濁防止法第二十二条で「特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。」とあります。立ち入り検査ですね、大気汚染防止法の場合も第二十六条で「ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、粉じん発生施設その他の物件を検査させることができる。」とあります。この条文によりまして、この法律によりまして工場、事業場内に立ち入って生産工程まで点検をし、検査することができるといふことであるかどうか。要するに、排水だから流れ出す段階で検査してくれということなのか、それとも中へ入って生産工程まで点検できるという御趣旨かどうか、その点いかがですか。

○政府委員(柴崎芳三君) 工場の中に立ち入りまして具体的な生産工程まで厳密に調査、検査するという趣旨でございます。

○小平芳平君 それから測定ですが、先ほどの煙突の一本一本についてすべて調査、検査する趣旨ですか、その点はどうですか。

○政府委員(柴崎芳三君) いわゆるK値と申しますのは特定の施設ごとに与えられる値でございますので、煙突の一本一本といひますか、一つの施設ごとにその値が与えられる、その順守の状況を監視するといふたてまえになっております。

○小平芳平君 結局一つの施設ですから、工場の中に煙突が二本とそれから粉じんの出るような作

業場が一カ所とあった場合は、三カ所で監視測定をするわけですね。

○政府委員(柴崎芳三君) そのとおりでございます。

○小平芳平君 これは先ほども申しましたことですが、煙突の高さによって通産省がこれはきめるのだそうですが、やかましくいうのだそうですが、煙突の高さによつて要するに高いほうは一〇が限度だとすれば九の段階だとよろしいわけですね。高いほうの煙突は、実際一〇が規制値だとすれば九ならそれで合格するのですが、低いほうの煙突は一が限度だとしますと、排出基準だとしますと、一を出してももう規制違反になってしまふわけですね。そういうふうな大量に出す大きな煙突はわりあい違反にならないで、少量だけれども煙突が低いからすぐ違反になってしまふ、そういうふうな中小企業泣かせの結果になるのではないかと、そういうおそれはいかゞでしよう。

○政府委員(柴崎芳三君) ただいまの規制の方法がKイコールHeの自乗を分母としqを分子とする方式を用いておりまして、Heというのは煙突の有効高さでございます。煙突の有効高さの自乗に反比例し、それからqはSO₂の量でございます。SO₂の量に正比例するという数値で規制を行なつていわけでございします。したがって、煙突の高さが二倍になりますと四倍の数値の分母が出てまいりますので、煙突の高さが高くなればなるほど拡散効果が出るという意味で、量の排出については、それだけでは、その拡散効果の範囲内では量の出が認められるというたてまえになっておるわけでございます。したがって、高い煙突のほうが比較的に量のおさまして多量に排出できる形になっておるの、先生が御指摘されたとおりでございしますが、ただ一般に煙突の高さとそれからボイラーの容量というものはある比例関係にございまして、中小企業が低い煙突で排煙しておる場合に、それに応ずるボイラーの量というものは大体はそれに比例した小さなボイラーを使つておるといふようなことで、御指摘のような中小企

業いじめというふうな点をこの方式の自身に織り込んでおるといふことは私は言えないのではなからうかと考えます。

○小平芳平君 それはその方式の中に織り込んであるつもりではないかもしれないが、結果は私の指摘するような結果が起きる可能性はすいぶん出てくるのじゃないですか。

○政府委員(柴崎芳三君) この点は基本的な考え方といたしまして、特にSO₂につきましては、拡散効果とSO₂の量の減少という二つの効果を完全にかみ合せてやること、SO₂の濃度を減らす上につきまして最も有効であるという基本的な考え方に基づいておるわけでございまして、中小企業の場合でもやはりある程度は煙突を高くいたしました拡散効果をねらうということは、十分出てくるわけでございます。

それからもう一つの点は、煙突の高さと申しましても、現在二百メートルないし二百三十メートルというの一番高い煙突でございまして、煙突の高さにもおのづから技術的な限度がございまして、その技術のキャパシティにきまつて量を減らす以外に方法がないわけですね。そういう意味におきまして、煙突が高くてかつ大量にSO₂を排出する工場において、現在は量の減少に最大の重点を置かなければならぬということが現実の状態として進んでおります。そういう意味におきまして、まあ中小企業と大企業と様様にはいろいろ違いがございしますけれども、原則的な点で、特に不利であり特に有利であるというふうな点はないのではないかと、かように考えております。

○小平芳平君 それはその辺で終わります。要するに中小企業の場合ですね、公害防止施設を設けようとした場合、中小企業金融公庫から融資が充てられて融資されるということですが、これは利用率はどのくらいになっているかおわかりですか。

○説明員(西田彰君) 中小企業金融公庫から中小企業への公害施設についての貸し付け状況の比率がどのくらいになっているかというお話でござい

ますが、これは四十一年度から設けられました制度でございまして、四十一年度から四十四年度まで毎年大体十億程度のワクを用意いたしておったのでございしますが、実績は毎年二億程度の貸し付けになっておりまして、多少——多少といひますか、かなり目的に達しておらないような状況になっております。しかしながら、本年度になりまして、十五億のワクを用意いたしまして、現在までの貸し付け状況は二億程度でございますけれども、現在申し込みが六億をこえておりまして、さらにこの傾向は本年の九月以降急増いたしてきておりますので、最近の公害関係に關します一般の意識の向上に伴ひまして、大体本年度はこのワクに十分達するようにするのではないかと、いふふうに考えられます。

○小平芳平君 その点につきましては中小企業庁のほうに申し上げますが、融資を受ける条件として証明書が要するといふんですね。それが窓口で地方通産局長や都道府県知事から公害企業である証明書をもらつて出さなくちゃならないという、そういう条件のためにそれをいやがって利用の率が低いということも言えるんじゃないかということもありませんか。そういう点はひとつ御検討願ひたいと思ひます。そればかりじゃもちろんないと思いますが、最後に、行政官理庁から、環境保全と公害防止という点についてのこれが出ておりますが、こういう点は政府のどなたが答弁してくれませんか。国民から見た公害、これは行政官理庁が指摘しているところではなくさんあるわけですが、私は絶えず地方のひと、各地の方々といふ話をしておりまして、私が痛感している点を二、三申し上げて御返答願ひたいんですが、一つは国民の立場から見た公害、その国民からの公害の苦情は実定法に定められた公害よりもっと幅広いものだ、この点が見落とされたいと思ふ。実際に典型公害として大気汚染、水質汚濁等々が定められておりますが、実際の国民の受けている公害というものは、そこに定められたものよりもはるかに

幅広いものだという点、そういう点が見落とされ
ていられないか。それから次は、国民からの公害
の苦情をどこへ持っていくか、適切な窓口
がわからない。県へ持って行けば市へ行け、市へ
行けば保健所へ行け、そういうような点。それか
ら第三には、市町村における住民相談室等の相談
部門は公害苦情の処理に大きな役割を果たして
いるが、この位置づけがなされていらない、こうい
う点も指摘されております。そういうような点に
ついてどうお考えですか。

○政府委員(城戸謙次君) ただいまの三点でござ
います。第一点の公害の範囲でございますが、こ
れに關しましては、今度の基本法の改正で土壌の
汚染を加えるとか、あるいは水底の底質悪化、そ
れから水の状態の悪化ということも加えるとい
う、ある程度幅が広がってまいったわけでござ
います。さらにまだ残されておる点もないとは言
えないわけでございます。ただ残りました問題は、
どちらかといいますと、公害という考え方で一つ
のルールに乗っけて処理していくというのには若
干ニュアンスが違うものが多いわけでございま
して、たとえば日照権についての苦情もあろうか
と思ひますが、こういう点につきましては、まず建
築主管部门というところまでございまして、だ
けるものだという気がいたすわけでございます。
この点、この所管でございます中央公害審査委員
会のほうにも連絡いたしまして検討いたしたいと
思っております。

それから窓口の問題でございますが、これにつ
きましては、従来確かにこういうような陳情、苦
情の受け付けというところにつきまして、若干その
辺が整備されていなかったわけでございしますが、
紛争処理法がこの十一月一日に施行されるに伴
いまして、都道府県では公害苦情相談員を置く、
それから市町村は置くことができるということで
整備されておりました。この統計等も現在正確な
ものはまだとれておりませんが、大体三十六都道
府県で設置されておられ、あと六県がまだ回答が
参っておりませんが、四県は未設置になっており

ます。これらの県につきましては、さらに設置を
早くいたしますよう指導してまいりたいと思つて
おります。なお、市町村につきましても必要な相
談員を置くように行政指導する、こういうことが
一番いいんじゃないかと思ひます。

○須藤五郎君 きょうは騒音について少し質問
したいと思ひます。自動車騒音規制が新たに加
えられることになっておりますが、この規制によ
ります実効果について少し伺いたいと思ひます
が、具体的には交差点や高速道路で起る自動車
の騒音が、現在より何ホンくらい低くなるのか、
ちよつと伺いたいと思ひます。

○政府委員(橋本龍太郎君) 実はこれは運輸省か
らお答えをいただくべき事柄であります。運輸
省、見えておりませんから……。

○理事(杉原一雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(杉原一雄君) 速記を起してくだされい。

○須藤五郎君 運輸関係の方が見えるまで……。

厚生省の方、私の手元に、こういう資料があるん
ですよ。現行はあらゆる自動車規制が八十五ホ
ン、普通走行騒音ですね。それから加速走行騒音
も、これも八十五ホンと、こうなっているんです
ね、これまで。ところが今度新規制によると、乗用
車が七十ホン、普通走行。それから加速走行騒音
が八十四。小型トラックが普通は七十四、加速走
行が八十五。普通トラックが、普通走行が七十八
ホン、それから加速走行が八十九、大型トラック
が、普通が八十ホン、加速走行が九十一、こう
ざつとあるわけですね、二輪車に至るまで。これ
はこういうふうな、今度は新規制で変えられると
いうことは、もうきまっていますか、どうで
すか。

○政府委員(曾根田郁夫君) 運輸省から御答弁が
あると思ひますけれども、私も承知してございま
すのは、ただいま先生御指摘のような規制が、現
在保安基準で八十五ホンというふうなきめられて
おりますけれども、このたびこの保安基準を改正
いたしましたので、四十六年四月以降の新車につ

して、それぞれ車の種類ごとに、ただいま先生が
お述べになりましたような規制の強化をはかると
いうふうに聞いております。

○須藤五郎君 そこでこの車のホンを下げるこ
とはけつこうだと思ひますね。しかし、工場排気
ガスの、一本の煙突から出る煙の規制があつても、
それが数多くなれば、やはり環境というものは汚
される度が非常に多くなるといふと同じように、
一台の車の規制がこのように下げられても、この
モータリゼーション時代に車がどんどんふえれ
ば、したがって騒音の環境そのものも私は悪くな
ると思ひますね。そこで政府は、排気ガスの環
境基準があるがごとく、騒音に対しても環境基準
というものを考えておるかどうかということだす
ね。これはやはり騒音に対しても環境基準をつ
くっていかないと私は思ひますが、どう
でしょうか、長官。

○國務大臣(山中貞則君) 厚生省からすでに答弁
しておりますが、今月末にはほぼその答申が出る
ので、環境基準の設定をしたい、ということと言
っております。

○須藤五郎君 その環境基準はいまだ発表でき
ないですか、ちよつと見通しを立ててもらいた
い。

○政府委員(橋本龍太郎君) いま現に、実は生活
環境審議会で審議中でありますので、いま私も
それを申し上げることはできません。ただ、年内
に答申をいただくことになっておりますので、非
常に近い将来において騒音の環境基準というもの
は設定をいたします。

○須藤五郎君 それじゃ環境基準もやがてできる
というふうな……。

○政府委員(橋本龍太郎君) 近い将来でありま
す。

高速道路周辺の住民が日夜悩まされておる排気ガ
スや騒音から救われるのかどうかということなん
ですが、どのような対策が新たに行なわれるの
か。

○政府委員(曾根田郁夫君) 今度の騒音規制法の
改正案によりますと、騒音につきましても都道府
知事が測定をいたしますが、それによりまして、
その一定地域内における自動車騒音は、これは省
令で定めることとなるわけですが、一定の
限度をこえる場合は、都道府県の公安委員会に
対し、道交法の規制措置を要請することができ
ることになっておりますので、この際、近々答
申が得られ、年度内に閣議決定の予定でござい
ます。騒音にかかわる環境基準が参考になろうか
と思ひますけれども、そういうことで一応の基準を
設けて、それをこえる場合には、自動車の交
通規制、これを知事が都道府県の公安委員会に要
請する、そういうことによつて規制を行なう考
えでございます。

○須藤五郎君 そういう場合には、自動車の交通
規制も知事がやるようになるのでしょうか、ど
うなんでしょうか。

○政府委員(橋本龍太郎君) これは知事が直接に
交通規制を行なうということではございません。
知事の要請に対して、都道府県の公安委員会が、
交通状況、全体の状況を把握しつつ、交通規制
その他の処置をとっていくということでありま
す。

○須藤五郎君 それじゃこういう例を私はあげ
て、こういう場合にどういうふうな処置するか
という点を伺いたしたいのですが、大阪の東淀川区に
こういう例があるのです。私この間行って調べ
たんですが、大阪府営東三田住宅、鉄筋十一階建、
二棟、百九十八世帯、六百人、こういう地域があ
るわけですね。これは三月末に完成をいたしました。四月
の入居ということになったわけですが、第一棟の
窓先十五メートルのところを高速道路が走り、そ
れから御堂筋線と地下鉄一号线が並行して走って
いるわけですね。入居者は梅田から地下鉄で約十五
分という便利さに魅力を感じまして申し込み四十

ビードをその間は落とすというふうなですね。これは今回の道交法によって可能になることでありましようが、そういうふうなこと等一連の措置がとられなければならないことだろうと思います。場合によつては、それらが完全でない場合は、やはり入居者の家賃を支払う条件を、著しく結果虚偽になったことでもありますが、それらの人たちでまあ家賃を安くすればがまんするわいというふうなことがあれば、家賃を安くする配慮もなければならぬのじゃないか。これも常識論ですけれども、これらの点は、きょうの問答等、質疑応答等について、速記録その他を建設省に見せることにして検討をさせたいと思います。

○須藤五郎君　公害というものを家賃を下げることで解決するとか、補償金を出して解決するといふのは、これはもうぼくは愚の骨頂だと思ふので

すね。それは邪道だと思ふのです。

○国務大臣(山中貞則君) トンネルなんかができるまでの間。

○須藤五郎君 そう理解しておきましょうね。

私は邪道だと思ふのです。そのとおりでしょう。公害というのは、なくすのが目的で、金や補償で解決するのは邪道だと思ふ。ぼくはそう思ひます。どうして、このような、あつてはならない状態が起つてきたのか。また、どうすればこのような事態の再発を防ぐことができるかということなんです。それをひとつお答え願ひたいのです。どうしてこういうことが起つてきたか。どうしたらこういうことを防ぐことができるか。こういうことであります。

○国務大臣(山中貞則君) いまの場合は、たまたま高速道路も建設省が関与し、公団も建設省の公団として一応の所管役所でございますから、そういうようなことで、同じ役所の中でさえそのような連携がとれていない。たとえば、ビルを建てる際に、そのアパートを建てれば道路局のほうの公団の道路計画はどうなっているのだということ、その時点で調べればわかつたはずだと思ふのです。そのようなことがなされてないことは、これは極言すると、省内においてすらもそうでありますから、おそらく今度は役所が違つていうことになりまして、こういう問題がばらばらにやつぱり行なわれていくだろう。そうすると、基本的な日本の土地政策あるいは企業立地の基本的な政策、いわゆる企業そのものを制限し立地を制限するような政策、基本的な政策というものが打ち出されない、そのような珍現象というものが起こる可能性がこれからもある。これは私も戒心していかねばならない点であると思ふ。次第でございます。

○須藤五郎君 このような事態が起りますのは、根本をたせば、やはり人間不在と申しますか、住民不在といひますか、そういう政治から私は起つてくるのだと思ふのです。道路をつくる者はとにかく道路をつくつたらいいんだと。住

宅を建てる者はとにかく建てればいいんだ。住民の生活環境のことも公害のことも、何にも考慮しないで、できてしまつたらあとは知らぬ顔だと、こういうのが私、今日のこういう、私がいま例にあげたようなところに起つていて問題だと思ふのです。道路にしましても、住宅にしましても、つくるときには、当初の計画段階から騒音や排気ガス等公害のことを考え、住民が快適な生活を営む環境を保障する十分な対策を講ずる、このようなあり方こそ私は国民生活優先のあり方ではないかと思ひますが、長官どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) それは全く同感でございます。今後はそういう方向に向かわなければならぬと思ひます。また、それ以前の問題として、いままでは、道路はつくりさえすればいいという考え方で、いわゆる道路をつくれれば自動車が行き出すものは、結果、交通事故、人身被害の増加であるというようなことが、道路局の五カ年計画等においては念頭にありませんでした。そこで、これからは、まず道路をつくれれば自動車が行き出す、スピードを出す、まず人がけがをするおそれがあるということ、一年おくれになりますけれども、道路五カ年計画と合わせてさらに五カ年計画を、交通安全施設という面から立てることにいたしましたわけでございます。こういうようなことを逐次配慮しながら、やはり道路は道路、家は家というように建てばいいに行なわれないうようなことの配慮はぜひとも必要なことであり、やはり日本全土の土地政策というものが国の政府にいままで確立されてないというところが大きな問題であるので、今後検討を余儀なくされるであらう。私たちもまたそれを反省し、またそのような計画の立案に努力をしなければならぬと思ひます。

○須藤五郎君 そこでもう一つ問題を提起しますが、十三日の毎日新聞によりますと、世田谷区の鳥山北住宅では、現在もう建っている団地のまんな中に高速道路をつくる。その着工目前にそのこと

を通知してきたわけですね。で騒音とガスをどうしてくれるかと、住民がいきなり猛反対を起している。これは新聞に出ております。私たちのほうも現地へ行つて、いろいろ住民の声を聞いてまいりましたし、調べてまいりました。新聞記事のおりのことが起つておりますが、この新聞記事にはこういうことがあるのです。『世田谷区鳥山の都供給公社・鳥山北住宅の敷地を真つ二つにして、中央高速道路と都道が貫通することになっている。ところが、三年前に入居が終わつて同団地の九百九十六世帯の人たちが、そのことを知らされたのはことし七月。最も近い棟などは、ベランダから道路端までわずか一・四メートル。』だといふのです。家の一・四メートルのところへ高速道路がつくというようなことなんですね。これはどうも、住民はがまんにならないことだと思ふのです。また、団地の敷地を住宅地以外の用途にして売るときは、都市計画審議会の審議をまたなければならぬのだが、手まわしよく「道路予定地」は団地敷地とは別々にしてあった。と、こういうことなんですね。非常にぼくはこの計画は悪質だと思ふのです。大阪の例でも、先ほど申しましたように、ひどい公害であることはお話ししたとおりでございますが、ここではそれよりもっとひどい公害が起るということがもう予想されるわけですね。一・四メートルですから、政府は、大ぜいの住民が生活しておる団地のまんなを高速道路を通すなどということが、国民生活優先の立場になつておると思ふかどうか。こういう点をひとつ長官どういふふうにお考えになりますか。こういうことが国民生活優先にかなりかどうか。こういうことでわれわれ黙つておれるかどうか。

○国務大臣(山中貞則君) 建設省が来ておりますので……。

中央高速道路ですね、須藤さん。
○須藤五郎君 中央高速道路です。
○国務大臣(山中貞則君) 私も新聞で拝見した記憶がありません。しかし、私がその新聞を読ん

ですぐに考えたことは、中央高速道路については、これはもう計画はずいぶん前におおその路線は決定を予定線として持つておるわけですから、そういうところにまず住宅を建てたこともおかしいわけでありまして。しかし、かといつて、住宅はすでに建てしまつておる。それでベランダから一・五メートルのところを高速道路が突っ走る計画が初めて知らされた。これは、住民の戸惑いと迷惑と申しますか、不快感というものは相当なものがあるだろうと思ふのです。ここのところははいかなるわけであつたか、私とその新聞を読んでおかしなことをやるもんだという感想を確かに持ちましたけれども、建設省をいま呼べといつては私のもつぱらに具体的ないきさつについては私もつまびらかにいたしてありませんが、政治の姿勢としてははなはだ遺憾なことであると思つております。

○須藤五郎君 しかも、その道をつくるときだけ道路予定地は団地敷地と切り離してちゃんと置いているといふことですね。もちろん、団地の敷地内だつたらできないはずなんです。ところが道路を別にしているんですね。道路の通るところだけ。これはよほどの前々からちゃんと計画的にやられたことで、住民の側からいつたら最も悪質なやり方だといふふうには理解せざるを得ないわけですね。だからこういうことが平気でなされていくということにはどうにもならないと思ふんです。これは政府のほうでもこういうことはなされないように、こういうことをすることは認めることができないといふて、ぜひともこういうことが実現しないようにひとつやつていただきたいと思ふんです。ひとつつこういふことが、団地があるところへ両側から中央高速道路が攻めてきたのです。団地のところだけあいていまして、まだできない。それはみんなが反対しておりますからできない。それじゃこゝまで団地を両方から攻めてきた道を中止してやめてしまふといつても、中央高速道路をやめることもなかなかむづかしいことだと思ふんです。そこでこういう意見もある

ついで少しでもいいものはどんどん取り上げてい

どうか、あるいは開発を助成しようというよう
な国の姿勢がないということ、これはアメリカ
の専門家がこういう批判をしているようでありま
す。そこで、防除技術の開発について今後の構想
とか施策についてお伺いしたいのであります。国
立公害研究所の構想をかつて長官がおっしゃられ
たことがありますが、今回の国会の論議を通じて
だんだんこれが後退していった印象を受けるわ
けですけれども、こちら側の構想についてお伺い
したいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) これは後退をしており
ませんで、私としては一応決定しているのは公害
データバンクまでである。しかし、はたしてこれ
で国際的な日本の立場等も考えて、そのデータバ
ンクだけで耐え得るかどうかということも念頭に
ありましたし、また、総理のほうもそれだけで済
むかどうか、できれば国立公害研究所みたいなも
のを研究するようにという指示がありました。その
指示によって一応私の研究データは総理の手に
に出したのでありますけれども、しかし、まだ総
理もそこまで、研究機関だけの独立をかりにした
と仮定をいたしますと、今度は研究機関は独立を
した、ところが、その研究の成果を実行する役所
がまた各役所ごとに今度はばらばらな行政施策を
とるわけですね。こちらのところでもまた問題を提
起しやしないだろうか。そうすると、さらに百尺
竿頭一步を進めて、環境保護庁もしくは公害対策
庁、公害保全省、環境保護省みたいなもので、
いわゆる行政機構ぐるみ、人間ぐるみ、予算ぐる
み全部ひっくるめて機構が必要になりはしない
か。もちろんその中には国立公害研究所も入って
くる、包含されるというようなことでの決断がま
だありませんので、とりあえず私のほうとして
は、先ほど一千万以上の要求をしたということ
を申し上げたのでありますが、それらのものをい
かにして早急に検討を終わるかということ、予
算要求を昨日の夕方大蔵省に対して対策本部と
してしたわけでございます。

○田淵哲也君 まあそれに関連しまして、次に、
公害研究のための職員養成体制の充実についてお
伺いしたいのであります。一昨日の参考人の意
見を聞きましても、たとえば光化学スモッグの原
因となるオキシダントの問題あるいは窒素酸化物
の問題、さらには自然公園の植生に対する自動車
排気ガスの影響、あるいは重金属の毒性とか農業、
ヘドロの実態、そういうものについてももっとも
と研究して解明しなければならぬ分野が非常に
多く残されておるといふふうな考えのわけです。
しかし、この研究者が不足しております。研究
組織も十分である。特にこの研究者になり手が
ないという状況も報告されておりました。
やはり優秀な技術者はやれやれ民間に流れや
す。これはやはり研究者の待遇が悪いので
はないか。もっとその給料も上げる、あるいは管
理職に登用されるような可能性もつくって待遇改
善をすべきではないかと思ひますが、この点につ
いての長官の御意見をお伺いしたいと思います。
○国務大臣(山中貞則君) 私は国家公務員給与担
当大臣でもあります。その意味で人事院勧告を受
けてそれを実施する場合の責任者でございますが、
それらの問題は確かにございまして、今
回の人事院勧告についても私が人事院と交渉をい
たしますと、いわゆる第三者としての中立機関の
尊厳をおかすことになりかねませんので、各省大
臣が閣議決定とか何とかというところでなしに、各
省が問題として人事院に検討してもらいたい事柄
について、たとえば科学技術庁長官はそのような
研究者なりあるいは科学技術開発について日本が
いかにあるべきか、そのためには公務員たる研究
者に対していかなる処遇をしてもいいかという
ようなことについて個別に陳情の形で人事院総裁
のところに行く形式をとっておるわけですね。その
結果今回の人事院の勧告の中にそれらの研究者の
処遇について改善の第一歩が認められたというふ
うに私は受け取っておるわけでございますが、今
後なおたとえば地方の保健所のお医者さんが一番
定員の充足率の低い職種でありますけれども、な

ぜ来ないかという原因ははっきりわかっていて、
なお現在の給与体系の中には限られた研究その他
をやつてみたところで開業医の人々が生活するよ
うな社会的な地位なりあるいは経済水準というも
のに保健所の医師としては満足させてあげること
ができません、こういうようなことからその原因
がはっきりわかっておつてなおかつ処理ができな
い。もちろん国家公務員において医官その他の待
遇等についてもはなはだ遺憾な点がございませ
う、それらの点について今後さらに問題点を、科
学技術あるいは今回の公害の問題等に関する日本
の頭脳を開発していく人々に対する処遇という問
題を十分考えていきたいと思つております。
○田淵哲也君 大臣はあまりもう時間がありません
ようです。大臣にもう一つだけ御質問した
いと思ひますが、今回の公害防止費用の事業者負
担法によりまして衆議院の改正によりまして住宅
移転がつけ加えられたわけですね。今度はこの住宅
移転の条件、住宅移転を公害防止事業とする場合
の条件というものは私さきめる必要があるのではな
いか、これについてどう考えておられるかお伺い
したいと思います。
○国務大臣(山中貞則君) 私は、委員会の答弁で
も、政令に書こうと思つてゐるのは学校移転、住
宅移転等である。事業移転の事業所の移転そのも
の現在の事業用資産買いかえの特例で措置でき
ると思ふからという答弁をしておつたわけであり
ますが、ところが修正のほうでは「住宅の移転」
が入りまして、私としては公共事業に一番なじむ
のは学校移転だつたと思ふので、できれば「学校
移転等」と書いてほしかったのであります。倉
皇の間でありまして、感觸がそのまま入らなかつ
たという感じがいたします。
さてそこで一たん法律に書き込まれた標準的な
政令で定める代表的なものとして住宅移転が出て
おりますけれどもこれは公共事業として住宅の移
転を行なう場合というのが前提となつておるわけ
でございますから、たいへんむずかしい問題があ
ると思ふ。しかしながら、これがたとえば公害防

止事業団等で行ないます事業をこの公害防止事業
費事業者負担法に取り入れることができるよう
な条件が入つておりますので、今後の事業団の宅
地造成その他の場合において一定の地域の人たち
が公共事業として行なわれた事業団の工事によつ
てそちらのほうに住宅を集団で移転していく、残
りはグリーンベルトや公園等になつていくという
ような計画的なものに沿つていく場合にはこれは
対象になると思ふんですが、きのうもすいぶん議
論をいたしました。自分は公害のために立ちのき
たいという人々に対してどうできるかという問題
は公共事業に乗らないだろうかというふうなうに
お答えしたとおりでございます。
○田淵哲也君 そうすると、この場合の条件とい
うのは、たとえば環境が悪いとかあるいは被害が
大きいとか、そういうことが条件にはならないと
いうことですか。環境が非常に悪くて、この地帯
空気が悪くて人が住めなくなつたから移転しよ
うとかそういうこともあるわけですか。
○国務大臣(山中貞則君) これは受け身の立場と
積極的に行なう場合と二通りあるだろうと思ひん
で。この町内会全部が自分たちは引越した
いと、まああんまりそういう例はないと思ひん
で。そういう希望をどういふふうに入力され
るかという問題と、あるいは国のほうなり地方の
ほうなり積極的に公共事業で宅地造成をやる、あ
るいは建物等を造成しておいて、それを代償にし
て引越してもらふかわりにあとを公共的なもの
として使用するケースと、いずれにしても人間が
住んでゐる場所を公害のために避難して、場所を
変えるというものは、政治としては最も拙劣な最終
の追い込まれた策だと思ひんで。決してこれは
誇るに足る例示ではないんであります。であり
ますから、住宅移転等の事情が起こらないよう
な状態にして、その地域に住んでおる人々が公害
から身を守つていく手段を講ずるのが公害防止事業
であると考へておりますので、そういう意味では
なるべくこういう事業を行なわないで済むような
状態をつくるべきだということをまず考へていき

たいと思っております。

○田淵哲也君 大臣はもう時間がきたようですから、けっこうでございます。

それでは先ほどの問題に戻りましてお伺いしたいと思いますが、先ほどの研究職員の充実の問題ですが、特に地方公共団体の公害関係職員、研究所についてお伺いしたいと思います。

地方公共団体の公害関係職員は三千六百四十名ということがありますけれども、このうちで一般職員と技術職員の内訳はどうなっているか。さらに、地方公共団体の公害関係職員というのは兼任が多いと思いますが、専任の人とそれから兼任の人との内訳はどうなっているか、この点お答えいただきたいと思ひます。自治省は見えてないですか。

○説明員(富崎逸夫君) お答えいたします。地方公共団体の公害関係職員の中で事務職員と技術職員との区別がございますが、現在の調査では、都道府県、指定都市関係だけしかわかりませんが、一応都道府県約千三百名の中で事務職員が五百六十名前後、技術職員が七百数十名でございます。都道府県段階では技術職員のほうがやや多いわけでございます。指定都市につきましては、おおよそ四百数十名あるわけでございますが、その中で事務職員が八十数名、技術職員が百数十名前後でございます。この限りにおきましては技術職員のほうがややウェイトが高い。ただし町村段階につきましては、現在事務、技術の区分が分明でございます。これは総体的な感じといたしましては、都道府県、指定都市については事務職員よりやや技術職員のほうが多い現状でございます。市町村段階ではこの辺が、技術職員のほうのウェイトはおのずから低いのではないかとおぼしに考えております。また、兼務職員は、先ほどおっしゃられました三千四百六十名と計算しておるのでございますが、このほかに約一千名前後の業務職員がおります。その内容といたしましては、たとえば保健所の職員、その他業務の態様はいろいろございまして、この実数は実のところ正確にはつかんでおりま

せん。

○田淵哲也君 地方の公害関係職員の待遇のあり方につきまして、一昨日の参考人の意見の中にはやはり公害関係職員を別途の、特に技術職員で

すね、国との関係とかあるいは自治体の固有の事情もあるかと思ひますけれども、特に待遇の問題を考える必要があるというところを指摘しておられましたけれども、その辺について自治省はどうお考えになっておられるかお伺いしたいと思います。

○説明員(富崎逸夫君) 公害の職制につきましては、いろいろ測定監視、立ち入り検査その他の現業的な部門と、それから調査、分析、観測等の技術的な部門あるいは研究部門があるわけでございます。そのほかにいろいろ公害の一般行政部門を担当する職員等もございましていろいろ多岐にわたるわけでございますが、ただいま御質問の専門的な分野での職員の待遇につきましては、現在自治省といたしましては、給与問題の研究を委嘱をいたしまして、そこでこれらの一般的な専門職員に対する待遇改善の問題を実は諮問をしておるわけでございます。その研究会に對します諮問内容、それからそれに基づき答申等を基礎といたしまして現在専門職に対する待遇改善の方途はいかにあるべきかという点を具体的に検討しておる段階でございます。考え方といたしましては、これらの専門分野に應じた職員の待遇につきましては、特に職制等にとらわれず、一般職員との均衡等を考慮いたしまして在職年限その他の関係等によつて必要な待遇を受けられるような措置を講じよう、こういう考え方でございます。なお、現業的な職員につきましては、いわゆる特殊勤務手当その他の給与の方途によりましていろいろ待遇を考へていくべきじゃないかというふうに検討いたしておるような状況でございます。

○田淵哲也君 次に、公害研究所の問題についてお伺いしたいと思います。これも山中長官が、前に公害研究所の構想を出されましたけれども、やはり公害専門職員養成のためにこういう施設が必要だと思ひますけれども、

〔理事杉原一雄君退席、理事鬼丸勝之君着席〕
しかし、連合審査会の際の答弁を聞きまして、この構想も若干後退したような感じを受けたわけですが、やはり来年度予算の中で重点的にこの実現の方向に向かつて予算を組むべきではないかというふうに考えますけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(城戸謙次君) 中央に公害の研究所を設ける問題でございますが、これにつきましては、いろいろ一カ所に集めるということに伴います問題点も多々あるわけございまして、私どもとしては、来年度はこのための調査費を要求いたしております。

○田淵哲也君 職員の研修養成のための講師自体が非常に少ないということも聞いておるわけですが、これは現在の国や地方でとらえておるスタッフではやはり足りないというような感じがします。したがって、職員の養成のために、こういう公害研究所、研修所での養成というものを早くやらなくとも間に合わないという気がするわけですが、これも、調査費の要請程度のことではないのかどうかお伺いしたいと思います。

○政府委員(橋本龍太郎君) これは、先ほど、午前中であります。山中副部長が副部長として答弁されましたのをそのまま申し上げたいと思ひます。調査費程度でいいのかどうかと言われますが、しかし実際上、公害のための研究所というものは、研究施設あるいはそれに付帯するデータバンクあるいはそれに伴う研修機関施設、こうしたものを考へてまいります場合に、相当大規模な基礎的な調査をしておきますと、いったんつくった、すぐ足りなくなつた、これではだめで建てかえたというふうなラフなものをつくるわけにはまいりません。その場合に午前中の副部長としての御答弁の中に、海外の資料収集、専門家を海外の類似の研究機関等へ派遣して、それらのデータを持ち帰る。そうした諸点について、たしか六百万でしたか忘れましたが、調査費を要求しております。昨日の夕刻一千万円余

りを追加して大蔵省に要求をしたという趣旨の御答弁がありました。これが一体どこにつくられるものであるかは別として、やはり私どもは十分な基礎的な調査をしつつ建設をすべき性格の研究所だと考えております。

○田淵哲也君 先ほどの住宅移転の問題について、若干質問し足りなかつた面を続けたいと思ひますが、長官は、住宅移転よりも学校移転を優先すべきだというお答えがありました。が、学校移転の場合にしても、それだけ条件があらうと思ひますが、たとえば住宅を移転する場合にそれを公害防止事業として認める場合の条件、それからあるいは学校を移転する場合に、それを公害防止事業として認める条件、この辺についてどう考へておられるか。同じような条件、たとえば環境の悪化にしても、その他の条件にしても同じように考へていいものかどうか、どうなんですか。

○政府委員(城戸謙次君) 今回の公害防止事業費事業者負担法におきましては、公害防止事業の種類は二条にはつきりいたしております。ただ、それを実施しますまいおっしゃつた意味での厳密な条件というものは、私もこれ自身には書いてないわけでございます。たとえば農用地の土壌汚染におきましては、農用地の土壌汚染の体系におきまして計画を立て、農林大臣の承認を受けて主として動いていくということがございまして、それが、その他一般的に申しまして、地方公共団体あるいは国が実施します事業をどういう条件で行なうかということにつきましては、特に触れていないわけでございます。したがって、今回、いまのような住宅なり学校の移転につきましては、少なくとも地方において、公共事業として実施される。で、公害防止の目的でやられるということと二条の二項の各号に該当するものがございすれば、それは私も私としては、当然費用負担の対象になると考へております。ただ、その辺、ほかの条項にもいろいろ関係がございしますが、たとえば事業者が特定できるとか、あるいは原因結果の関係がある程度はつきりしているとか、いろいろな

それぞれの条項には問題点はございますが、一般的に申しますと、実施主体自身、施行者自身が公害防止のための有効な事業として取り上げていくということをお前提とした上でございまして、

○田淵哲也君 それから、公害防止事業に認定された場合は、そういうようないろいろな助成が行なわれるわけでございますけれども、これは必ずしも被害を受けておる住居のすべてがそういうふう認定されるとは限らないわけで、むしろ現実の問題としては、私は、いまの環境の悪い住居の中でも、そういう事業で移転される住宅というものはごく限られた部分ではないかというふうに考

えるわけです。そうしますと、そういう防止事業以外の住居の移転に対して、先ほど長官が言われましたように、一軒一軒が疎開したいと、環境のいいところへ行きたいと言つても、それに対してどうこうということはないか、それに対してどう

すけれども、ただ、この場合、やはり住宅を移転するとなれば、たいへんなことで、たとえば土地の購入とか、あるいは新しい住宅の新築とか、いろいろな費用がかかるわけですが、少なくともこの資金の貸し付け程度を考慮されないものか、この点についてどう考えられるか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(城戸謙次君) 私ども具体的に住居の移転につきましては、災害復興の場合の例にならつて、そういう貸し付けをしたかどうかという御意見のようですが、具体的な案は持っておりません。むしろ必要があれば、今後検討いたしますが、現在のところ、あくまで公共事業としてこれらの事業を行ないます場合の事業の負担というところを、今回の事業者負担法で提案をいたしておるわけでございます。

○田淵哲也君 それでは、あまり残り時間もありませんので、最後に、環境基準と排出基準の問題についてお伺いしたいと思います。環境基準というものは望ましい基準というふうに指定されておるわけですが、望ましい基準というものはそれに

達する目標だというふうに解釈されると思ひます。しかし、本来から言うならば、この基準をこえたら危険だと、この基準以上は絶対やってはならないという意味の基準が必要ではないか。私は、現在の環境基準のきめ方からいいますと、大体健康被害を起さないという基準でございまして、お

うに思ひます。そうすると、これは望ましい基準じゃなくて、これ以上こえたら危険だという基準じゃないかと思ひますが、この辺どう理解したらいいですか。

○政府委員(橋本龍太郎君) 確かに先生言われるとおり、環境基準は健康被害を起さない基準で、ということをおもひます。もう一つ申上げておきます。しかし、環境基準、これをきめていきます場合に、住民一人一人を個々に調査して影響が出ない場合であつても、一つの人口集団として疫学的に調査した場合、差異が生じてくるようなケース、こういうことをやはり基本に考えないわけにはまいりません。その場合、大気汚染が進行して大きな差異を生じないように、レベルを採用していくことが環境基準の本旨であります。そうしますと、要するに、これ以下のところであれば、疫学的にいつて、まあ先天的にからだの弱い方あるいはお年寄りの方あるいは抵抗力の弱い乳幼児、それ

れでもこれ以下に押えているなら、健康に被害が出ないというので、これは安全率を見込んだものがあつて、確かに基本法で述べているように、維持することが望ましい基準ではあります。その意味ではお話しのとおりのことには違ひありません。しかし、したがつて、これ以上のところでも、個々の人々の健康にすぐ影響が出るというものではありせんから、私どもとしては、これ以上の汚染は決して望ましいものではないという基準としてこれを定めていきます。

○田淵哲也君 環境基準につきましても、いままでの審議の中で御答弁によりまして、これ以下なら老人や子供でも大体被害が出ないと思はれる基準だと思ひます。ということは、環境基準を越えた状態のところでは老人や子供には被害が出る

おそれがあると考えられるのではないかと思ひますが……

○政府委員(橋本龍太郎君) そういう誤解を生じないよう、いまも安全率を見込んだということをおし上げました。越えた瞬間にお年寄りあるいは抵抗力の少ない乳幼児にとつて健康被害が出てくるようであつてはこれは大問題であります。それだけの安全率は私どもは見込んであります。

○田淵哲也君 どのくらい安全率を見込んであるのですか。

○政府委員(曾根田都夫君) これは具体的にどの程度の安全率というふうな具体的な数字ではございせん。先般も先生の御質問にお答えしましたように、閾濃度という考え方は、これ以下ならば有害危険ということとは立証されない。しかし、それ以上になれば直ちに有害あるいは危険というところではない。つまりその点がいわゆる許容限度という考え方と違つてございまして、から、

具体的にそれがどの程度の安全率かといひましても、具体的な数値で、たとえば食品の安全基準のように何%というふうな正確なものではございせん。

○田淵哲也君 それから排出基準の問題ですが、これは法律によりましてこの排出基準は大体環境基準に適合するように定めることが趣旨だらうと思ひます。ところが最近、各地において結ばれておる公害防止協定によりまして、大体国がきめた排出基準よりもかなりきびしい基準でござまつたわけですね。先日大分県の臼杵市の大阪セメントが県並びに市と結んだ協定によりまして、この排出ガスに含まれる粉じんの量は、国できめた量の十分の一という非常にきびしい基準でござまつております。最近、各自自治体においてこういうことが行なわれつつあるというの、いままで国がきめておつた基準ではその地域の住民が安心できないというところを示す何よりの証拠ではないかと思ひます。したがつて、国がいままできめた排出基準というものをやはりこの際再検討して全面的に改正する必要があるのではないかと思ひます。

○政府委員(曾根田都夫君) 今回の改正によりまして新しく排出基準をつくらなければならぬ物質がかなり数多く規制対象に取り入れられました。が、それに合わせて既存の排出基準につきましても、たとえば硫酸酸化物等につきましても、もともスケジュールの上からきまつても四十六年度が強化改善のスケジュールに組み込まれておりますので、さらにまたばいじん等につきましては、これは従来から懸案になっておりまして、現在の排出基準は現行の大気汚染防止法以前からの、どちらかというとなかなか古い基準でございまして、こういったものもきびしく強化してまいりたいというふうな考えでおります。

○田淵哲也君 それから今回のこの大気汚染防止法によつて、知事以上乗せ権限を与へ、かつ政府が上限を定めないというところは非常に大きな進歩だと思ひます。ただ、残念ながら現在の大気汚染の中で一番重要な問題である硫酸酸化物が除外されておる。これでは全くしり抜けだといふ感じも一般には受け取れるわけですが、これはまあたびたび委員会でも審議をされておりますけれども、この硫酸酸化物が除外された理由を簡単に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(橋本龍太郎君) 大きく申し上げて二つの言い方ができるかと思ひますけれども、一番やつぱり根本にあるものは、何回も、実は本院におきまして、また衆議院におきまして申し上げてまいりましたとおり、世界的な原油の供給態勢の中で、低サルファの重油を確保できる量というものにおのづから限界があるということでありまして、それと同時に、脱硫酸装置その他の技術開発の上においてもまだ改善を望み得ない今日の状況において、私どもとして一番頭の痛い問題点ではありますけれども、いわゆる八段階に全国の地域を区分した。そして汚染度のひどいところほどきびしく網をかぶせていったわけでありまして、けれども、その状況に依つて一番必要な時期に、必要な場所に、必要な量の低サルファの重油を届けて

が、この点いかがですか。

○政府委員(曾根田都夫君) 今回の改正によりまして新しく排出基準をつくらなければならぬ物質がかなり数多く規制対象に取り入れられました。が、それに合わせて既存の排出基準につきましても、たとえば硫酸酸化物等につきましても、もともスケジュールの上からきまつても四十六年度が強化改善のスケジュールに組み込まれておりますので、さらにまたばいじん等につきましては、これは従来から懸案になっておりまして、現在の排出基準は現行の大気汚染防止法以前からの、どちらかというとなかなか古い基準でございまして、こういったものもきびしく強化してまいりたいというふうな考えでおります。

○田淵哲也君 それから今回のこの大気汚染防止法によつて、知事以上乗せ権限を与へ、かつ政府が上限を定めないというところは非常に大きな進歩だと思ひます。ただ、残念ながら現在の大気汚染の中で一番重要な問題である硫酸酸化物が除外されておる。これでは全くしり抜けだといふ感じも一般には受け取れるわけですが、これはまあたびたび委員会でも審議をされておりますけれども、この硫酸酸化物が除外された理由を簡単に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(橋本龍太郎君) 大きく申し上げて二つの言い方ができるかと思ひますけれども、一番やつぱり根本にあるものは、何回も、実は本院におきまして、また衆議院におきまして申し上げてまいりましたとおり、世界的な原油の供給態勢の中で、低サルファの重油を確保できる量というものにおのづから限界があるということでありまして、それと同時に、脱硫酸装置その他の技術開発の上においてもまだ改善を望み得ない今日の状況において、私どもとして一番頭の痛い問題点ではありますけれども、いわゆる八段階に全国の地域を区分した。そして汚染度のひどいところほどきびしく網をかぶせていったわけでありまして、けれども、その状況に依つて一番必要な時期に、必要な場所に、必要な量の低サルファの重油を届けて

いくためには、むしろ国全体をやっばりとらえた形でないとその行政がやりにくいということでございます。これは非常に内輪話のような形で御答弁申し上げて恐縮であります。世界の燃料供給体系、原油の供給体系というものは田淵先生よく御承知のとおりであります。その中において実質的にわが国が確保できる低サルファの重油の量並びに脱硫装置の能力、技術開発、こうしたものが今日のネックであるということを申し上げたいと思います。

○田淵哲也君 現在の硫酸酸化物による汚染の中で占める電力並びにガス事業の寄与率はどのくらいになっておりますか。

○政府委員(長橋尚君) 大体C重油を工業用に使用しまして、そこで亜硫酸ガスが出ておりますけれども、C重油消費量のうち約四五%が火力発電です。ガス事業のほうはこれは石炭を乾留して石炭ガスを取り出す法でございますので、亜硫酸ガスとしてはほとんどあまりないことはないのでないかと思ひます。

○田淵哲也君 そうすると、電力が大体半分ぐらいということになると思ひますが、今回の大気汚染防止法の中でやっばり電気事業法、ガス事業法に規定する施設についてはかなりの部分が適用除外になっているわけです。第六条から第十二条までの届け出とか、いろいろな手続、それから第十四条の第一項改善命令、第十七条特定物質に関する事故時の措置、さらに第十八条粉じん関係、肝心のところはほとんど適用除外になっているわけですが、現在の電気事業法、ガス事業法において十分カバーされるようになってくるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(長橋尚君) お答え申し上げます。

現在の電気事業法、ガス事業法におきまして、電気工作物、ガス工作物につきまして、その工事、維持、運転という面につきまして、一つには公益事業といたしましての安定供給を確保いたします見地から、また二つには公共の安全、今回また従来の解釈をさらに明文化いたします意味で、公害の

防止という点も明記いたす改正案が御審議中でございますが、そういうふうな面からの規制という点をあわせて一つの法体系のもとでやっているわけでございます。ただいま御指摘の大気汚染防止法の適用除外条項につきましては、まず電気事業法で申し上げますならば、ばい煙発生施設等の設置の届け出の面につきましては、電気事業法第四十一条ないし四十二条におきまして工事計画の認可、――軽微のものにつきましては届け出でございしますが、認可の手続を要することになっております。それから大気汚染防止法上の計画変更命令ないし改善命令に相当いたしますものとしたしまして、認可を受けました工事計画についての變更命令、あるいはまた基準に不適合になりまして事態におきまして基準適合命令という規定がそれぞれ四十一条ないし四十二条にあるわけでありまして、そういった措置をもつて同じ公害防止の目的に沿ひまして電気事業法に基づく規制が行なわれる体制になっております。ガス事業法につきましても、これに準じた規定がガス事業法の中に規定されているという次第であります。

なお、今回の改正案におきましては、従来以上に都道府県知事がその地域におきまして総合的な公害対策の円滑な推進をはかつていく立場にあるわけでございます。そういった都道府県知事との立場をさらに円滑に調整していく。その両者の関係を緊密化するというふうな意味合いにおきまして、先ほど御説明申し上げました大気汚染防止法、電気事業法におきまして規定に基づく認可申請というふうなものがございした場合には、これを知事に通知いたしますと同時に、また都道府県知事の側からは改善命令、使用停止命令あたりを発動してほしいというふうな場合におきまして要請権が規定されております。要請がございした場合にはそれに基づきまして通産大臣がとりました措置を都道府県知事に通知する。まあ両者の対応関係をさらに緊密化して所期の目的に沿つてまいると、かような考え方に相なつておる次第でございます。

○田淵哲也君 電気事業法に確かに届け出とか設備の改善とかいろいろなことが規定されておりますが、特に公害に關してそういうことをやるのが明文化されていないように思ひますがね。それはどこでございしているわけですか。

○政府委員(長橋尚君) 技術基準につきまして電気事業法の規定がございします。そこで、人の健康、人体への危害の問題、それから環境の問題といたしましては、物件の損傷というふうな見地から、そういうことのないように万全を期するため、基準を整備されているわけでございます。そしてそういった電気事業法の規定を受けまして大気汚染防止法上の排出基準が定められました場合には、それをそのまま電気事業法に基づきます委任省令の中で取り入れてまして、これをそのままに電気事業法に対する規制面で適用している次第でございます。

○田淵哲也君 大体省令でございしているわけですか。

○政府委員(長橋尚君) 基準につきましては法律の委任を受けまして省令でございしております。排出基準は大気汚染防止法上のものがそのまま取り入れられているわけでございます。

○田淵哲也君 まあ大気汚染防止法のほうは大体法律においてかなりこまかなことがございしておりますが、それから知事の権限も非常に強いわけですが、電気事業法においては法律にはあまりそういうところがある明瞭にされないで全部省令でこまかくございしております。やはりかなり格差があるように思ひますね。だからやはり抜け穴というふうな感じにどうしてもとられるわけですが、この大気汚染防止法が適用されないならそれにかわるべきものを法律として定めておくほうがいいんじゃないかという気がしますが、これに対して御意見を伺ひたい、質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(長橋尚君) 電気事業法の第一条の目的の規定におきましては、公共の安全の指示とあわせまして、公害の防止をはかることを目的とする

今度の改正法案におきましては、従来の解釈を明文化して、はっきりいたしたわけでございます。基準の問題につきましても、つまり排出基準を、電気事業法において受けとめます基準の規定におきまして、人体への危害の問題、それから物件の損傷というふうな非常に広い表現をもつて法律の規定があるわけでございます。あとは省令でそれを受けて明確な規定を整備すると同時に、その実効をあげていくことが肝心であるという角度で行政に当たつておる次第でございます。

○理事(鬼丸勝之君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

十二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、滋賀県米原町の明治興業公害に関する請願(第五二二号)

一、光化学スモッグ等大気汚染追放に関する請願(第五五六号)(第五五七号)(第七一五号)

一、公害に関する請願(第六六八号)(第六六九号)(第六七〇号)(第六七一〇号)(第六七二〇号)

(第六七三〇号)(第六九九号)(第七〇〇号)(第七〇一〇号)(第七〇二〇号)(第七〇三〇号)(第七〇四〇号)

第五二二号 昭和四十五年十二月八日受理

滋賀県米原町の明治興業公害に関する請願

請願者 滋賀県坂田郡米原町下丹生 田口貞蔵外六十七名

紹介議員 須藤 五郎君

明治興業株式会社の米原鉱山区の操業により発生する発破音、振動、粉じん、飛石等の公害及び同会社の碎石工場の騒音、粉じん等の公害から地元住民の健康と生活を守るため、左記事項の実現を期されたい。

一、公衞害発生源に会社の責任で、完全な公衞害防止施設をつけさせるか、又は、生産装置の切

りかえ、あるいは、火薬の使用禁止、碎石工場の移転などを実施し、公公害をその根源で防止すること。

二、政府の「環境基準」をさらにきびしくし、「排出基準」は「環境基準」に合致させるなどの規制強化を図ること。

三、県、町に公選制の「公害委員会」をつくり、必要な法的権限を持たせ、公害紛争の解決、原因、調査、対策の立案、知事、町長への勧告などができるよう、これが法制化を図ること。

四、公害防止に関する権限を、大幅に国から県、町に移し、公害行政に住民の意思が反映しやすいようにすること。

五、公公害被害の補償は、会社、国、自治体の責任で行なうように規制すること。

第五五七号 昭和四十五年十二月十日受理
光化学スモッグ等大気汚染追放に関する請願
請願者 東京都大田区南馬込一ノ一四〇一

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五五七号 昭和四十五年十二月十日受理
光化学スモッグ等大気汚染追放に関する請願
請願者 東京都江東区猿江二ノ一ノ六江
東民主商工会内 小出貞彦外二百八十二名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第七一五号 昭和四十五年十二月十一日受理
光化学スモッグ等大気汚染追放に関する請願
請願者 東京都中野区中野三ノ八ノ一医療
法人財団中野勤労者医療協会城西
診療所内 奥山裕外百四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第六六八号 昭和四十五年十二月十一日受理
公害に関する請願
請願者 石川県金沢市金石本二ノ三ノ一一
前川清治外五十一名

紹介議員 上田 哲君
現行公害関連法規について、左記のとおり抜本的改正措置を講ぜられたい。

一、人命第一という立場で、公害対策基本法をはじめとする公害関連法規の改正と、公害行政の一元化を図ること。

二、公害防止に関する地方自治体独自の権限を認め、これを保障し、干渉しないよう制度化を図ること。

三、疑わしきは公害病とし、過失、無過失を問わず、刑事・民事上の準証責任を企業に負わせるとともに損害賠償責任、公害罪についても制度化を図ること。

四、公害発生によつて生じたいつさいの損害は、発生企業が賠償する義務のあることを制度的に確立すること。

五、公害発生企業が公害防止を事由とする解雇、労働条件の低下を行なわないよう行政上の指導措置をとるとともに、とくに中小企業に対する必要な財源措置を講ずること。

理由

勤労者はいま、激化、拡大する公害によつて、いのちと健康、生活環境の破壊という深刻な事態に直面している。企業の利潤のために多くの人間生活が打ちひしがれているにもかかわらず、企業は依然として生産を続けている。政府、自治体はならの具体的な防除、救済対策ができないよう現行の公害関連法規には多くの問題がある。

第六六九号 昭和四十五年十二月十一日受理
公害に関する請願

請願者 東京都足立区青井三ノ一七ノ一〇
八宮野信一外八百三十六名

紹介議員 木村禮八郎君
この請願の趣旨は、第六六八号と同じである。

第六七〇号 昭和四十五年十二月十一日受理
公害に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中区香呑町四ノ六 八木
明外四千九百十二名

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第六六八号と同じである。

第六七一号 昭和四十五年十二月十一日受理
公害に関する請願
請願者 名古屋市港区浜町三ノ三 石毛和
之外三百名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第六六八号と同じである。

第六七二号 昭和四十五年十二月十一日受理
公害に関する請願
請願者 兵庫県西宮市小曾根町一ノ三四
木下義則外五百十六名

紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第六六八号と同じである。

第六七三号 昭和四十五年十二月十一日受理
公害に関する請願

請願者 群馬県渋川市並木町二六六 原繁
男外七百二名

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第六六八号と同じである。

第六七九号 昭和四十五年十二月十一日受理
公害に関する請願
請願者 東京都江戸川区南小岩八ノ一六ノ
二 篠原洋子外六百九十一名

この請願の趣旨は、第六六八号と同じである。

第七〇〇号 昭和四十五年十二月十一日受理
公害に関する請願
請願者 千葉県東金市田間二五 野口五郎
九外四百十六名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第六六八号と同じである。

第七〇一号 昭和四十五年十二月十一日受理
公害に関する請願
請願者 山口県下関市長府町八幡八ノ一
井上善夫外二千七十六名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第六六八号と同じである。

第七〇二号 昭和四十五年十二月十一日受理
公害に関する請願
請願者 秋田市広面野添五七ノ八 鈴木悟
外千六百九十九名

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第六六八号と同じである。

第七〇三号 昭和四十五年十二月十一日受理
公害に関する請願
請願者 三重県津市高茶屋小森町五九九
森則夫外三千三百八十三名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六六八号と同じである。

第七〇四号 昭和四十五年十二月十一日受理
公害に関する請願
請願者 東京都千代田区永田町一ノ七ノ一
衆議院事務局内 丸山泰通外五十
一名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第六六八号と同じである。

第二号中正誤

ベシ 段 行 誤

四 二 六 審議會

審査会 正

第三号中正誤

ベシ 段 行 誤

三 三 終り 四 一 軒、二 軒
三 四 〃 三 杉原一男君

一件、二件 杉原一雄君 正

第四号中正誤

ベシ 段 行 誤

二 四 三 終り 三 規範を要請
二 一 三 土地

基盤を養成 機器 正

第五号中正誤

ベシ 段 行 誤

一 三 終り 七 定義
三 二 九 ひっくり

定義 ひっくり 正

公害対策特別委員会、地方行政委員会、法務委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、建設委員会、連合審査会
会議録第一号中正誤

ベシ 段 行 誤

四 三 終り 八 迫及
七 二 五 へんとう腺

迫及 へんとう腺炎 正

七 一 終り 九 差しつかぬ

差しつかぬ 慢性

三 四 〃 六 漫性

漫性

三 三 〃 七 防いで

ふさいで

昭和四十六年一月九日印刷

昭和四十六年一月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局